

宇和島市遊子水荷浦地区景観計画

平成 19 年 4 月

宇 和 島 市

<目次>

第1編 計画の基本的事項

I. 計画の概要.....	1-1
II. 宇和島市における景観形成.....	1-3

第2編 景観計画

I. 景観計画区域.....	2-1
II. 良好な景観の形成に関する方針.....	2-4
III. 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項.....	2-87
IV. 景観重要建造物または景観重要樹木の指定の方針.....	2-89
V. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項...	2-90
VI. 景観重要公共施設の整備に関する事項及び景観重要公共施設の占用等の基準.....	2-91
VII. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項.....	2-94

第3編 今後の課題.....	3-1
----------------	-----

第1編 計画の基本的事項

I. 計画の概要

1. 計画の目的

宇和島市西部沿岸、三浦半島北側中央部の水荷浦地区には、昔ながらの段畑の景観が現在も残されている。段畑の景観は、本地域の生業が反映された極めて貴重な景観であり、その重要性を鑑み適切に保全していくことが必要である。本計画は、段畑を中心とした本地域の景観を後世へと継承するため、景観形成の基本的な方向性を示すものである。

2. 計画対象地域

本計画は、宇和島市西部沿岸、三浦半島北側中央部の遊子地区最北部にあたる「水荷浦」を対象とする。

遊子地区は、古くは遊子村という一つの村であった。旧遊子村の集落は、矢野浦、明越、小矢野浦、甘崎、番匠、魚泊、水荷浦、津野浦の8つ、「八浦」と称されており、水荷浦はこの八浦の最北部に位置している。

3. 計画の位置付け

本計画は、景観法に基づく景観計画として策定する。

策定にあたっては宇和島市のこれまでの景観関連施策、及び平成17年度に検討された「宇和島の段々畑保存・活用計画」を踏まえるとともに、「第四次宇和島市長期総合計画」や他の関連計画との整合を十分に図り、本市のまちづくりの一環として検討を行った。

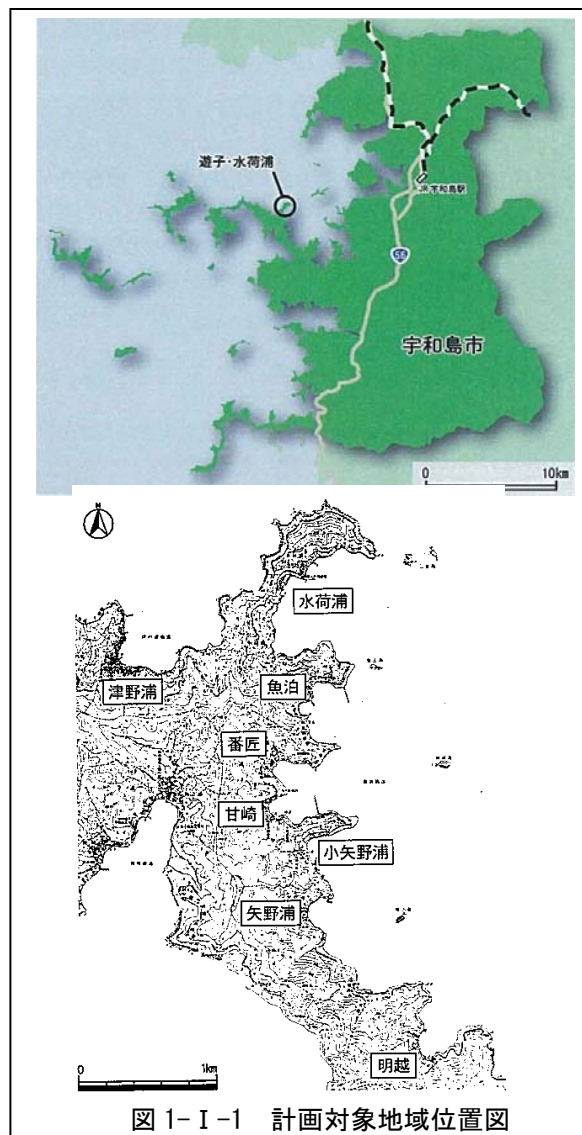


図 1-I-1 計画対象地域位置図

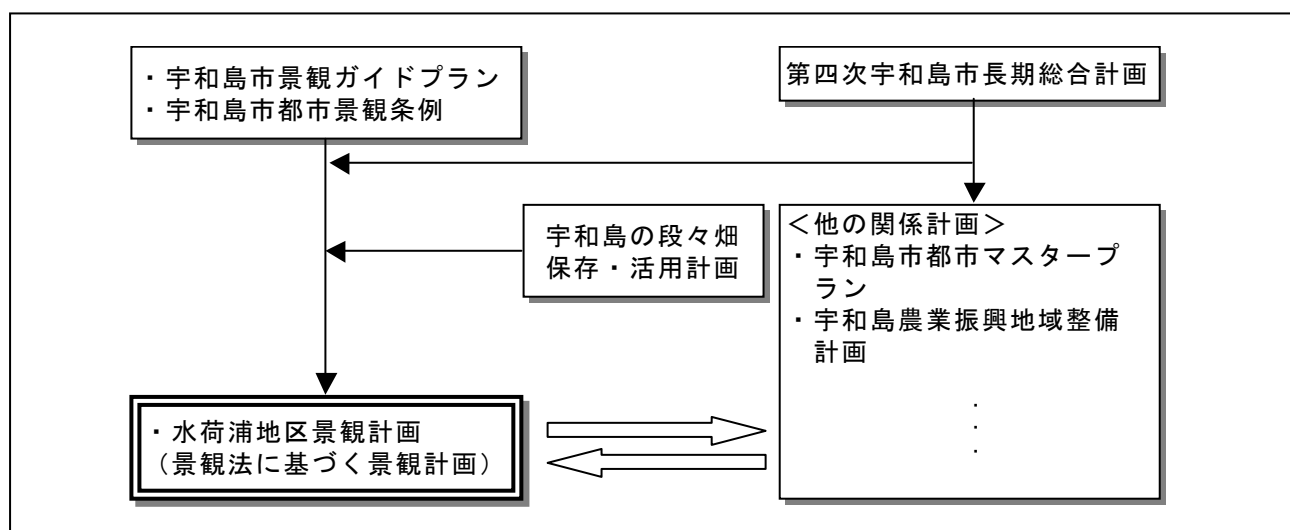


図 1-I-2 計画の位置付け

4. 計画策定の手順

計画の策定は、以下のフローに基づき実施した。

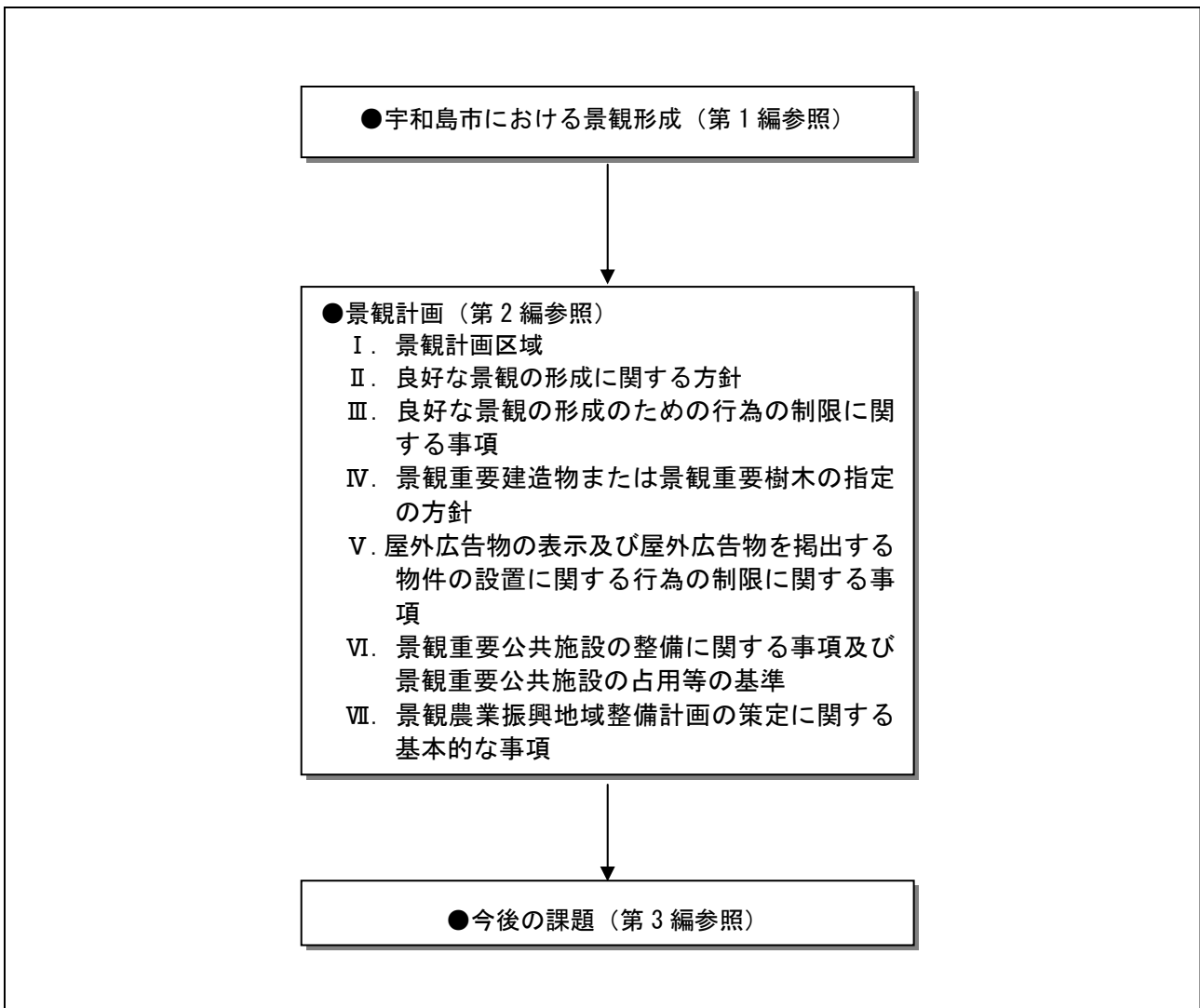


図 1- I -3 計画検討フロー図

Ⅱ．宇和島市における景観形成

1．これまでの景観関連施策

本市では、これまでに以下のような景観に関連する施策が実施されている。

（１）宇和島市景観ガイドプラン（平成７年１２月策定）

本ガイドプランは、本市の都市景観の形成を総合的・計画的に進めるため、行政、市民、企業が一体となって取り組む基本的な方向性を示したものである。

本プランでは、上記の目的を踏まえ、本市が目指す景観の将来像、景観づくりの基本条件等が示されている。

<宇和島市が目指す景観の将来像>

- ①生活環境の「うるおい」を感じるまち
- ②歴史が「いきる」まち
- ③高い文化の「風格」をかもしだすまち
- ④豊かな自然との「調和」景観
- ⑤活力ある「新しい顔」のあるまち

<宇和島市の景観づくりの基本条件>

- ①宇和島市のシンボルとしての城山（宇和島城）を大切にする
- ②平地が少ない市街地の地形条件を活かす
- ③ふれあいのあるアメニティ豊かな居住景観の形成
- ④周りを山と海で囲まれた変化のある自然的景観を活かす
- ⑤新しく生まれかわる都市景観に着目する

本プランでは、景観形成の方向性を示すために、中心市街地を対象に景観の構造を分析（面、線、点により分析）し、また市全域を対象に景観を類型化（田園集落景観、緑地景観等）して、それぞれの景観形成基本方針を定めている。

遊子地区は、これら景観類型の中で、「水辺景観」として位置付けられており、以下の方針に従い景観形成を実施することとなっている。

<「水辺景観」の基本方針>

- 全国的に著名なリアス式海岸線の保全と、水際を活かした景観の整備を図る。
- 海・川と丘陵・山麓部が一体となった水辺景観の保全・育成に努める。
- 親水護岸の整備を図り、緑を活かした周辺の緑化を推進する。
- 自然河道と堤防（工作物等）が調和した親しみのある美しい水辺空間として景観の形成に努める。
- 水辺空間を市民に開かれたオープンスペースとして整備し、そこからの海・山・まちなみ等の眺望景観の確保に努める。

（２）宇和島市都市景観条例（平成８年１月施行）

本条例は、「自然と調和し、潤いと活力ある都市景観を守り、育て、創造することに関し、必要な事項を定めることにより、親しみと愛着と誇りをもてる美しいまちづくりを推進し、もって住環境及び市民文化の向上に資すること」を目的に制定され、以下の項目について定めている。

＜宇和島市都市景観条例の内容＞

○第１章 総則

目的、定義、市長の責務、市民及び事業者の責務、財産権の尊重等、都市景観形成基本計画の策定

○第２章 都市景観形成地区

都市景観形成地区の指定、都市景観形成基準、景観形成地区内の行為の届出、地区基準の遵守、助言及び指導、空き地の管理に関する要請

○第３章 大規模建築物等

大規模建築物等の新築等の届出、助言及び指導

○第４章 都市景観建築物等

都市景観建築物等の指定、指定の解除、現状変更等の届出、助言及び指導

○第５章 水辺、緑及び歴史文化の景観形成

水辺の景観形成、緑の景観形成、歴史文化の景観形成

○第６章 都市景観市民団体

都市景観市民団体の認定

○第７章 表彰

表彰

○第８章 都市景観審議会

都市景観審議会の設置

○第９章 雑則

委任、施行期日、経過措置

本条例では、重点的に都市景観の形成を図る必要があると認める地区を、都市景観形成地区として指定することとしており、指定した際には、以下のうち必要な事項を定めることとしている。

- （１） 建築物の規模、敷地内における位置、色彩及び形態
- （２） 工作物の規模、位置、色彩及び形態
- （３） 広告物の規模、位置、数量、色彩、形態及び表示方法
- （４） 土地の形質
- （５） 木竹の態様
- （６） その他市長が必要と認める事項

2. これからの展開について

本市では、これまでの景観に関連する施策を踏まえ、今後も景観形成に取り組んでいくものとするが、平成 17 年度に吉田町、三間町、津島町との市町合併が終わったばかりであり、また国としての景観施策の新たな枠組みである景観法を踏まえた今後の展開についても、現在のところ、本市の景観施策の展開方針が十分に定まっていないところである。

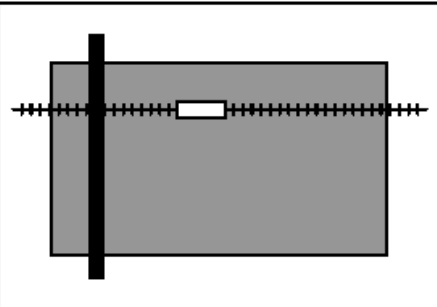
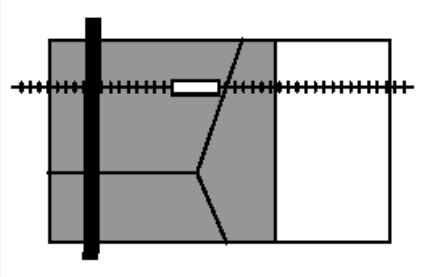
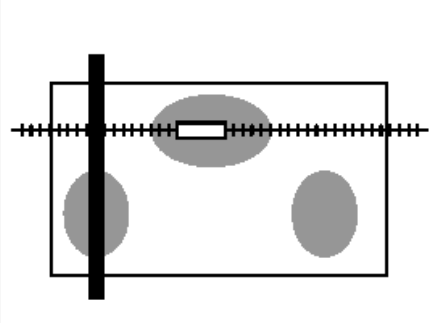
そこで、本市では、最初から市全域を対象に景観計画の検討をするのではなく、市域の中でも重要度が高く、検討が急がれる地域を対象に検討を進めることとし、重要な地域の検討を進めながら、その成果を踏まえた上で全市的な検討を進めていくものとする。

＜景観法に基づく本市の展開方針＞

重要地域の検討を先行的に実施しながら段階的に検討を推進

(参考)

＜景観計画区域の設定パターン＞

パターン 1：行政区全域を区域に設定 すでに景観条例を策定している市町では、市町全域を条例対象として景観誘導しているケースが多いものと考えられる。既に景観に関する基本的な考え方が示され、景観条例を景観計画に移行する場合等においては、市町全域を対象に景観計画を策定することが考えられる。	
パターン 2：行政区等をエリア分けして設定 市町全域ではなく、地域特性や景観特性に応じたエリアを限定（複数エリアも可）して景観計画を策定するパターンである。	
パターン 3：一部の区域を限定して設定 行政区のなかで、特に積極的に景観形成や規制誘導を図る区域を限定して景観計画を策定する場合が想定され、「すぐに動き出すことができる」という点で有効な区域パターンと考えられる。 パターン 2 との違いは、景観計画区域となるエリアが分離・独立している点である。	

(出典：「えひめ景観計画策定ガイドライン」平成 17 年 11 月 愛媛県)

第2編 景觀計画

I. 景観計画区域

1. 区域設定の考え方

本地域の景観は、段畑を中心として半島の尾根より海域までの連続した景観である。また、これらの地域には段畑成立の背景となる生業に係わる様々な要素が点在しており、それらも本地域の景観を構成する重要な要素である。

従って、段畑を中心とした一体的にまとまりのある範囲と、段畑に関わりのある各種関連要素を含む地域を景観計画区域に設定することとし、「宇和島の段々畑保存・活用計画」の検討結果を踏まえ、以下の考え方で景観計画区域を設定する。

①対象地域の中で、現在もなお段畑が特に良く残っている地区を中心とする。

②本地域の景観は、半島状の丘陵（尾根～斜面）～丘陵麓部の集落～海（海岸～宇和島湾）の連続した景観であり、地形に即した土地利用は相互に関連性があることから、丘陵から海までを含む範囲とする。海域の範囲は、養殖筏が浮かぶ漁港区域を目安として設定する。



2. 景観計画区域

以上の考え方により設定した景観計画区域（以下、「計画区域」と称する）を、以下に示す。区域界は、汀線界、稜線界、道路敷など、出来るだけ明確に区分できる位置とする。

表 2-I-1 景観計画区域面積

区域	面積
景観計画区域	約 166ha 〔 内、陸域面積 約 47ha 〕 〔 内、段畑の面積 約 4ha 〕

* 景観計画区域及び計画区域の陸域の面積については地形図より計測、段畑の面積は登記面積より算定した。

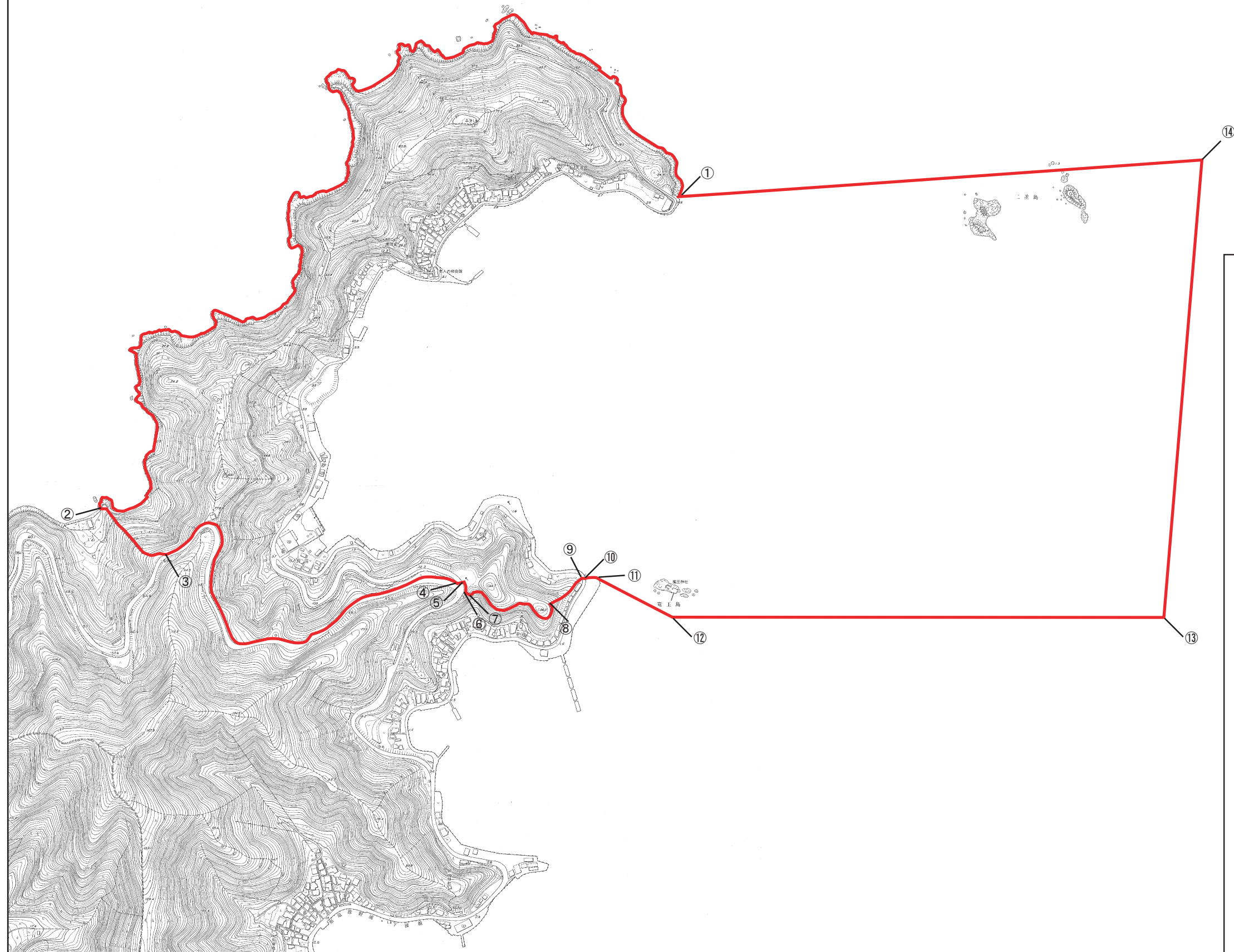
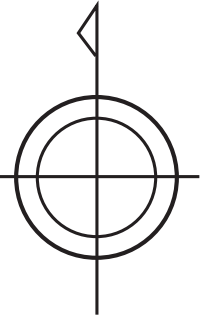


図2- I -1 景観計画区域図

凡例

— : 景観計画区域界

①－②	汀線界
②－③	稜線界（道路（歩道）敷（含）界）
③－④	道路敷（除）界
④－⑤	道路中心線と直交する直線界
⑤－⑥	道路敷（除）界
⑥－⑦	道路中心線と直交する直線界
⑦－⑧	等高線（30m）界
⑧－⑨	稜線界
⑨－⑩	道路中心線と直交する直線界
⑩－⑪	汀線界
⑪－⑫	龍王神社から真南へ50mの点⑫と護岸先端（点⑫を通る直線が護岸と接する点）を結ぶ直線界
⑫－⑬	点⑫から真東への直線が漁港区域界と交わる点⑬と点⑫を結んだ直線界
⑬－⑭	漁港区域界
⑭－①	漁港区域界

S=1 : 8, 000



(参考) 海域の範囲について

海域の景観計画区域の範囲は、漁港区域の範囲を目安として設定しているが、南側の境界については、以下のように設定した。

- ① 竜王島は、本地域の景観において重要な構成要素であることから、景観計画区域に含めるものとするが、竜王島を陸域から見た際、島の全景が景観計画区域に含まれることが望ましい。
- ② そこで、主要な視点場の一つである「段畑上部の市道」より、竜王島方面の景観を眺めた際に、島の全景が景観計画区域に含まれるように南側の境界を設定する。
- ③ 下図より、龍王神社を中心として半径 50m の範囲が景観計画区域に含まれるように設定した。

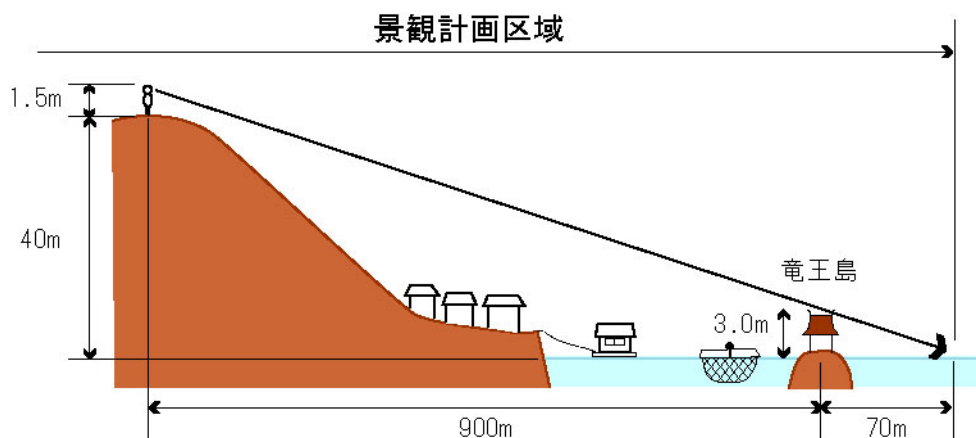


図 2-I-2 A-A' 模式断面図

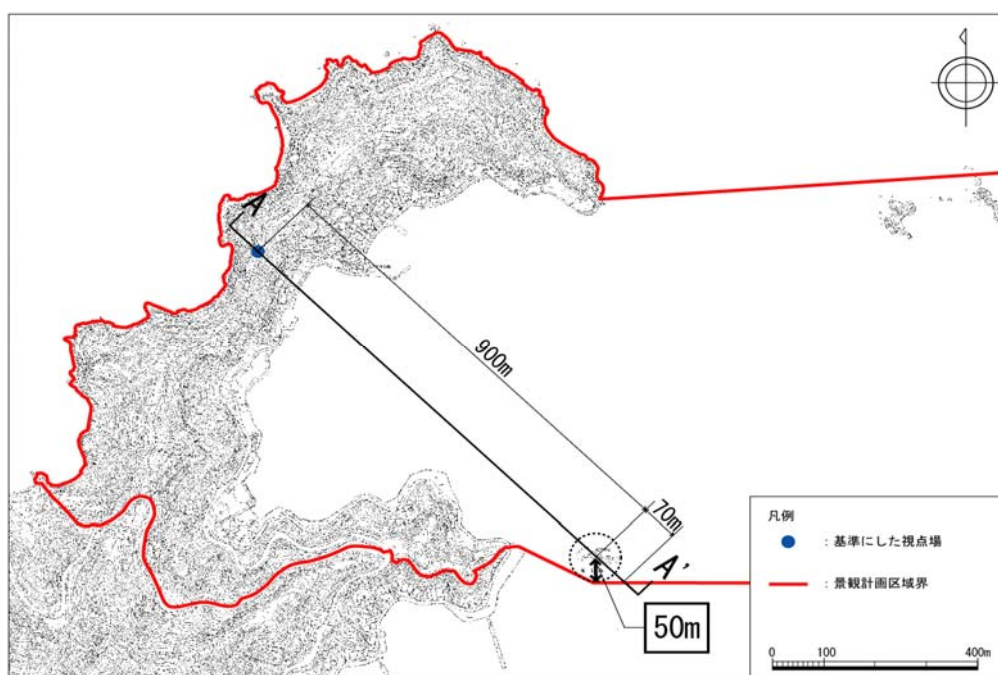


図 2-I-3 海域範囲検討図

Ⅱ. 良好な景観の形成に関する方針

1. 周辺地域の概況

(1) 自然環境

1) 気候

宇和島市の気候は、黒潮の影響を受けた太平洋沿岸地区と降水量の少ない瀬戸内海沿岸地区との中間的な気象区分となっており、西側が豊後水道に面し、東側に 1,000m 級的高峰が連なっているため、夏の南東風のフェーン現象で最高気温が上がり、冬の北西季節風が強い時には日本海側の冬の気象と似た現象を起こすのが特徴といえる。

表 2-Ⅱ-1 気象の推移

年次	気温 (°C)			降水量 (mm)	平均湿度 (%)	最大瞬間風速	
	平均	最高	最低			m/s	風向16方
平成13年 (2001)	17.0	35.7	-2.2	1,471.0	71	33.2	WNW
平成14年 (2002)	17.2	35.7	-0.9	1,049.5	69	29.3	WNW
平成15年 (2003)	17.0	34.6	-2.0	1,864.0	71	34.3	SE
平成16年 (2004)	17.4	36.7	-3.3	2,305.0	72	47.3	S
平成17年 (2005)	16.6	35.4	-2.1	1,622.5	71	39.8	W

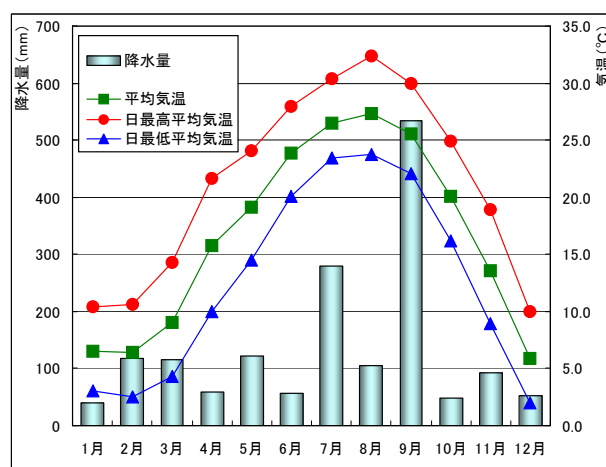


図 2-Ⅱ-1 年間の気温・雨量 平成 17(2005) 年
(資料：気象庁 H P)

2) 地形・地質

①地形

遊子地区を始めとした西部の沿岸は起伏の激しい陸地が沈降して形成された典型的なリアス式海岸で、入江と半島が複雑に入り組んでおり、海岸に平地が少なく深い入江を持つのが特徴である。「地形分類図」によると、「小起伏山地」に属しており、低位の山地地区であるが山地形はかなり鋭角的とある。

②表層地質

遊子地区は「表層地質図（平面的分布図）」によると、「砂岩・頁岩互層」に分類され、砂岩は石材として、または碎石として骨材や舗装材に使われているとある。

③土壌

「土壌図」によると、遊子地区の土壌は海岸部の「残積性未熟土壌」と山腹・山頂部の「黄色土壌」により構成されている。「残積性未熟土壌」は乾燥せき悪な土壌で腐植に乏しいが、「黄色土壌」は台地水田、果樹園、畑地の大部分があたる土壌であり、県下全域に分布が広いとある。



凡 例

 小起伏山地

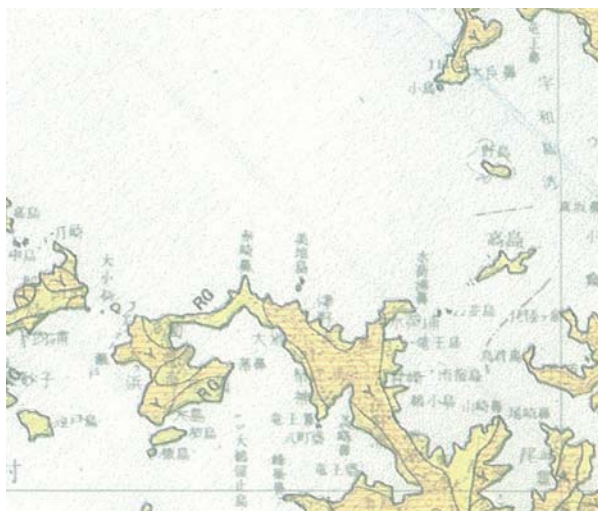
図 2-II-2 地形分類図（国土庁土地局国土調査課「土地分類図（愛媛県）」（1971））



凡 例

 砂岩・頁岩互層

図 2-II-3 表層地質図（国土庁土地局国土調査課「土地分類図（愛媛県）」（1971））



凡 例

 黄色土壌

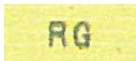
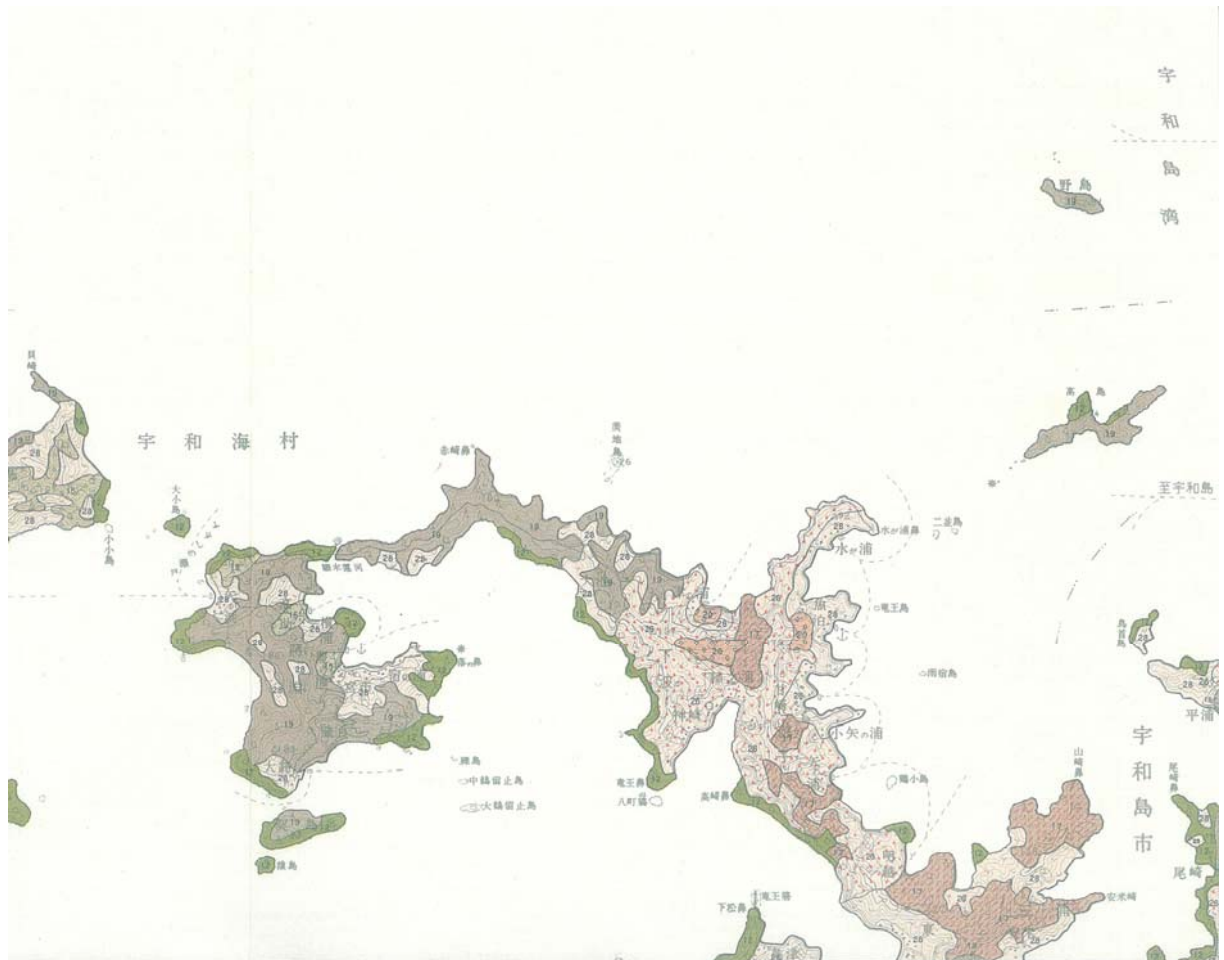
 残積性未熟土壌

図 2-II-4 土壌図（国土庁土地局国土調査課「土地分類図（愛媛県）」（1971））

3) 植生

昭和 57 (1982) 年 (現在刊行される植生図で最新のもの) における遊子地区の現存植生は、大部分が常緑果樹園により構成され、水荷浦など東側斜面が畑地となっており、高標高部ではオンツツジーアカマツ群集が位置している。また、一部で耕作放棄によるものと思われるクズ群落が出現している。



凡 例

12	ウバメガシ群落
17	オンツツジーアカマツ群集
19	クロマツ群落
20	クズ群落
25	常緑果樹園
28	畑地雑草群落

図 2-II-5 第 2・3 回自然環境保全基礎調査 (植生調査) 現存植生図 (環境庁) 伊予高山 1982

4) 自然環境

遊子地区周辺の自然環境資源として、環境省が発表している自然環境情報図では、「藻場」、「多島海」、「溺れ谷」、「自然海岸」が挙げられている。

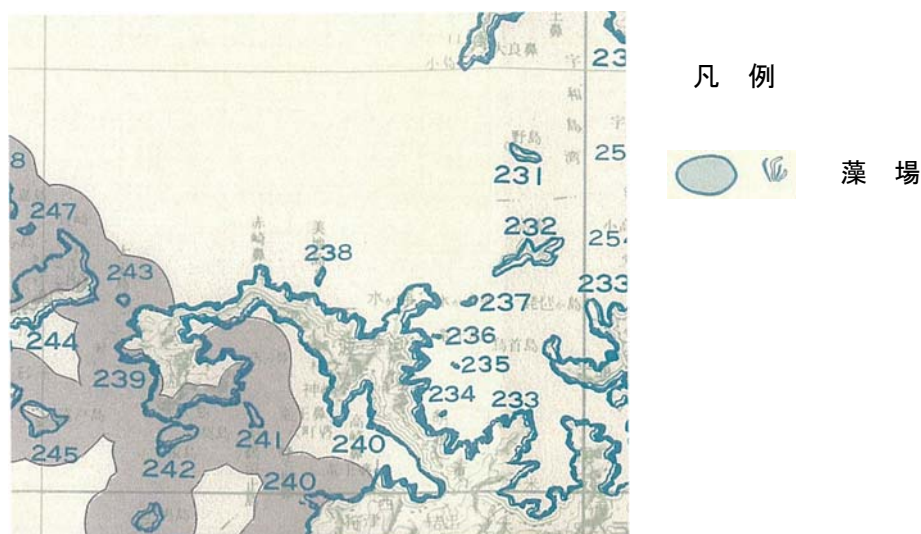


図 2-II-6 第 2 回自然環境保全基礎調査 愛媛県動植物分布図（環境庁）1981

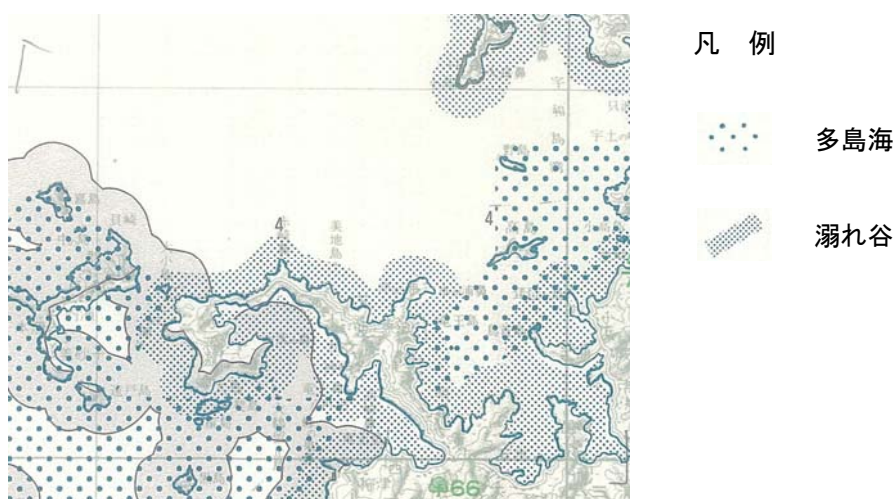


図 2-II-7 第 3 回自然環境保全基礎調査 愛媛県自然環境情報図（環境庁）1989

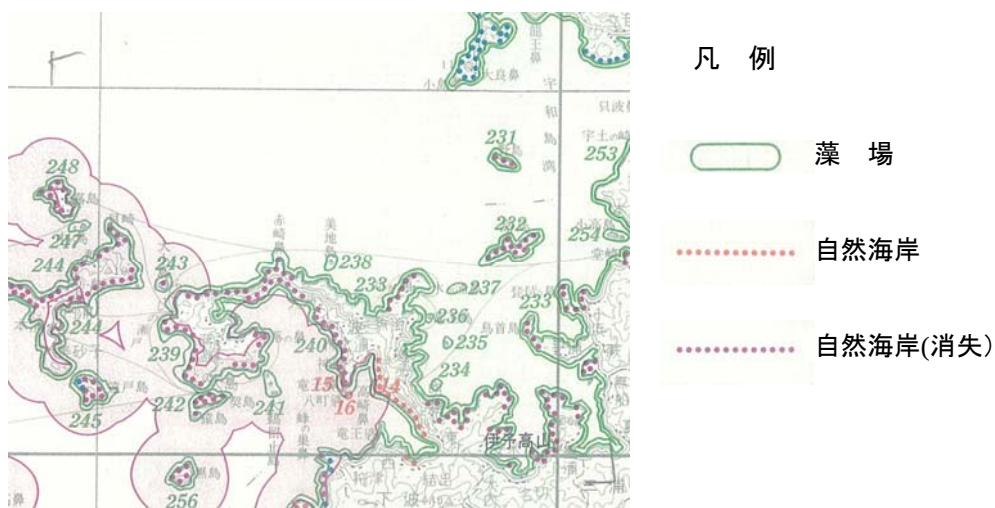


図 2-II-8 第 4 回自然環境保全基礎調査 愛媛県自然環境情報図（環境庁）1995

(2) 社会環境

1) 人口・世帯

宇和島市では、経済の高度成長期に大都市へ人口が流出したため、現在の市域で見ると、昭和 30 (1955) 年の総人口 144,472 人をピークとして人口減少が続いたが、昭和 50 (1975) 年ごろから増加に転じ、昭和 55 年には 11 万人台を回復した。しかし、昭和 60 (1985) 年ごろから再び人口が減少し始め、平成 2 (1990) 年の国勢調査で 11 万人を下回って以降は、年間千人程度の減少が続いている。

遊子地区 (旧遊子村) についてみると、戦後から継続的に人口が減少してきたが、昭和 50 (1975) 年ごろから漸増に転じ、1,500 人台を回復したが、再び減少に転じ平成 16 (2004) 年末では 1,273 人となっている。

一方、核家族化と世帯分離が進んだことから、市域全体、遊子地区いずれも 1 世帯あたりの平均人員は減少傾向にある。

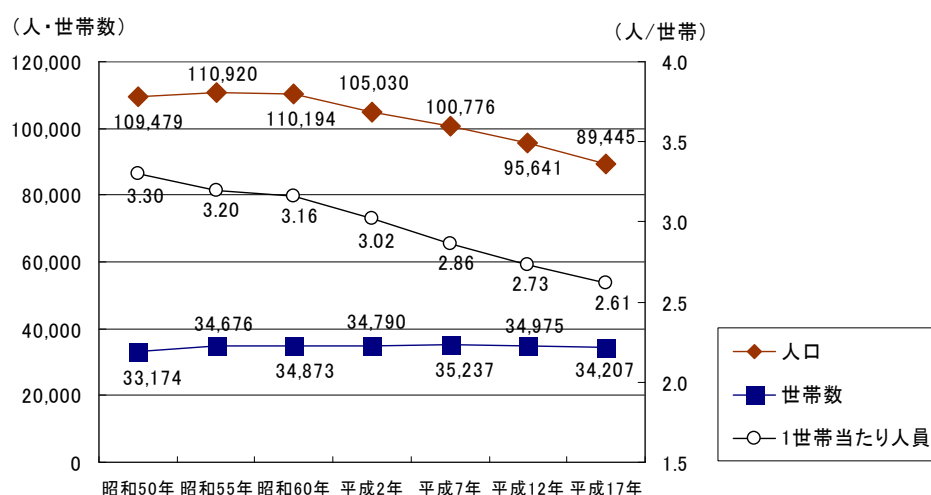


図 2-II-9 宇和島市域全体における人口・世帯数の推移

(資料：国勢調査)

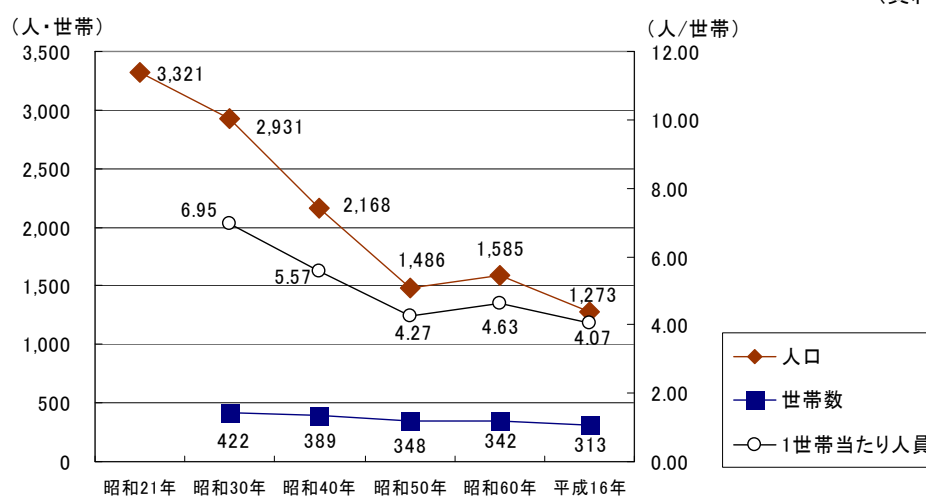


図 2-II-10 遊子地区における人口・世帯数の推移

(資料：昭和 60 (1985) までは「遊子の歴史」、平成 16 (2004) 年データは住民基本台帳による。)

(出典：第四次宇和島市長期総合計画)

2) 産業

①産業構成

宇和島市の産業構成を産業別就業人口でみると、第1次産業 20.3%、第2次産業 16.2%、第3次産業 63.5%となっている。愛媛県の平均と比べて、第2次産業就業人口比率が低く、第1次産業就業人口比率が高くなっており、農業・漁業が重要な産業であることを示している。水荷浦地区の位置する三浦半島では、農業・漁業が産業の中心となっている。

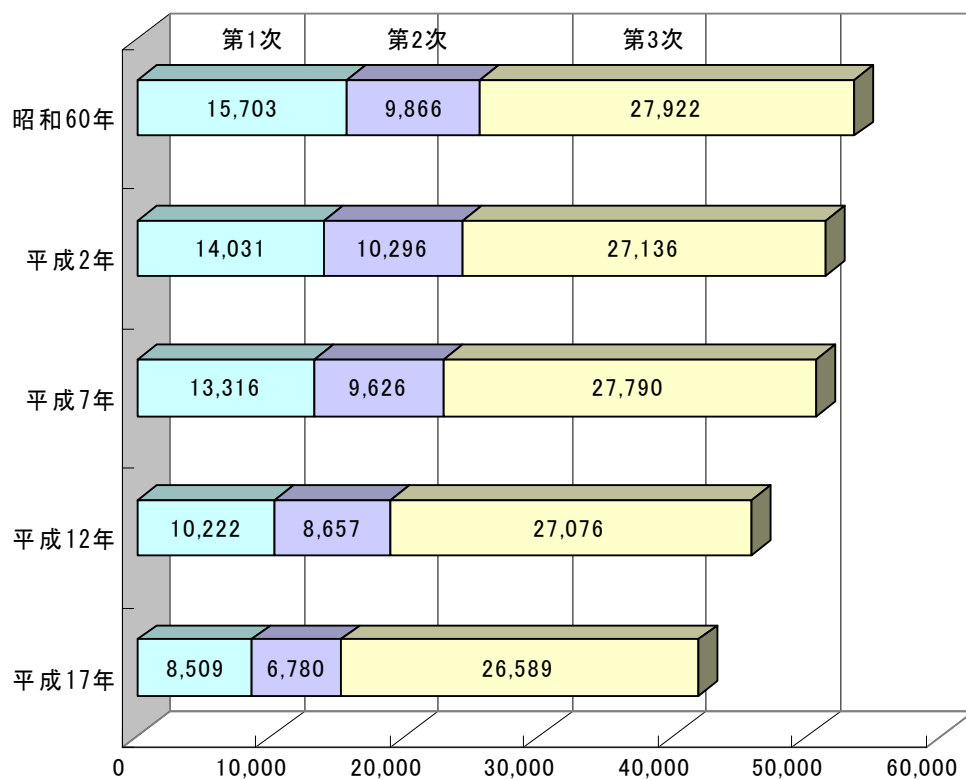


図 2-Ⅱ-11 宇和島市の産業別人口構成 (人)

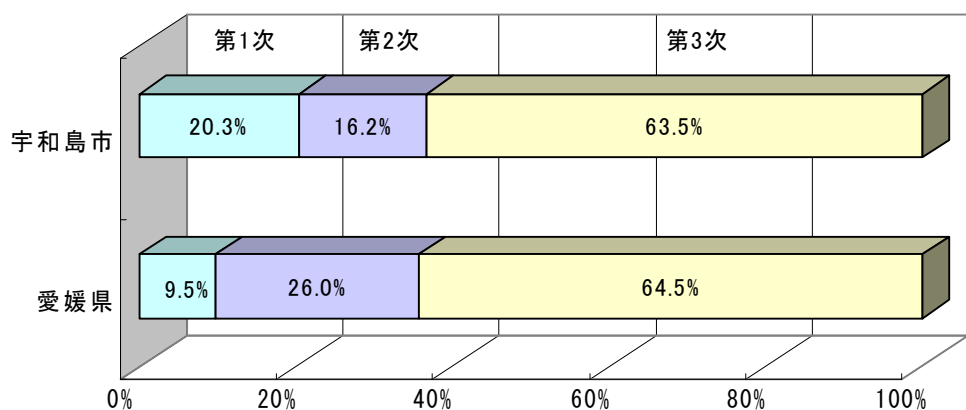


図 2-Ⅱ-12 平成 17 年における宇和島市・愛媛県・全国の産業別人口構成

(出典：宇和島市市勢要覧 2007)

②農業

農業については、地域の立地特性を活かした柑橘類の果樹が基幹作物となっているが、全国的な産業構造の変化に伴い、農家数・農業就業人口・経営耕地面積の全てにおいて年々減少が進んでいる。

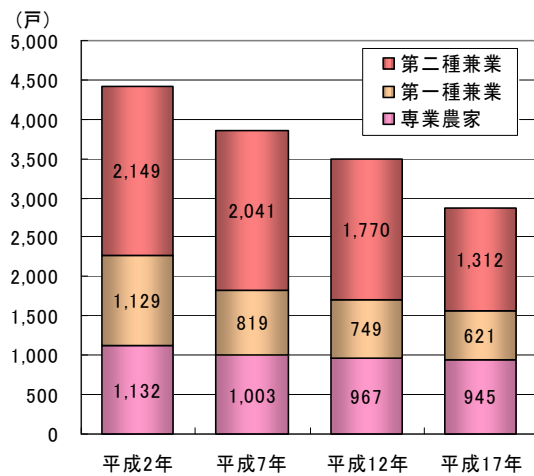


図 2-II-13 農家数の推移

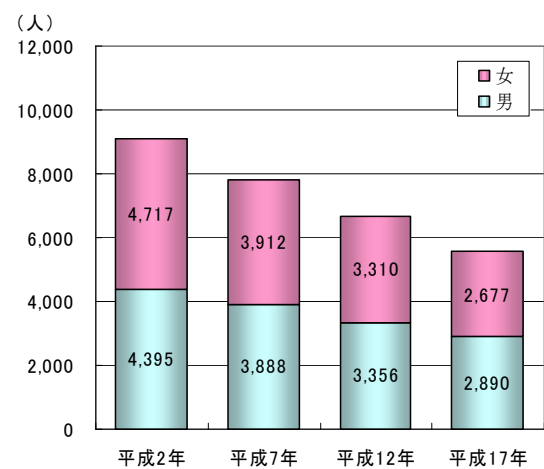


図 2-II-14 農業就業人口の推移

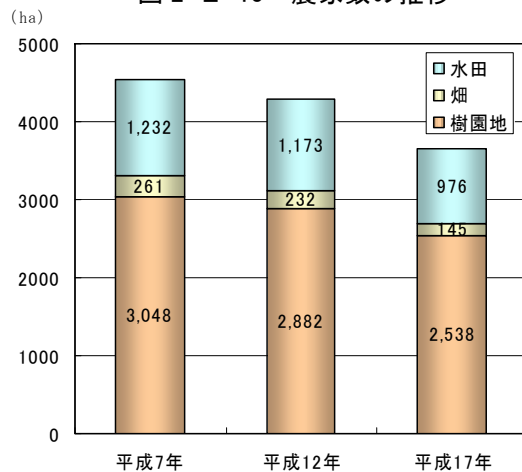


図 2-II-15 経営耕地面積の推移

※平成17年度より調査対象が農業経営体のみとなっている。

表 2-II-2 農業粗生産額及び生産農業所得

(単位：千円)

区分		平成 14 (2002) 年	平成 15 (2003) 年	平成 16 (2004) 年
耕種	米	1,060,000	1,240,000	1,080,000
	雑穀・豆類・いも類	270,000	300,000	280,000
	野菜	870,000	830,000	880,000
	花き	80,000	60,000	50,000
	種苗・苗木・その他	2,500,000	2,270,000	2,910,000
	果実	6,230,000	6,010,000	6,370,000
畜産	肉用牛	220,000	2100,000	240,000
	乳用牛	220,000	200,000	220,000
	豚	×	×	200,000
	鶏	410,000	490,000	510,000
	その他	0	10,000	10,000
農業粗生産額		12,175,000	11,860,000	12,740,000
生産農業所得		5,200,000	4,620,000	5,380,000

※「×」は統計数値未公表

(出典：宇和島市市勢要覧 2007)

③漁業

漁業については、全国有数の生産地として知られるタイ・ハマチ等を主とした魚類養殖と、真珠養殖が中心となっている。特に真珠、真珠母貝及び魚類養殖業の養殖漁業は、全国有数の生産地となっている。しかし、平成 8（1996）年より顕著となった真珠貝が大量に斃死するという状況が続いており、真珠業界は深刻な状況にある。また、魚類養殖業についても、魚価の低迷、斃死の増大等によりその経営は厳しくなっている。

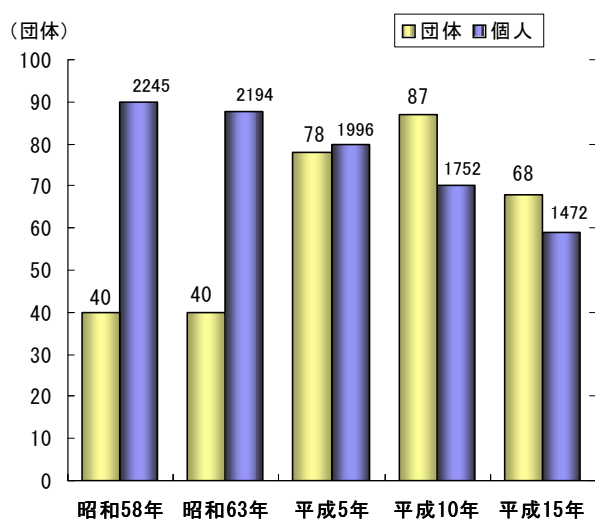


図 2-Ⅱ-16 漁業経営体数の推移

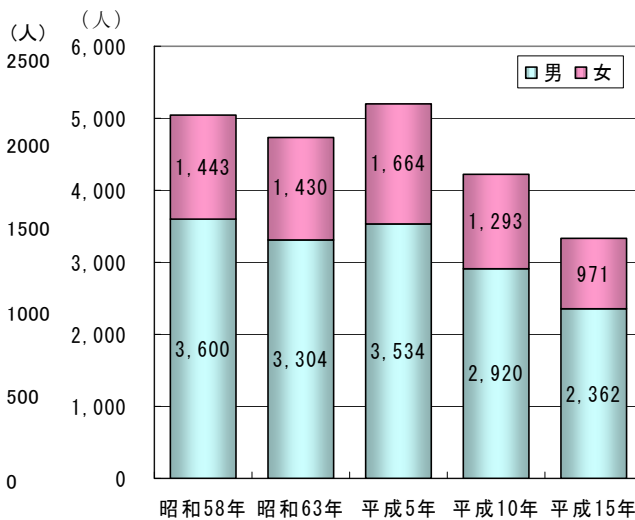


図 2-Ⅱ-17 漁業従業者数人口の推移

表 2-Ⅱ-3 漁業種類と漁獲量の推移

(単位：漁獲高—千円、漁獲量—トン)

区 分 漁業種類		平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年
		漁獲高 (漁獲量)	漁獲高 (漁獲量)	漁獲高 (漁獲量)	漁獲高 (漁獲量)	漁獲高 (漁獲量)
	まき網計	778,461 (4,826)	1,291,320 (5,766)	948,915 (4,181)	1,202,575 (7,334)	1,239,258 (7,891)
	小型底びき網	85,903 (182)	65,033 (137)	53,808 (143)	195,187 (351)	67,865 (165)
	敷網	77,432 (233)	61,467 (213)	55,014 (198)	38,604 (185)	37,252 (182)
	刺網	260,675 (337)	225,790 (309)	217,614 (303)	202,718 (310)	181,458 (260)
	小型定置網	18,764 (33)	11,739 (20)	10,365 (19)	10,205 (20)	13,281 (23)
	その他の漁業 (つり、はえなわ)	1,313,180 (2,100)	891,204 (1,638)	669,178 (1,358)	700,295 (1,473)	645,299 (1,392)
海面養殖業	真珠	5,234,751 (7)	6,891,879 (10)	4,777,119 (9)	4,282,455 (7)	4,380,716 (7)
	真珠母貝	1,277,498 (1,055)	712,987 (835)	694,603 (814)	677,943 (796)	585,648 (664)
	魚類養殖	35,003,198 (40,156)	32,806,944 (39,512)	33,758,097 (48,553)	33,408,969 (50,813)	32,700,256 (47,697)
	その他の養殖	250,035 (7)	271,568 (3)	333,202 (23)	305,257 (20)	447,127 (12)
合計		44,299,897 (48,936)	43,229,931 (48,443)	41,518,396 (55,601)	41,025,835 (61,309)	40,301,686 (58,293)

(出典：宇和島市市勢要覧 2007)

3) 交通

陸上交通は、鉄道がＪＲ予讃線と予土線の２本、道路では国道が５６号、３２０号、３７８号及び３８１号の４路線、主要地方道の６路線などが整備されている。

また、２０００年に徳島市を起点とし大洲市を終点とする四国縦貫自動車道が全線開通し、さらに、２００４年に大洲道路（一般国道５６号自動車専用道路）及び大洲北只ＩＣから西予宇和ＩＣ間の松山自動車道が開通し、南予地域と松山市方面さらには関西圏や中国圏等とのアクセスが向上しつつある。

海上交通は、盛運汽船が宇和島～九島間をフェリーにより連絡しているほか、蔣淵・戸島、日振島等への定期便が運行されている。

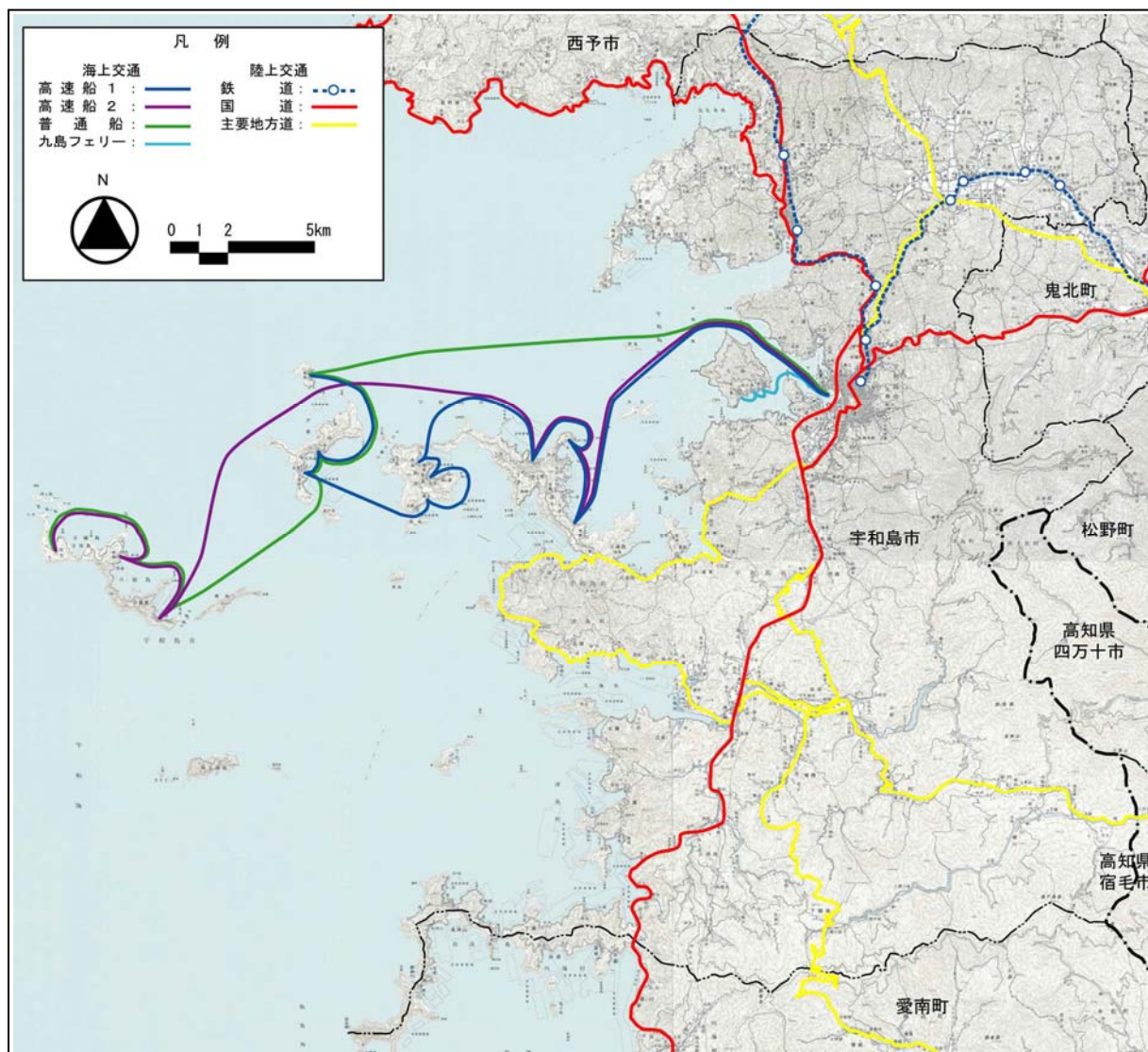


図 2-II-18 主要交通網図

4) 観光

平成 17 年、平成 16 年の観光入込客数は約 200 万人であり、そのうち 9 割が日帰り客である。また、観光地別割合を見ると、買物と温泉が最も多く、次いでイベント、スポーツ・レクリエーション、文化・歴史となっている。観光客の居住地を見ると、県内が 54.8%、四国 3 県が 17.5%と四国で 72.3%を占め、次いで近畿、中国、関東となっている。

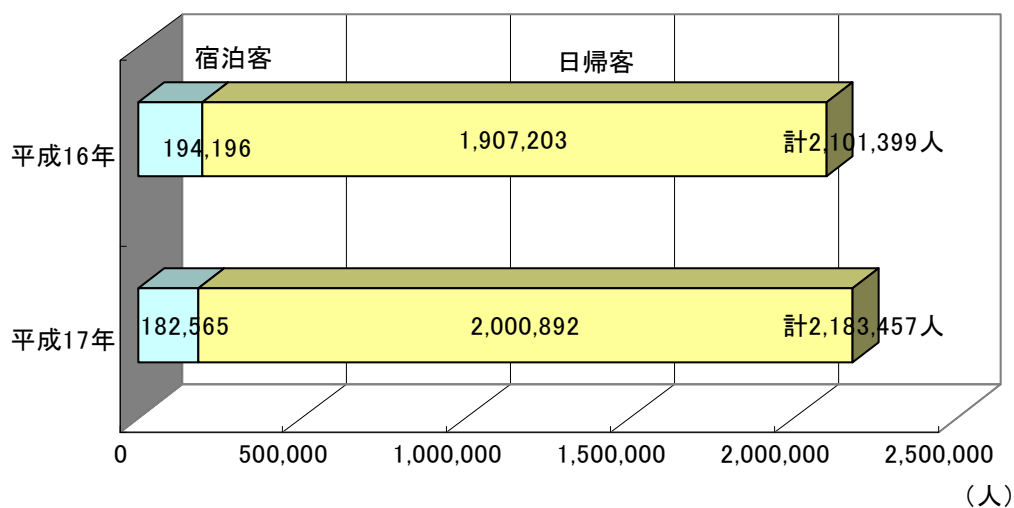


図 2-II-19 観光入込客数

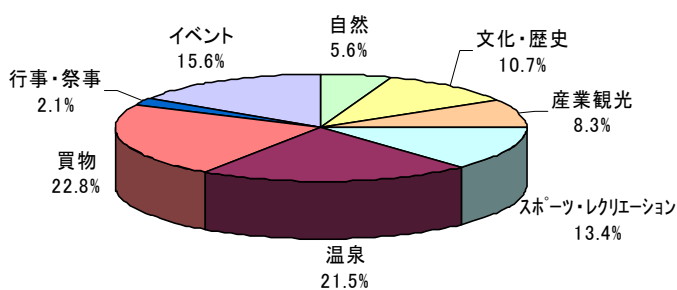


図 2-II-20 観光地別割合(平成 17 年)

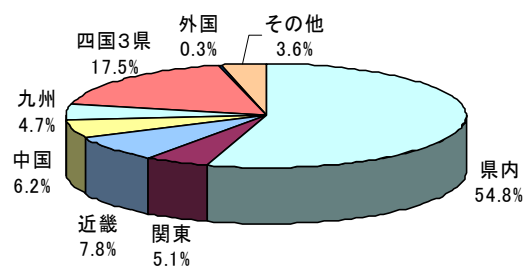


図 2-II-21 居住地別割合(平成 17 年)

(資料：商工観光課)

(3) 歴史・文化環境

1) 市の歴史

宇和島市は、古くは宇和郡の一部であり、文禄4(1595)年、藤堂高虎が宇和郡7万石の領主となり、板島丸串城を改築、この地に本格的な城下町としての体制を整えたと言われている。慶長19(1614)年には仙台藩伊達政宗の長庶子、秀宗が宇和郡10万石を拝領し、その後の歴代藩主とともに城下町として発達してきた。明治4(1871)年の廃藩置県後は、宇和島県と称し、翌(1872)年には神山県と改称したが、同6(1873)年石鉄県と合併し、新たに愛媛県が誕生してから県都は松山に移ったが、宇和島は南予の中心地として発展してきた。

明治22(1889)年に宇和島町として町制を施行したが、当時の宇和島町は、辰野川と神田川に囲まれた城東・城南の地域で、城北地区はわずかに向新町・恵美須町・船大工町・須賀通筋の地区と、西側は城山をめぐる丸之内地区だけであった。

大正6(1917)年に、宇和島町を取り巻いていた丸穂村を編入し、大正10(1921)年には八幡村と合併して市制を施行した。昭和9(1934)年に九島村、同30(1955)年に高光村と三浦村、同32(1957)年来村、同49(1974)年に宇和海村を、平成17(2005)年には三間町・吉田町・津島町と合併し、現在に至っている。

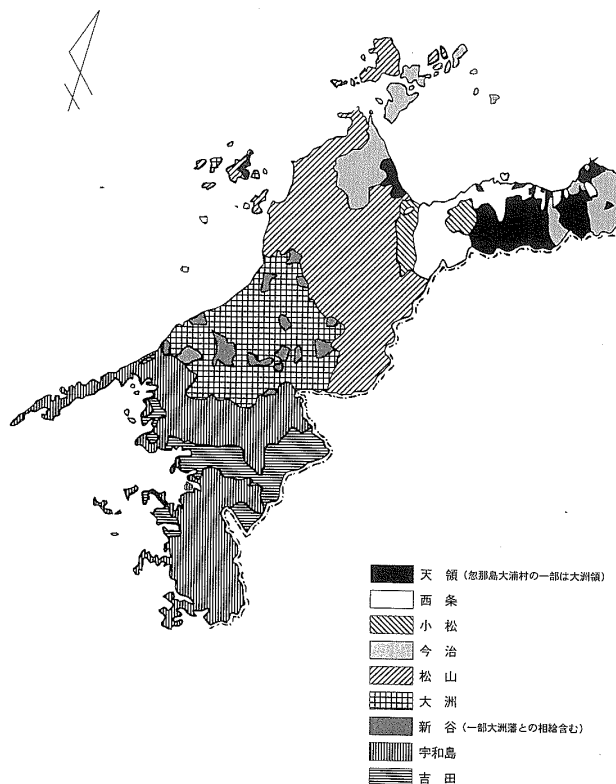


図2-II-22 伊予八藩領域図(幕末期)

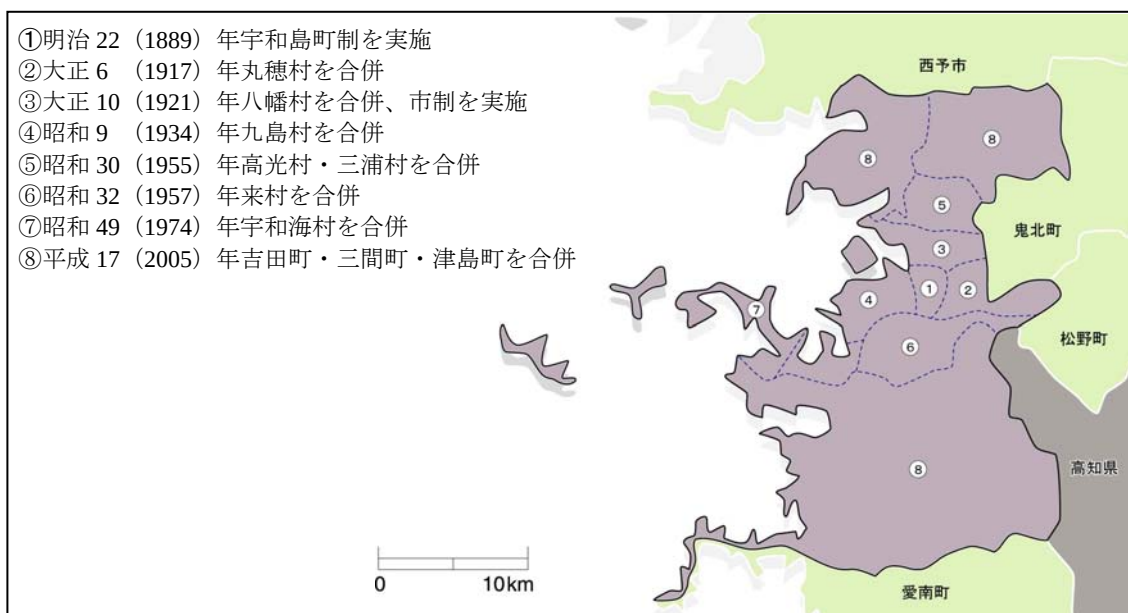


図2-II-23 市域の移り変わり

表 2-Ⅱ-4 宇和島歴史年表

時代	年	主な出来事
安土・桃山	天正 3 (1575)	西園寺宣久（来村殿）板島丸串城の城主となる
	12 (1584) ころ	豊後大友氏、土佐一条氏、長宗我部氏がたびたび侵入し宇和郡の諸城を攻めた
	13 (1585)	豊臣秀吉の四国平定の結果、小早川隆景が伊予国に封ぜられた
	15 (1587)	戸田勝隆が宇和、喜多両郡に封ぜられ、板島丸串城には戸田与左衛門を居城させた
	文禄 4 (1595)	藤堂高虎が宇和郡内 7 万石に封ぜられ、板島丸串城を本城とする
	慶長 元 (1596)	高虎が板島丸串城の築城を始めた
	5 (1600)	関が原の戦いの功により、加増伊予半国 20 万石の領主となる
	6 (1601)	板島丸串城の築城工事ほぼ完成
	7 (1602)	高虎検地を実施
江戸	13 (1608)	今治城完成。高虎今治に移り、板島丸串城に城代を置く。8 月、高虎伊勢津に転封、宇和 10 万石には富田信高が入封した
	18 (1613)	富田信高改易。宇和郡 10 万石は天領となり藤堂家お預け、藤堂新七郎が城代となった
	19 (1614)	伊達政宗の長庶子秀宗宇和郡 10 万石に封ぜられる
	元和 元 (1615)	秀宗宇和郡に入る。本高 10 万 2 千 54 石 3 斗 8 升 6 合
	4 (1618)	秀宗、政宗隠居料としてこの年より寛政 18 年まで 10 万石の内 3 万石を割く
	6 (1620)	山家清兵衛殺害される（山家事件）
	正保 元 (1644)	向新町の埋め立て始まる
	4 (1647)	岡谷兵右衛門、檜垣助三郎に領内検地を命ずる。来村街道に松を植える
	慶安 3 (1650)	尾川孫右衛門、先年の地震被害を宇和島城周辺で調査
	承応 2 (1653)	和霊神社社殿が檜皮社に造営され、6 月 24 日遷宮式をおこなう
	3 (1654)	大阪屋仁左衛門大浦に新田を築き始めた
	明暦 2 (1656)	沖ノ島、篠山土佐境問題起きる
	3 (1657)	宗利襲封。宇和島藩 10 万石の内吉田藩 3 万石分知
	万治 元 (1658)	秀宗没
	2 (1659)	土佐境問題解決
	寛文 3 (1663)	早魃による被害損失 5,000 俵余り。山王社城内に遷宮
	4 (1664)	宇和島城改修普請始まる
	5 (1665)	目黒山吉田藩境問題解決
	6 (1666)	追手門改修完成。中間八幡神社再建完成
	11 (1671)	仙台藩に騒動（寛文事件）あり
	12 (1672)	領内内ならし検地終了、籤持制度導入
	延宝 元 (1673)	領内洪水被害あり
	2 (1673)	佐伯町大火。須賀川下新田を築始める
	天和 元 (1681)	天災打ち続き領内困窮のため米 3 万石を放出。大浦新田築地始まる
	元禄 元 (1688)	藩財政困窮につき 5 ヶ年計画を立案
	2 (1689)	領内洪水のため損害 7,600 俵余り
	6 (1693)	宗賛（仙台綱宗の代 3 子）襲封。早魃により領内被害甚大
	9 (1696)	宇和島藩 10 万石への石高直し許可
	11 (1698)	近家浦塩焼始まる。高辻帳改定
	13 (1700)	樺崎新田完成

時代	年	主な出来事
	元禄 14 (1701)	龍沢寺靈屋和尚より宗賛へ琉球芋 1 折、砂糖 1 折の献上あり。旱魃、洪水のため領内損失 3 万石余り
	15 (1702)	和霊神社祭礼始まる
	正徳 元 (1711)	宗賛没、村年襲封
	享保 元 (1716)	楮皮の他国販売禁止
	4 (1719)	紙類の他国販売禁止
	6 (1721)	山奉行に植林を命ずる
	9 (1724)	旱魃のため他国から領内への穀物類の移動を許す
	15 (1730)	宇和島藩藩札発行
	16 (1731)	和霊神社社殿を鎌江城跡下（現在地）へ造営を始める。蝗害夥し
	20 (1735)	村年没、村候襲封
	寛保 3 (1743)	籤持制度廃止
	延享 2 (1745)	紙類の専売制を敷く
	4 (1747)	安藤陽州（儒学）を招聘す
	寛延 元 (1748)	陽州、藩校内徳館の教授となる
	3 (1750)	仙台との本末争い起きる
	宝暦 元 (1751)	藤好南阜（儒教）、内徳館の教授となる
	4 (1754)	町方 3 名に晒蟬の販売を許可す
	7 (1757)	仙貨紙の販売禁止
	天明 8 (1788)	夜間の漁を禁止す
	寛政 5 (1793)	吉田藩内一揆発生、老職安藤継明宇和島領内で割腹
	6 (1794)	村候没、村寿襲封
	文化 5 (1808)	伊能忠敬、測量のため来藩
	12 (1815)	藩内洪水打ち続き津島組被害甚大
	文政 7 (1824)	村寿没、宗紀襲封
	天保 6 (1835)	融通会所を設立
	9 (1838)	藩士小池、若松を佐藤信淵（農学者）に入門させる
	12 (1841)	宗紀の求めに応じて信淵「責難録」を著す
	14 (1843)	世子宗城のため信淵「種樹園法」を著す
	弘化 元 (1844)	宗紀隠居、宗城襲封
	嘉永 元 (1848)	高野長英来藩
	5 (1852)	藩に種痘所を設置、一般に種痘を奨励した
	6 (1853)	村田蔵六を招聘す
	安政 元 (1854)	安政南海大地震、宇和島城以下藩内の被害甚大
	3 (1856)	卒の子弟の教育のため小学校を設置。物産方を設けた
	5 (1858)	薩摩藩士田原直助を招聘、直助「宇和島出産考」を著す。将軍擁立問題で宗城隠居、宗徳襲封
	6 (1859)	前原嘉蔵西洋型蒸気船雛形の建造に成功
	文久 3 (1863)	三の丸を撤去し調練場とする。宗城参与となる
	元治 元 (1864)	金剛山晦巖蛤御門の変により長州に使わす。宇和島藩長州征伐出兵を命ぜられる。戎山砲台建造
	慶応 2 (1866)	長州征伐のため三机まで出陣。イギリス公使パークス軍艦にて来藩。イギリス外交官アーネスト・サトウ来藩
	3 (1867)	薩摩藩使者西郷隆盛来藩。都築莊蔵、二条城にて将軍慶喜に大政奉還を建言。宗城議定となる

時代	年	主な出来事
明治	明治 元 (1868)	宗城外国官知事となる
	2 (1869)	版籍奉還、宗徳宇和島藩知事となる。宗城民部卿兼大蔵卿となる
	4 (1871)	廃藩置県、宇和島県・吉田県・大洲県・新谷県併せて宇和島県となる
	5 (1872)	宇和島県神山県と改称
	7 (1873)	神山県、石鉄県併せて愛媛県とする
	9 (1876)	香川県を廃し愛媛県となる
	22 (1889)	香川県を愛媛県から分離
	23 (1890)	山村惣六初代町長に就任
	39 (1906)	水産試験場を栄町（生産場跡）に設置
大正	大正 7 (1918)	米騒動起こり、焼き討ち事件発生
	9 (1920)	コレラ大流行
	10 (1921)	八幡村との合併成立、宇和島市制施行
	11 (1922)	山村豊次郎、初代市長に就任。皇太子殿下（昭和天皇）行啓
昭和	昭和 7 (1932)	須賀川付替工事完成
	20 (1945)	9回にわたる空襲にて市街地の大半を焼失し、終戦を迎える
	21 (1946)	戦災復興都市計画事業着手。南海地震起きる
	30 (1955)	三浦・高光両村を合併
	32 (1957)	来村合併
	33 (1958)	遊子、下波、蔭淵、戸島、日振島の合併で宇和海村誕生
	37 (1962)	農業構造改善事業開始
	40 (1965)	水資源開発に関する調査特別委員会設置。天皇・皇后両殿下宇和島にご巡幸。南予農業経済圏整備事業指定
	42 (1967)	大旱魃により農作物の被害甚
	48 (1973)	宇和海でタンカー座礁、油 400t 流出。宇和海一帯で養殖魚 116 万匹変死。また、真珠貝、寄生虫、高温で 20%が死滅
	49 (1974)	昨年来よりの水不足で断水続く。台風 18 号、宇和島付近に再上陸、県下に豪雨被害。宇和海村、宇和島市に合併
	50 (1975)	台風 5 号の被害甚大、保手橋流失
	51 (1976)	須賀川ダム竣工
	56 (1982)	台風 19 号本県直撃。市内 80 戸床下浸水
	60 (1985)	宇和海地区簡易水道事業完了。南予用水宇和島中央管理所完成
	61 (1986)	宇和島市水産種苗センター大島に完成。マリノベーション地域に宇和海指定
	63 (1988)	宇和島東高校、選抜高校野球大会全国優勝。集中豪雨 4 人死亡
	64 (1989)	昭和天皇崩御
平成	平成 7 (1995)	阪神・淡路大震災
	13 (2001)	ハワイ沖愛媛丸事故発生。芸予沖地震発生、宇和島震度 5 弱
	17 (2005)	三間町、吉田町、津島町を合併

2) 文化財

宇和島市における文化財のうち、建造物と史跡・名勝・天然記念物に関する指定状況等をみると、国指定文化財が 4 件、国登録文化財 3 件、県指定文化財 11 件、市指定文化財 61 件となっている。

表 2-II-5 文化財一覧

種 別		名 称	指定年月日
国指定	重要文化財（建造物）	宇和島城天守閣	昭和 9 年 1 月 30 日
	史 跡	宇和島城	昭和 12 年 12 月 21 日
	名 勝	天赦園	昭和 43 年 5 月 20 日
	天然記念物	八幡神社のイブキ	昭和 18 年 2 月 19 日
国登録	有形文化財（建造物）	宇和島市立歴史資料館（旧宇和島警察署）	平成 8 年 12 月 20 日
		旭醬油醸造場	平成 14 年 2 月 14 日
		上甲家住宅	平成 14 年 2 月 14 日
県指定	有形文化財（建造物）	禅蔵寺薬師堂	昭和 57 年 3 月 19 日
		正法寺観音堂	平成 16 年 4 月 16 日
	史 跡	伊達秀宗の墓 （婦人と近臣 4 人の墓を含む）	昭和 40 年 12 月 24 日
		伊達宗城並びに夫人猶子の墓	昭和 44 年 2 月 12 日
	名 勝	西江寺庭園	昭和 26 年 10 月 10 日
	天然記念物	二重柿	昭和 23 年 10 月 28 日
		ハマユウ	昭和 31 年 7 月 12 日
		宇和海特殊海中資源群	昭和 40 年 4 月 2 日
		サギソウ自生地	昭和 43 年 3 月 8 日
		おおうなぎ	昭和 43 年 3 月 8 日
		ソテツ群生	昭和 44 年 2 月 18 日
市指定	有形文化財（建造物）	宇和島城上り立ち門	昭和 38 年 2 月 11 日
		藩老桑折氏武家長屋門	昭和 38 年 2 月 11 日
		須弥壇の勾欄	昭和 41 年 4 月 1 日
		茶堂（三間町黒井地）	昭和 54 年 9 月 15 日
		茶堂（三間町音地）	昭和 54 年 9 月 15 日
		旧毛利家庄屋住居	平成 6 年 1 月 13 日
		弘経山妙典寺山門	平成 12 年 3 月 8 日
		壺亀山大超寺本堂	平成 12 年 3 月 8 日
		稲荷神社本殿	平成 15 年 8 月 1 日
	史 跡	宇和島藩主伊達家墓所 （野川 竜華山等覚寺）	昭和 36 年 11 月 3 日
		宇和島藩主伊達家墓所 （宇和津町 金剛山大隆寺）	昭和 36 年 11 月 3 日
		大村益次郎住居跡	昭和 36 年 11 月 3 日
		西園寺宣久の墓	昭和 36 年 11 月 3 日
		末広鉄腸の墓	昭和 36 年 11 月 3 日
		中野逍遙の墓	昭和 36 年 11 月 3 日
		穂積陳重・八束生家跡	昭和 36 年 11 月 3 日
		太宰遊淵の墓	昭和 37 年 11 月 3 日
		土居清良廟	昭和 37 年 11 月 3 日
		大和田建樹の生家跡	昭和 38 年 2 月 11 日
		樺崎砲台跡	昭和 38 年 2 月 11 日
		桑折宗臣の墓	昭和 38 年 2 月 11 日
		児島稚謙の生誕地	昭和 38 年 2 月 11 日
		山家公頼の墓	昭和 38 年 2 月 11 日

種 別		名 称	指定年月日
市指定	史 跡	高野長英の居住地	昭和 38 年 2 月 11 日
		萬年橋の碑	昭和 38 年 2 月 11 日
		山家公頼邸宅後	昭和 43 年 1 月 9 日
		桜田千本の歌碑	昭和 49 年 2 月 12 日
		前原巧山の墓	昭和 49 年 2 月 12 日
		安藤継明廟所	昭和 49 年 3 月 1 日
		伊達兵部一族の墓	昭和 49 年 3 月 1 日
		御用井戸	昭和 49 年 3 月 1 日
		時観堂跡	昭和 49 年 3 月 1 日
		陣屋跡	昭和 49 年 3 月 1 日
		石城跡	昭和 49 年 3 月 1 日
		藩主の墓所	昭和 49 年 3 月 1 日
		普門寺跡	昭和 49 年 3 月 1 日
		法華津本城跡	昭和 49 年 3 月 1 日
		一条兼定の墓	昭和 52 年 11 月 3 日
		僧日述の墓	昭和 53 年 7 月 13 日
		僧日述謫居跡	昭和 53 年 7 月 13 日
		犬尾城跡	昭和 54 年 3 月 26 日
		八烈士の供養碑	昭和 54 年 3 月 26 日
		西藏寺跡	昭和 59 年 2 月 17 日
		ゴウラ窯跡	昭和 61 年 4 月 30 日
		吉田藩刑場跡	平成 8 年 5 月 20 日
		藤治ヶ駄馬旧藩造林石碑	平成 10 年 10 月 19 日
		寶篋塔	平成 11 年 1 月 18 日
	名 勝	明源寺庭園	昭和 36 年 11 月 3 日
		金剛山庭園	昭和 38 年 2 月 11 日
		竜華山庭園	昭和 45 年 2 月 10 日
	天然記念物	ウバメガシ樹叢	昭和 36 年 11 月 3 日
		黒柿	昭和 43 年 1 月 9 日
		ならの木	昭和 44 年 3 月 1 日
		神木一本杉	昭和 47 年 3 月 23 日
		和霊神社の社そう	昭和 49 年 2 月 12 日
		楠二本	昭和 55 年 11 月 3 日
		大師堂のクロガネモチ	昭和 49 年 2 月 12 日
		三嶋神社 社叢	昭和 58 年 1 月 24 日
		竜王鼻流痕	昭和 59 年 2 月 17 日
		オオカナメモチ	平成 6 年 3 月 1 日
		しいの木	昭和 38 年 10 月 1 日

(資料：宇和島市教育委員会－平成 18 年 8 月 1 日現在)

(4) 関連計画

1) 宇和島市長期総合計画（第四次）

（平成13年3月；愛媛県宇和島市総務部企画課）

当計画は、21世紀を展望し、取り組むべき課題や目標を明らかにし、市民の暮らしを高め、地域を豊かにする行政運営の基本指針として策定されたものである。

当計画の計画期間は平成13年度（2001年）を初年度とし、平成22年度（2010年）を目標年次としている。

将来都市像は、

四季彩・うわじま、交歓のまち

－自然の恵みと歴史・文化を活かす四国西南地域の中核都市を目指して－

まちづくりのテーマは、

- ①うるおう 自然にやさしいまちづくり
- ②安らぐ 心がふれあうまちづくり
- ③学び深める 文化の香るまちづくり
- ④にぎあう 活力を生むまちづくり
- ⑤支える 活動を支えるまちづくり
- ⑥進める みんなで進めるまちづくり

将来都市像の実現に向けての戦略プロジェクトは、

- ①保健・医療・福祉の広域中心としてのサービスの供給
- ②歴史的文化遺産を基盤とした文化環境の整備
- ③自然からの恵みを活かした産業・経済の活性化
- ④宇和島圏域の定住中心としての都市のアメニティの充実

対象地域を含む島嶼部においては「自然からの恵みを活かした産業・経済の活性化」を戦略プロジェクトと位置づけ、「美しいリアス式海岸や島嶼部の自然環境を保全しながら、多様で魅力ある観光レクリエーションネットワークの形成を図り、豊富で新鮮な海の幸・山の幸を生かした飲食・食文化産業、宿泊・サービス産業等の育成・振興を促進する」としている。

また、まちづくりのテーマである「うるおう 自然にやさしいまちづくり」を目指すための施策として、「自然景観の保全と整備－宇和海のリアス式海岸や島嶼部、薬師谷溪谷など、優れた自然景観の保護・保全に努める。」と位置づけられている。

2) 宇和島市都市マスタープラン (平成10年3月; 愛媛県宇和島市建設部都市整備課)

当マスタープランは、平成4年6月の「都市計画法及び建築基準法」の一部改正に伴い創設された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」の策定を目的とするものである。

この方針は同時に改定された用途地域制度の見直しに伴い、その方向づけを示すものとして作成されることが位置づけられており、今後の新たな都市計画の決定も都市マスタープランに即することが求められている。

基本的な考え方と基本方針は以下の通りである。

- ① 広域及び市域の現況、ならびに動向は、既往調査を補足する概略的な検討に加え、特に将来土地利用にかかわる検討を中心とする。
- ② 将来の土地利用にかかわる既定の将来計画の内、特に市総合計画に示される各種プロジェクト及び、地方拠点都市地域整備計画に示されている都市整備の方向を重視し、地区別の方針と全体の都市構造のあり方を捉えるものとする。
- ③ 将来フレームの検討については、これまで関連調査で推計された人口フレーム等の結果を踏まえ、他の既定フレームとの整合を図りながら土地需要フレームとして設定するものとする。
- ④ マスタープランは、都市計画区域全体の土地利用を基本構想として作成し、全体構想に密接に関連づけられた地区別構想を作成する。
- ⑤ 地区別の整備方針については、住区を単位とした地区毎の整備方向を示すとともに、地区計画の導入方針等を明らかにする。特に、アクションエリアとなる中心市街地については、将来の土地利用のあり方を具体的な整備イメージとともに検討する。

当マスタープランにおいて対象地域である遊子地区を含む「遊子・結出・蔀淵地区」の将来像は、

「海洋性レクリエーション機能の充実と住環境整備との調和を図った臨海居住ゾーン」

と設定され、この将来像を実現するための主要な課題として以下の項目が挙げられている。

- ・ 自然環境の保全
- ・ 集落環境の改善
- ・ 農地・漁港の整備

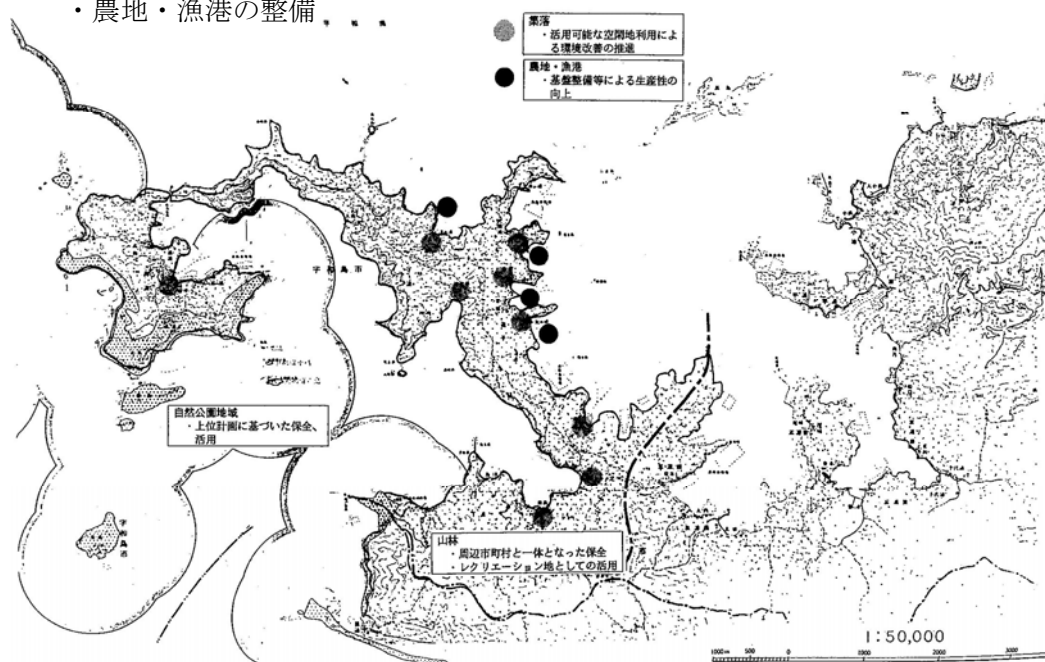


図 2-II-24 遊子・結出・蔀淵地区構想図

3) 宇和島市の段々畑保存・活用計画書（平成18年3月；宇和島の段々畑保存・活用委員会）

当計画書は、平成16（2004）年7月1日に地元耕作者や郷土史研究者、及び学識経験者を中心とした「宇和島の段々畑保存・活用委員会」を立ち上げ、当委員会を中心として、地元でのワークショップや説明会等を行いながら段畑を主とした文化的景観の調査を実施するとともに、今後の保存・活用に関する方向性についての検討を行い、計画としてとりまとめたものである。

当計画書は、調査結果で明らかとなった景観単位・構成要素の分布・形態・性質に基づき地区区分を行い、各地区の特性に応じた保存管理、整備活用、運営体制について定めている。

地区区分と各地区の特性に応じた基本的な方向性は以下の通りである。

《核（コア）ゾーン》

①営農ゾーン

- ・文化的景観を構成するもっとも基本的なゾーンとして、営農を進めることによって、現在の景観の保持につとめる。
- ・住民による営農（生活）を妨げないよう、適切に段畑内への立ち入り規制等を行う。（一般利用については、ルール設定とその告知を行う。）

②営農支援ゾーン

- ・段畑での営農を支援するゾーンとして、来訪者に段畑への立ち入り規制等のルールの周知を行うとともに、遊子の歴史的経緯や生活・生業の連綿を来訪者に学んでもらう施設など、情報提供を行う場として、適切な土地利用等を図る。
- ・活用、運営活動の中心的な場として機能の充実を図る。

《連携・緩衝区域（バッファー）ゾーン》

③集落・産業ゾーン

- ・段畑での営農を支える地域の生活・産業のためのゾーンであり、来訪者の入り込みにあたっては、地元認定の案内人のみにするなど、住民の生活空間としての静穏を保持する。

④隣接斜面ゾーン

- ・段畑を開くに当たって労力的に不利であったり、魚付き林として残されていることによって樹木を基調とする斜面となっているところでは、現状維持を図ることを基本とする。また、自然環境面からの影響にも配慮しつつ、将来の段畑化の可能性についても検討を行う。

⑤水産業・海面ゾーン

- ・広く段畑の景観を一体的に構成するものとして、水産業景観の保全につとめる。
- ・段畑での営農には水産業の持続が必要であることから、海域の水環境の保全を図る。

⑥背面斜面ゾーン

- ・歴史的経緯から一体的に扱うが、現状維持を図るものとし、営農については土地所有者の意向に従う。

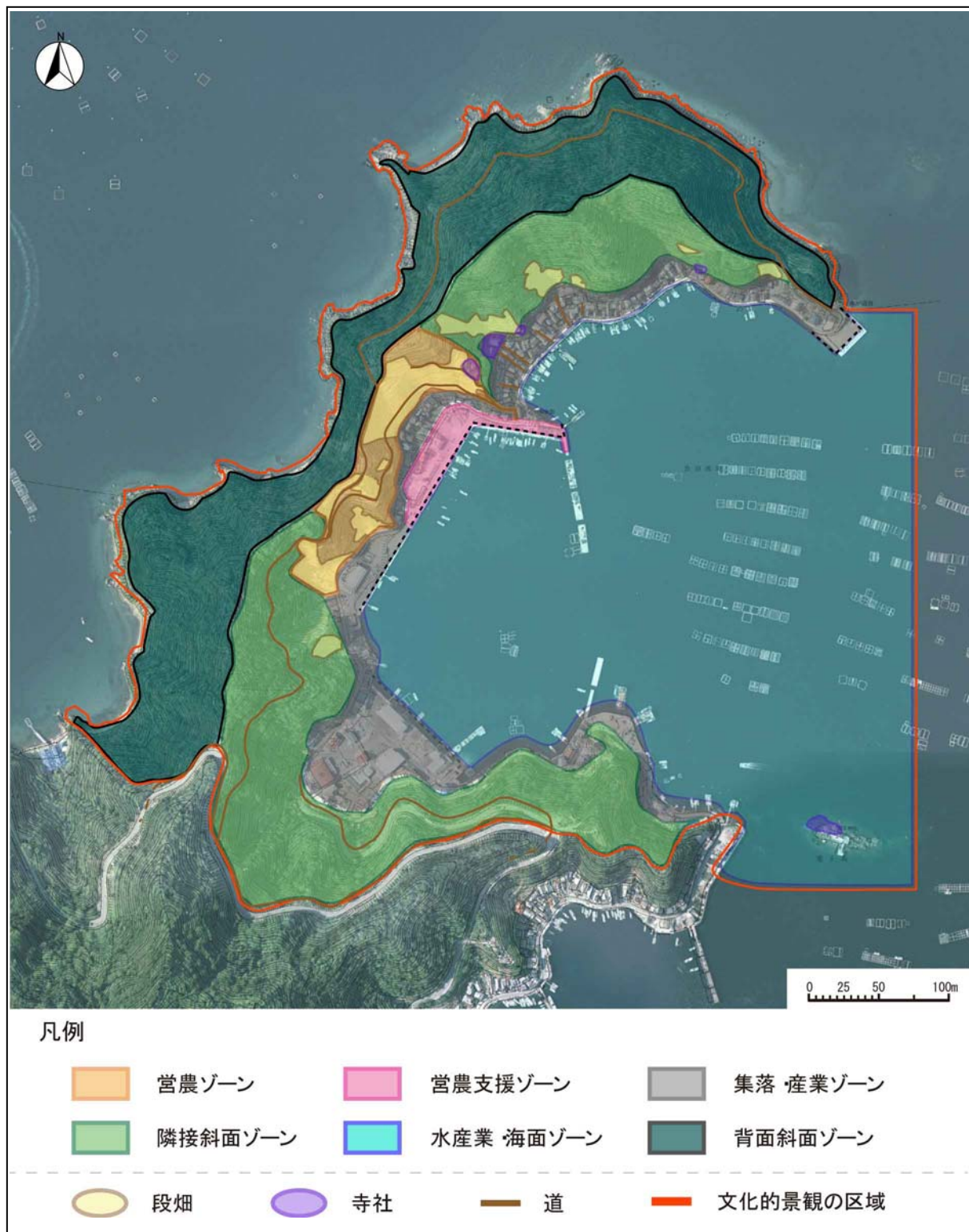


図 2-Ⅱ-25 地区区分のイメージ

4) 宇和島市農業振興地域整備計画書

本計画は、「総合的に農業振興を図る必要性のある地域について、農業振興に必要な農地を明らかにするとともに、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進することにより、農業の健全な発展を図り、国土資源の合理的な利用に寄与する。」（農振法第1条より）ことを目的としている。

計画では以下の事項が定められている。

1. 農用地利用計画
2. 農業生産基盤の整備開発計画
3. 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画
4. 農業近代化施設の整備計画
5. 農業従事者の安定的な就業の促進計画
6. 生活環境施設の整備計画

本計画では、「農用地等の利用方針」の中で、「農用地の効率的な土地利用による生産性の向上等を一層図り、農産物の需給状況を考慮しつつ、農業生産の体質強化に努める」としており、今後の土地利用の方針は、以下の表に示すとおりである。

対象地域では、後述の「2. 景観計画区域の概況 (5) 法規制」で示した範囲が、農業振興に必要な農地「農用地区域」として指定されており、本計画の「農用地利用計画」の中で、「遊子水荷浦集落の背後段畑約21haは早堀ばれいしょの産地として農用地の維持確保に努めるものとする」とされている。

表 2-II-6 地区別土地利用方針

区分	農地			採草牧地			温牧地			農業用施設用地			計			森林原野
地区名	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況
A 高光地区	238	238	0	—	—	—	—	—	—	1	1	0	239	239	0	0
B 中央地区	368	238	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	368	368	0	0
C 九島地区	247	247	0	—	—	—	—	—	—	1	1	0	248	248	0	0
D 来村地区	260	260	0	—	—	—	—	—	—	4	4	0	264	264	0	0
E 三浦地区	179	179	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	179	179	0	0
F 宇和宇治地区	325	325	0	—	—	—	—	—	—	1	1	0	326	326	0	0
計	1,617	1,487	0	—	—	—	—	—	—	7	7	0	1,624	1,624	0	0

2. 景観計画区域の概況

本章は「宇和島の段々畑保存・活用計画書」からの引用により、整理する。

(1) 沿革

水荷浦の名を文献で確認できるのは、今のところ近世に入ってからのことである。宇和島藩はその郷村支配を10組→郷→村・浦→小区画で構成していたが、藩の租税台帳である『弐墅截』には浦方組、村明細帳の集大成である『大成郡録』には御城下組の来村郷→上波浦(遊子浦)村の中に属する小区画の一つとしてその記載を見ることができる。

近代に入ると藩政下の遊子浦(註1)をそのまま引き継ぐ形で遊子村が誕生し、水荷浦はその字(大字)区画として位置づけられてはいる(註2)ものの、当時の『登記簿』・『土地臺帳』(註3)などには地番としての記載がない。しかし水荷浦の小区画であったと思われる「入鹿越」「田ノ浦」「小田ノ浦」「吉日」「松ケ下」「荒網代」「道前」「大落」「蟹ヶ浦」「下水ヶ浦」「居浦」「牛ヶ坂」「下ノ小浦」「中ノ浦」「深浦」(註4)は、字として記載されている。

その後、遊子村が昭和33(1958)年に周辺4村と合併し宇和海村となった折は、公式書面上遊子は大字となり、字名は遊子村当時のものが踏襲されたため、水荷浦の小区画もそのまま残された。一方、水荷浦は公式書面で使用されなくなったが地図面(註5)上ではその名が確認できる。

昭和49(1974)年の宇和島市合併後、昭和54(1979)年に地番変更と字名が廃止となり、水荷浦を構成していた小区画は現在では通称として地元住民が用いるのみとなっている。現在では、水荷浦は公式書面上にその名はないものの、行政区(自治会)として、また地図面上その名が残るに至っている。

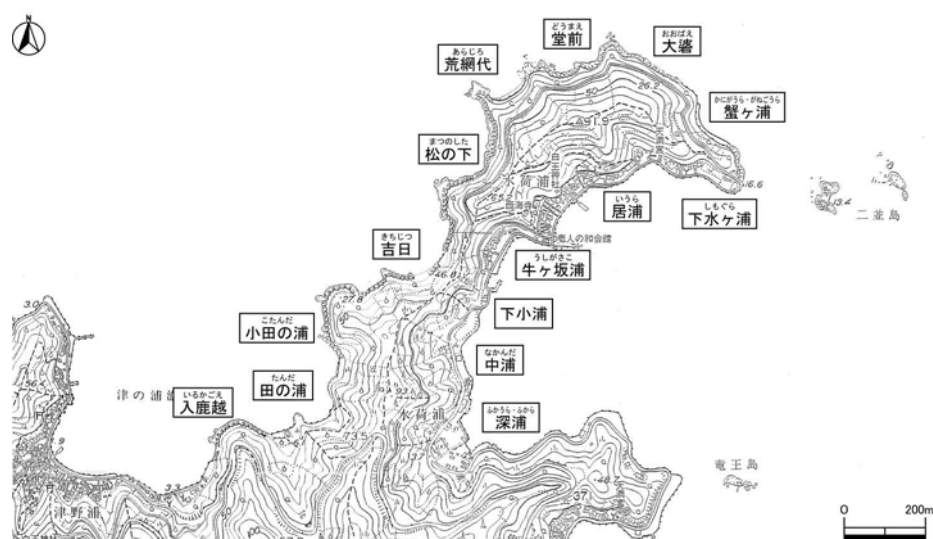


図 2-II-26 水荷浦の旧字名とその位置図

- (註1) 藩政下の史料『大成郡録』には「遊子浦公儀御帳ニハ上波浦ト有り」、また『式墅截』には「来村郷 上波浦 遊子浦共云」と記録され、上波浦＝遊子浦であるということが確認できる。以上のことから、宇和島藩政下において「上波浦」は公式の場合に使用され、「遊子浦」は通称として使用されていたと推測される。近代以降、町村制が施行されると「上波浦」はその名を消し、「遊子浦」は「遊子村」として残った。
- (註2) 大正元年刊行の『遊子村誌』字区画の中に遊子村を構成している8つの浦のひとつとして「明越」「矢野浦」「小矢野浦」「甘崎」「番匠」「魚泊」「津野浦」とともに「水荷浦」もその名を連ねている。
- (註3) 松山地方法務局宇和島支局所蔵
- (註4) 土地所有の状況や聞き取り調査による。
- (註5) 『宇和海村管内図』(発行年不詳)

(2) 人口・世帯数

水荷浦の人口は昭和40(1965)年は321人、66世帯であったが、その後減少が続いた。昭和55(1980)年代に盛り返したものの、平成15(2003)年末には180人、41世帯となっている。

(3) 水荷浦の段畑風景

水荷浦にはかつて南予地域に普遍的に見られた段畑がまとまって存在し、往時の姿を現在に伝える貴重な景観を呈しており、「全国農村景観百選」、「宇和島24景」、「四国のみずべ八十八ヶ所」、「未来に残したい漁業漁村の歴史文化財産百選」に選定されている。

(4) 土地利用

対象地域の土地利用状況は以下の通りである。

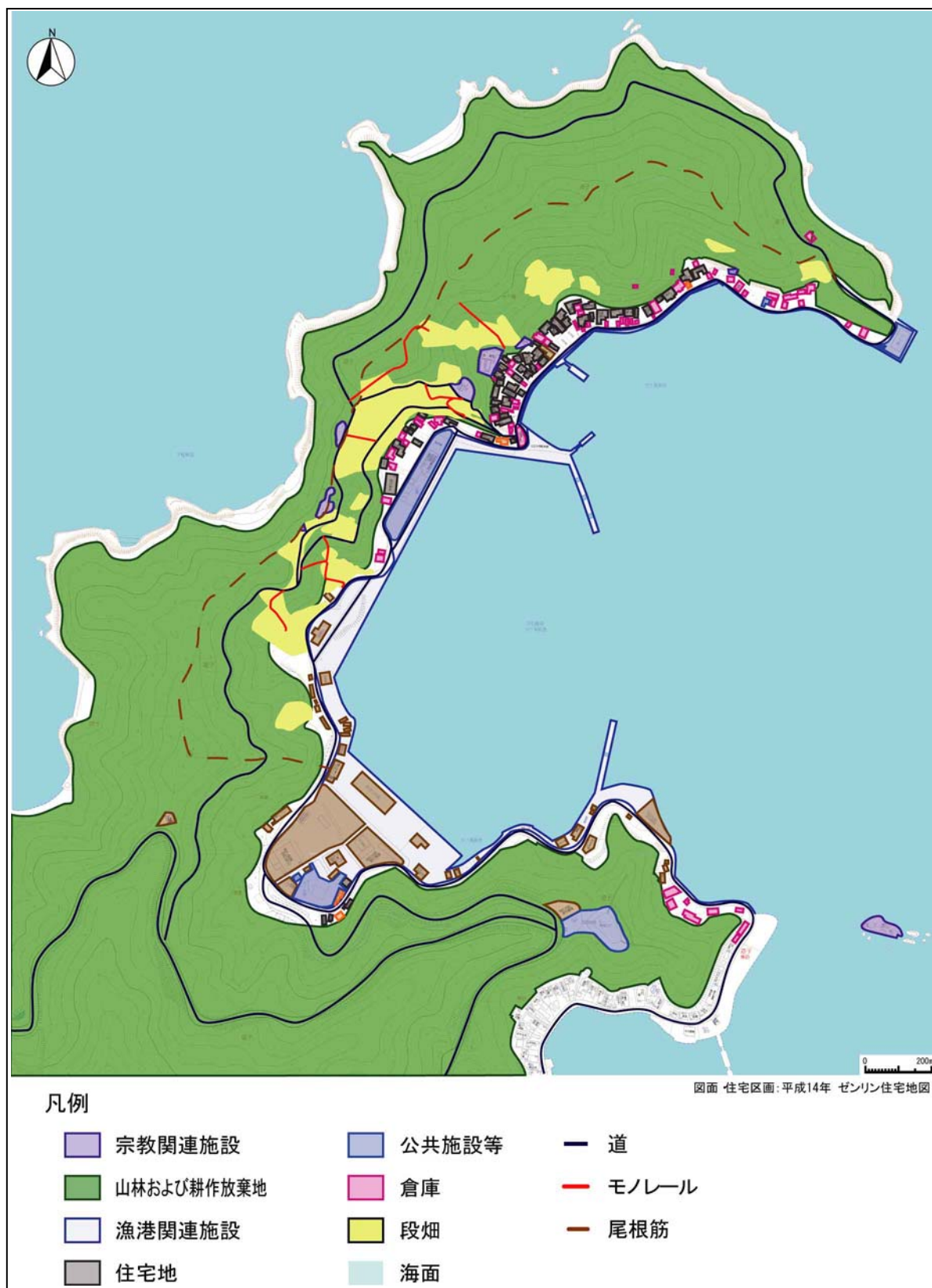


図 2-Ⅱ-27 土地利用状況図

(5) 法規制

対象地域の土地利用行為に係る法令及び区域は以下の通りである。

表 2-II-7 水荷浦における土地利用に関する規制等に係る各種法令の概要

法令等名称 (規制に係る地域区分)	制度の目的	景観形成に関連する主な内容
農業振興地域に関する法律 (農用地区域・農業振興地域)	農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用	・農業振興地域及び農用地区域の指定 ・農用地区域内の開発行為の制限 ・農地等の利用転換の制限
都市計画法 (都市計画区域)	都市の健全な発展と秩序ある整備	・市街化区域及び市街化調整区域の指定 ・地域地区の指定 (用途地域、特別用途地区等) ・法令で定める規模以上の開発行為に対する許可制
急傾斜地法 (急傾斜地崩壊危険区域)	急傾斜地の崩壊を防止	・急傾斜地崩壊危険区域の指定 ・急傾斜地崩壊危険区域での崩壊防止工事 ・急傾斜地崩壊危険区域における急傾斜地の崩壊の助長し、または誘発するおそれのある行為の許可制
漁港漁場整備法 (漁港区域)	総合的かつ計画的な漁港漁場整備事業の推進し及び漁港の適正な維持管理	・漁港区域の指定 ・特定漁港漁場整備事業
海岸法 (海岸保全区域)	海水又は地盤の変動による被害に対する海岸を防護、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用	・海岸保全区域の指定 ・海岸保全区域内における海岸保全施設 (堤防や護岸など) の整備 ・工作物の設置や土地の掘削等一定の行為に対する許可制

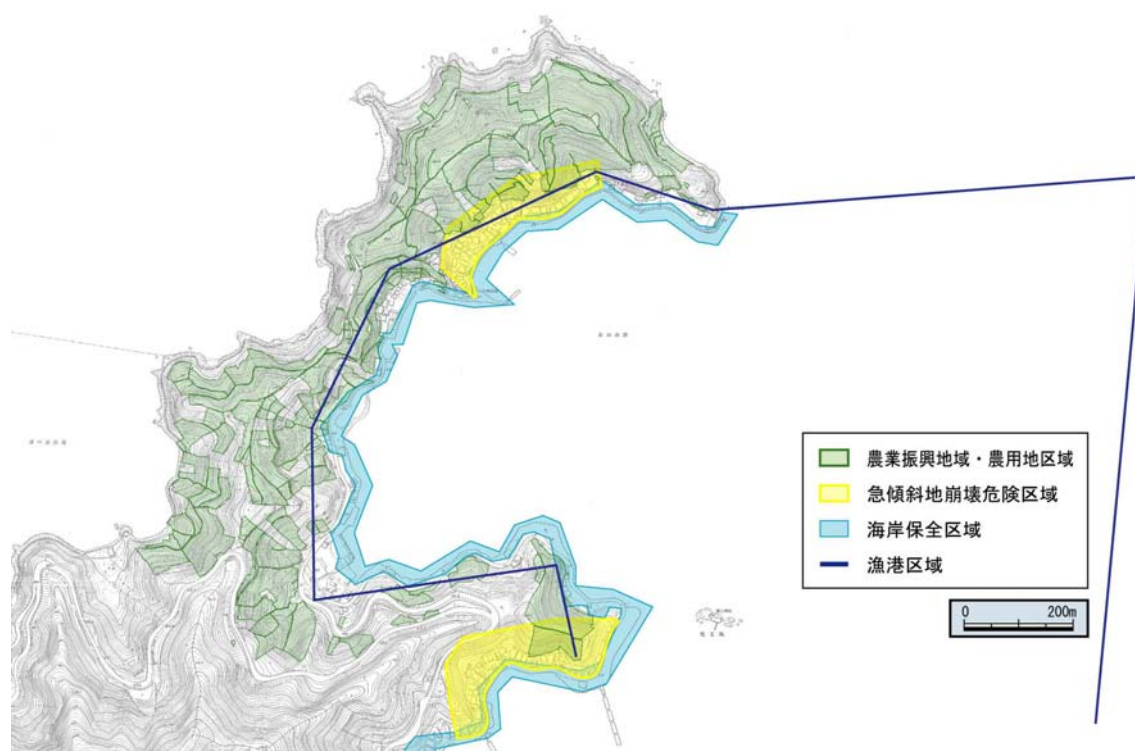


図 2-II-28 水荷浦における各種規制区域図

3. 景観の成り立ちと景観の現状

「宇和島の段々畑保存・活用計画書」では、対象地域の景観の成り立ちや景観の現状についての詳細な調査が実施されている。そこで、本章では、「宇和島の段々畑保存・活用計画書」からの引用により整理する。

(1) 水荷浦の段畑の歴史の変遷

1) 漁協付近から移住して成立 元禄年間以前

水荷浦は古くから水ヶ浦とも併記される。ここにいつ人が住み着いたかを記す記録はない。薬師堂にある古塔群は、中浦（なかんだ）から掘り出されて運ばれてきたものだといわれている。この古塔群は年代を特定できないものの江戸時代以前のものであるようだ。伝承によれば、薬師堂も西海寺も深浦（現在の漁協）から中浦にかけてあったとされている。

西海寺は、正保年間（1644～47）の創建と伝えられている。伝説によると薬師堂は、西海寺より古くからこの地にあることになっている。

薬師堂や西海寺が現在地に移転してきた時期は特定できない。西海寺の現在地での最初の住職の没年は、貞享2（1685）年である。この頃までに、移転していたと思われる。

水荷浦の最も古い記録は、『弍墅截』（貞享元年＝1684）である。

水荷浦には大網と小網という本網が2帖あり、さらに元和4（1618）年成立の結出網が一帖あったと記されている。小網は大網から派生したと思われる。水荷浦は、イワシ網組織が存続していた昭和40年代までこの2つの地区に分かれていた。結出網は、慶長19（1614）年の伊達氏入領以後に新規許可された網である。この結出網の網代は深網代といい、現在の漁協あたりの深浦と推定される。

元和4年には、2帖の網が水荷浦に成立しており、その2つの本網の妨げにならない位置に結出網が成立したことになる。大網の網代は泉ヶ浦で、小網の網代は牛ヶ坂である。

泉ヶ浦是水荷浦の語源となったと思われるが、地名としては消滅している。泉ヶ浦は、元禄8（1695）年の「上波浦内検高付帳」（検地帳）にも記載されているが、この検地帳では位置の特定はできない。泉ヶ浦は、現在の西海寺下（大網地区前面）が有力である。また、重要な井戸のある中浦とも考えられる。

網代は網引き場であり、そこに集落があったとは限らない。したがって元和4年の段階で現在地に集落が移転していたとはいえない。

水荷浦は、イワシ網の良い網代があるという理由で成立し、2つの網組織は約350年にわたって存続していくことになった。イワシは干鰯にされ、主として綿作肥料として大阪へ出荷された。宇和島藩の重要な財源となったといわれている。

『西海巡見志』（1667）によると、水荷浦の家数は25軒で、船20艘が停泊できる良港がある。港は深浦に該当すると思われる。元禄8年の「上波浦内検高付帳」（検地帳）でも家数は25軒で、家屋所有者は21人となる。同検地帳では屋敷が25軒連続して記されているので、この時には、現在地に集落ができていたと推定される。

大網地区は、西海寺を集落の上に置いて成立した。大網地区の有力者は、鳥巢氏である。鳥巢氏は西海寺の檀家ではなく、矢野浦（庄屋所がある）の真光寺の檀家である。鳥巢氏初代九兵衛は、元禄8年の検地帳に名前が見え、この時点では村君（網主）で署名してい

るが、後年、組頭となった。元禄八年時が鳥巢氏初代ということは、九兵衛は大網の村君が退去してその後に矢野浦方面から来て村君を継いだと考えられる。この時数軒伴ってきたようだ。(真光寺の檀家が水荷浦に数軒ある。寺に至る小道の右側に鳥巢氏が大きく住居を構え、左側に網子らの住居があった。大網地区は白王神社を祀った。

小網は組頭佐藤喜兵衛（元禄8年時）を中心に成立している。佐藤氏は西海寺の檀家である。佐藤氏は、昭和時代まで水荷浦に居住したが現在は転居している。

元禄八年の「上波浦内検高付帳」（検地帳）は保存が良く、年貢負担者21名（家数は25軒）の名前までわかる。この21名の子孫だとわかるのは一軒だけである。元禄時代の先祖まで名前がわかる家はほとんどない。この検地は、7万石から10万石に高直しをした時のもので、実面積より水増しして記載してあるという。現在の牛ヶ坂は、約5反6畝の畑があったことになっている。

検地帳の地名は、ばらばらに記載されており、現在地が不明なものもあるが、次の通りである。現在使われている地名は全て現れている。

「ゆるかごえ」、「田の浦」、「小田の浦」、「越の鼻」、「松の下」、「吉日」「どうまえ」、「あらあじろ」、「二つばえ」、「大はえ」、「かにのうら」、「居浦」、「牛ヶ坂」、「下浦」、「中の浦」、「泉ヶ浦」、「深浦」、「とうちんころばし」である。

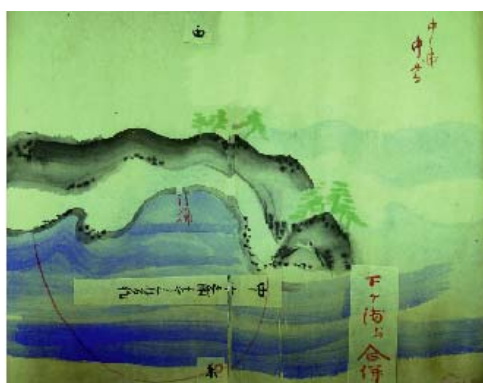
これらの地名の内「とうちんころばし」「泉ヶ浦」は場所の特定ができない。検地帳から見ると元禄年間にすでに半島はぐると畑になっていた。水荷浦の半島の表側と裏側から同時に岬へ向かって開拓が進んだようだ。検地帳によると半島の付け根ほど良い畑である。「深浦の上」などという場所の記述も見られることから、段畑化は進んでなかったと思われる。

2) 段々畑盛んに開かれる 天保年間

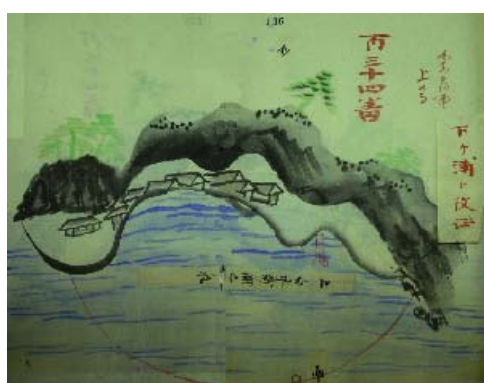
水荷浦の松下孝太郎さん宅には、「御定免小下札」が3通、「地券」が2通伝わっている。前者は、安永8（1779）年、寛政3（1791）年、天保10（1839）年である。「地券」は、明治5（1872）年と同13（1880）年である。安永と寛政の「小下札」では、松下家は現在の水荷浦中心部にはほとんど畑を所有せず、漁協付近に主な畑がある。現在の集落の中心地にはまだあまり畑がなかったようだ。

天保になると、松下家の土地所有はなんらかの事情によって大きく変わった。居宅は居浦（現在の松下家の位置）と明記され、最も重要な畑は、居宅上の一反の段々畑となった。この畑は、松下家の隣家で親族でもある川越家と共に開いたと伝承されている。明治10年作成の「反別畝順帳」（愛媛県立図書館蔵）によると、川越家が山の下半分を松下家が山頂までの上半分を所有した。この畑は水荷浦で最も高所にあり、この頃までに水荷浦の大半が開かれていたと推定できる。また、同時期作成の「耕地図」（松山地方法務局宇和島支局蔵）を見ると、牛ヶ坂は、20数軒が横に並んで一斉に上に向かって段畑化を進めている。松下家の天保の「小下札」には、牛ヶ坂に畑が2カ所所有されており、天保年間には牛ヶ坂も段畑化が始まったようだ。また、軒数も47軒に増えている。

段畑の作物であるサツマイモは、18世紀中葉に伝わり、18世紀末には重要な作物として海岸地方に定着している。（三浦田中庄屋文書）



右端は薬師堂の松林、網の引揚場所は現在の集会所辺り



左橋は薬師堂の松林、網の引揚場所は天神社辺り

図 2-II-29 水荷浦網代図（『漁業旧慣調』明治 8～11（1875～78）年 愛媛県立図書館蔵）

『漁業旧慣調』は従来（江戸時代）からの網代を明治 10（1887）年頃に調査したもので、課税の目的と思われる。調査後網代の合併が行われたようだ。付箋によると半島表側は 134 番「下ヶ浦」網代となった。半島裏側にも小さな網代が 6 つあり、いくつか合併した。

「下ヶ浦」網代の年間漁獲高は 350 円、半島裏側の「押まえ」は 80 円、「松ヶ下」は 130 円、「入鹿越」は 80 円、蟹ヶ浦は 7 円、道前は 100 円、田の浦は 100 円である。

この調査時の網元名は未記載である。天保の漁業改革では、「水荷浦」、「中の浦」両網代は、水荷浦小網地区の佐藤家が網元となっている。半島裏側の「松ヶ下」網代は、大網地区の鳥巢家が網元である。当時の松ヶ下網代が、裏側の網代全体だったかはわからない。

3) 畑の枚数約 8,900 枚 明治初期

明治 10 年には「反別畝順帳」と「耕地図」（同時期と推定される）が作成された。耕地図から見ると、水荷浦は新たに開く余地がないほど畑化されている。畑一筆の枚数が畝順帳に記載されている。半島全体を合計すると約 8,900 枚となり、小さな段畑に細分されていたことがわかる。耕地図で見ると、石垣はほんの数カ所で、まだ土岸である。山なりの斜面のままの畑も多い。この時代の石垣は、谷川があるか、海石が豊富かなど地形条件によった。

段畑には、主食のサツマイモが植えられた。幕末には新品種のサツマイモ（カライモ）が伝来し、収量が格段に増え、食料の心配がなくなった。干鰯は大阪に送られたので、段々畑の肥料は海藻が主であった。この時代、麦の作付地は少ないと思われる。遊子の土地は酸性度が強く、冬の季節風もあり麦作には不適地が多かった。化学肥料が使われるようになって、冬作の麦と夏作のサツマイモの作付けが広がった。（「酸性土壌の改良対策に関する一考察」 愛媛県農業試験場試験研究速報 7 号 昭和 31（1956）年）水荷浦でも半島裏側は、サツマイモ作だけであったと言われる。

明治初期まで水荷浦の主たる生業はイワシ漁であり、段畑は食料の確保のために開かれたものであった。この頃は収量が低く、連作すると地力が衰えるため、広く段畑を確保する必要があった。

4) 養蚕のために石垣化始まる 明治中期

明治 10 年代の末頃から、宇和海のイワシ漁は不漁となった。水荷浦では、まず、大網の

鳥巢氏が没落して去り、松沢氏が網元となった。遊子全体も不漁で、次第に農業へ依存するようになった。（『遊子村誌』）明治末から大正にかけて盛んになったのは養蚕であった。遊子も養蚕景気に支えられて、耕地の半分が桑畑となった。桑は良い畑が必要なので、この頃から段畑の石垣化が始まった。養蚕で収入の多かった年には石垣化が進行したという。

（『下波村誌』）養蚕は、重労働であったと伝えられている。また、サツマイモ切り干しも焼酎原料として商品化されたが、量的には養蚕が圧倒する。

石垣作りの技術は、明浜町高山の石灰掘りに出稼ぎに行った人が持ち帰ったという。石垣用の石を割るノミ類は、石灰掘りに使われる物と同じである。

福島忠義さん（大正 9 年生）が物心ついた時には、石垣の段畑は存在していたという。

石は日にさらすともろいもので、次々割れ、或いは崩れるので最初の石はもう残っていないのではと福島さんはいう。水荷浦は耕土が浅いため、少し掘るとすぐ岩が露出した。そのため石は比較的容易に手に入った。

また、加藤久雄さん（大正 12 年生）によると、石垣作りの職人の中には、日露戦争に工兵として出征した人もいたという。牛ヶ坂の段畑も戦争が終わった頃はまだ農道より下の部分しか石垣ができていなかった。加藤さんが、現在の墓地の下を石垣にしたのは昭和 30 年頃であった。

養蚕は昭和に入ると不況に見舞われ、遊子全体が多額の負債を抱えることになった。この負債を整理するため、村共同経営のイワシ網が生まれた。この頃の網は、四手敷き網に変わっていた。この網は、夜間集魚灯を使って主にカタクチイワシを漁獲する。イリコに製造して出荷された。昭和 10 年代は、イワシ豊漁期で、負債も返還することができた。やがて、網はフカシ網に進化して、より沖合で操業できるようになった。この網も夜間操業である。こうして働き盛りの男性は漁へ、老人と女性は段畑へという労働形態が生まれた。佐野サカエさん（大正 14 年生）は、イリコ製造はもう二度としたくないほど重労働であったという。船が戻ると深夜でもすぐゆで始めなければならなかったからである。

5) サツマイモ作の時代へ 昭和 10 年代

真水をお土産に持って里帰りするという水荷浦に、昭和 10（1935）年、悲願であった水道が完成した。地元の負担も大変だったと伝えられている。

昭和 10 年代半ばになると、国策によってサツマイモ作りが奨励された。芋は食用と共にアルコール原料となった。遊子の養蚕畑は芋畑に変わっていった。松田行雄さんは「野も山もイモでうめつくせ」という標語を覚えているという。サツマイモ切り干しの主品種はまず下波芋（明治期伝来）であった。これは、西日本を代表する品種である源氏芋の系統である。下波芋は乾燥地を好み、新しく開いた段畑では反収 3,000 貫も記録するなど、この地方に向いた。平均すると反収 4,500 貫というところであった。下波芋は収量の多さが第一でありおいしい芋ではなかったと伝えられている。ついで、戦時中に高系 4 号（護国）が導入され、以後この 2 種が並存した。他に、古くからある赤蒔もあった。遊子は霜がほとんど降りないため芋を畑に長い間おくことができた。そのため、太りが良かった。しかし、段畑は重労働であったため、反収が多くても引き合わなかった。

段畑農業が重労働になったのは、収穫物の運搬が軽い桑の葉から重い芋に変わったことも

要因の一つである。この地方に階段耕作用の農具や運搬具もないのは、段畑の耕作が近年になって発達したからであると指摘されている。（『宇和地帯の民俗』昭和 36（1961）年）

農道も付けず、運搬具も工夫せず、平地の農具である天秤棒で力任せに担ぎ上げたり、おろしたりすることが行われた。これは貧困であるゆえ仕方のないことであった。上田米松さん（大正 10 年生）は、「荷を天秤棒でかついで、次はどの石に足をかけ、どの石に手をつきと考えながらあがったものです。」と証言する。

6) 切り干し景気と石垣作り 昭和 20 年代

戦後は食糧難でサツマイモが増産された。サツマイモは、生イモのままか、乾燥させて切り干しにして出荷された。切り干しはデンプンと酒用アルコールの原料となった。

食料供出制度によって、芋や麦は供出割当があり、政府の決めた価格で買い上げられた。この割当を超えてさらに増産した場合は、3 倍の価格で買い上げるという褒賞があった。

切り干しがこれに当てはまった場合、米の供出買い上げ価格と同額になった。段畑が田と同等になるのだから農民は増産に励んだ。一方、麦の供出割当は実情を全く無視した過大なものであったため、段畑農業の改善が訴えられた。この訴えは、昭和 27（1952）年の急傾斜地帯振興特別措置法として結実した。

サツマイモは連年豊作が続き、昭和 24（1949）年産からは供出制度が廃止された。しかし、焼酎メーカーから需要があり、引き続き価格は好調であった。

このため、段畑農民は、段々畑の石垣化に熱心となった。石垣にした場合、面積は 1.2 倍に、収量は 1.5 倍に増えるといわれた。また、土壌流失がないため子々孫々まで畑が維持できるとされた。しかし、石垣化には多額の費用がかかった。

石垣化は戦前は家内労働で、戦後は柿の浦の職人集団に請け負わすことが多かった。自分で築く場合は、黒色火薬を使用して、大きな石を割り、ノミで小割したという。

請負工事にできたのは、戦後の水荷浦のイワシ漁業が好調だったことにもよる。大網側の白玉丸、小網側の神明丸は共に片手巾着船で操業し、高額な設備投資をおこなって、好漁を得た。遊子の網は戦後も協同経営で、利益を平等に分配した。今の水荷浦の高齢男性はどちらかの網で漁業に従事したそうである。

加藤久雄さんが、お墓下の 1 反の段々畑を 20 段の石垣にした時、費用は 10 万円支払い、工期はわずか 1 月にも満たなかったという。昭和 30（1955）年頃のことである。当時教員の初任給が 9,600 円で大変な高額であった。

また、松下孝太郎さん（昭和 4 年生）も、昭和 20 年代に、3 カ所の段畑を石垣化したという。水荷浦頂上の松下家の石垣の段畑は見事さで有名であった。

こうして昭和 30 年頃には、水荷浦の石垣は完成したのである。

石垣は簡便に手早くついた。石は広い面を表面に出しているので、奥行きはあまりない。

石垣の隙間もかなりある。しかし、名人がつくとなかなか崩れないものであった。水荷浦の石垣は、小規模には絶えず崩れるが、大崩れが一度もないそうである。

7) ジャガイモの時代へ 昭和 30 年代

昭和 27 年産サツマイモは大暴落してしまった。これは、生産過剰と砂糖や糖蜜の輸入に

伴うものであった。サツマイモより輸入原料が安いので、切り干しの需要は減り続けた。

一方、イワシ漁業も不漁期に遭遇し、遊子の網は次々倒産することになった。加えて、ネズミが大発生し作物を荒らした。農業改良普及員として水荷浦に下宿していた浦田耕作さんは、夜中に畑で作物を食い荒らすネズミの音に驚いたという。昭和 30 年代は生活の苦しい時代であった。

サツマイモの代わりに登場したのがジャガイモであった。冬に植え、春に収穫するジャガイモは、段畑の作物として戦前より着目されていた。水荷浦でも、昭和 25 (1950) 年に栽培していたと佐々木覚一さん (明治 41 年生) が証言している。本格的に栽培したのは、上田米松さんの父、新太郎さんらであった。新太郎さんが 20 kg の種芋を購入して栽培したところ驚くほどの高収入を得た。同志らと栽培法を研究し、宇和島、松山、別府などへ出荷した。大阪市場へイリコと共に送ったところ、すぐ市場関係者がやってきて大量出荷を要請された。そして、丸に水をあしらった商標で売り出された。このジャガイモ作りはたちまち三浦半島に広がった。水荷浦には大阪からの貨物船が横付けされたものだという。

昭和 39 (1964) 年には早くも生産過剰で価格が暴落した。以後、ジャガイモ栽培は急速に縮小して、元の水荷浦に限定されることになった。水荷浦の土と陽当たりの良さはジャガイモに向いているからだという。昭和 45 (1970) 年頃からマルチ被膜による栽培が始まった。これにより、4 月初旬に収穫ができるようになった。

現在、牛ヶ坂の段畑が主力であるが、土地としては集落地の上側の方が優れているという。陽当たりが第一で、東面より南面の土地が良いという。牛ヶ坂の段畑が残った理由は、2 カ所の農道によって高齢者でも耕作が楽にできるようになったからだという。

8) 養殖の時代へ 昭和 40 年代

昭和 35 (1960) 年に母貝養殖が、昭和 38 (1963) 年にハマチ養殖が始まった。これらが後年大いに発展するとは思われず、漁協の古谷和夫専務宅でもミカンを段畑に植え付けた程であった。養殖の発展と共に段畑の耕作は放棄されて行った。ミカン園は放置すると害虫や病気を招くため遊子地区では伐採された。

養殖が軌道に乗りだしたのは昭和 40 年代からである。中川岩雄さん (昭和 8 年生) は、「私たちは本当に働きがいのある時代をすごしました」と証言する。昭和 50 年代になって、やっと豊かさを実感できるようになったのである。

昭和 54 (1979) 年 11 月。NHK が水荷浦取材して、新日本紀行「段畑の日々」が放映された。この時、水荷浦の高齢者は手伝いあって段々畑を守っていた。

9) 漁業不振の時代 平成年代

近年、アコヤ貝の大量へい死の影響を受け、真珠産業は縮小している。また、養殖魚も価格低迷で、漁業全体が不振である。再び段畑に注目する人が増えてきた。「段畑を守ろう会」が平成 12 (2000) 年に結成された。また、平成 14 (2002) 年からは、「だんだん祭り」も行われるようになった。段畑を中心に「村おこし」につなげる機運が高まっている。

表 2-Ⅱ-8 水ヶ浦 400 年の生業史

年代	豊漁期	漁 業	農 業
1700		大網・小網の二網あり、結出網もできる 水ヶ浦25戸 元禄宝永豊漁期。マイワシの干鰯生産で西国一となる	享保の飢饉 琉球芋が宇和海に入る
1750		宇和海は長いマイワシ不漁期と相次ぐ飢饉	明和の飢饉 天明の飢饉
1800		短い豊漁期	
		天保豊漁期 水ヶ浦47戸 浦方の人口増、新網多数成立	不漁期に伴い段畑開墾進む。藩が魚付き林伐採と海藻採取を戒める 豊漁期に伴い、段畑開墾さらに進む 水ヶ浦ほとんど耕地となる。カライモが伝来する
1850		明治15（1882）年からマイワシ不漁期に入る宇和海でカタクチが増え、煮干し生産が始まる	不漁期に伴い、養蚕を始め、耕地の半数が桑園化する。石積み始める
1900		昭和10年代マイワシ豊漁期	昭和恐慌により繭価暴落 国策により食用サツマイモの増産 戦後の食料難で切干（酒精）生産盛ん 石垣化の最盛期へ。ネズミ大量発生
1950		白王丸神明丸が解散、鰯漁業終了 ハマチ養殖、真珠母貝養殖へ	切干の価値無くなり、早掘りジャガイモへ ジャガイモ価格暴落 段畑の放棄進む
2000		80年代マイワシ豊漁期でハマチ養殖は安価なエサに支えられる アコヤ貝大量へい死始まる養殖魚の価格低迷	

表 2-Ⅱ-9 主力産物の推移

海産物	マイワシの干鰯（肥料用）→カタクチの煮干し（食用）→ハマチ・真珠
農産物	琉球芋→カライモ→（樫）→養蚕→食用サツマイモ→切干サツマイモ→早掘りジャガイモ



写真 2-II-1 水荷浦周辺空中写真 昭和 22 (1947) 年 米極東空軍 撮影

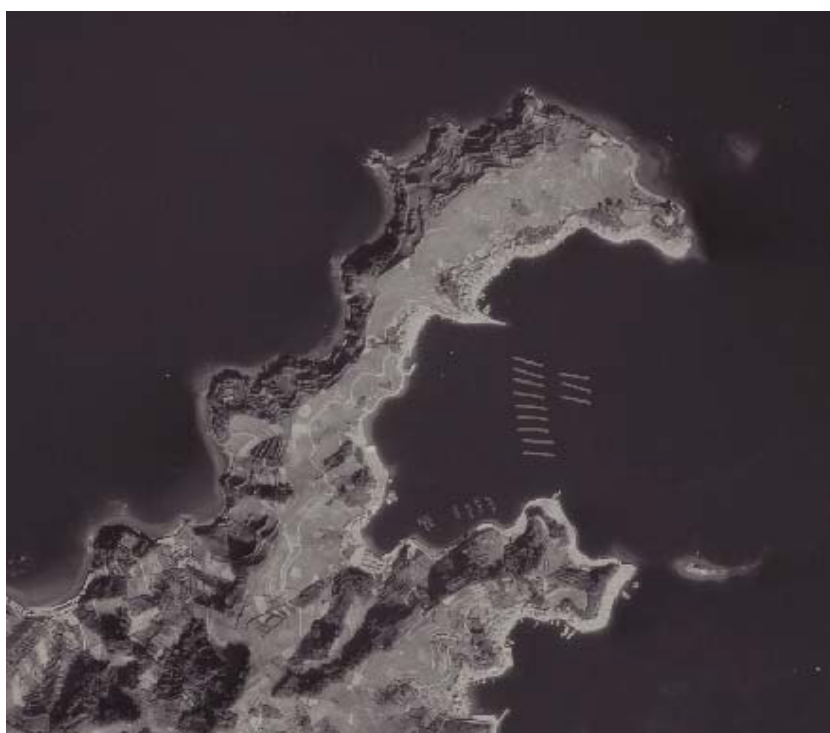


写真 2-II-2 水荷浦周辺空中写真 昭和 41 (1966) 年 国土地理院 撮影

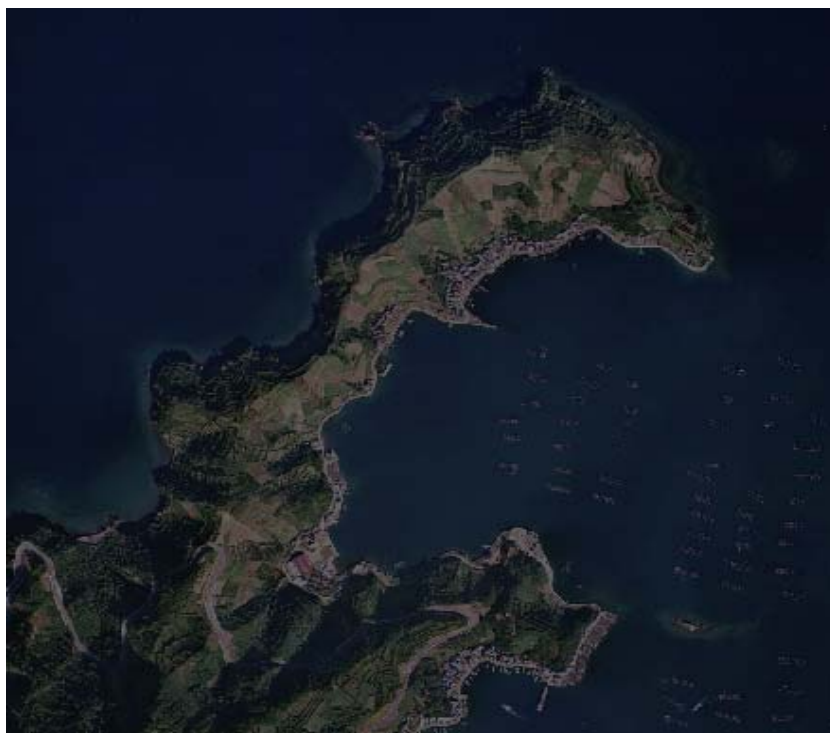


写真 2-Ⅱ-3 水荷浦周辺空中写真 昭和 50（1975）年 国土地理院 撮影

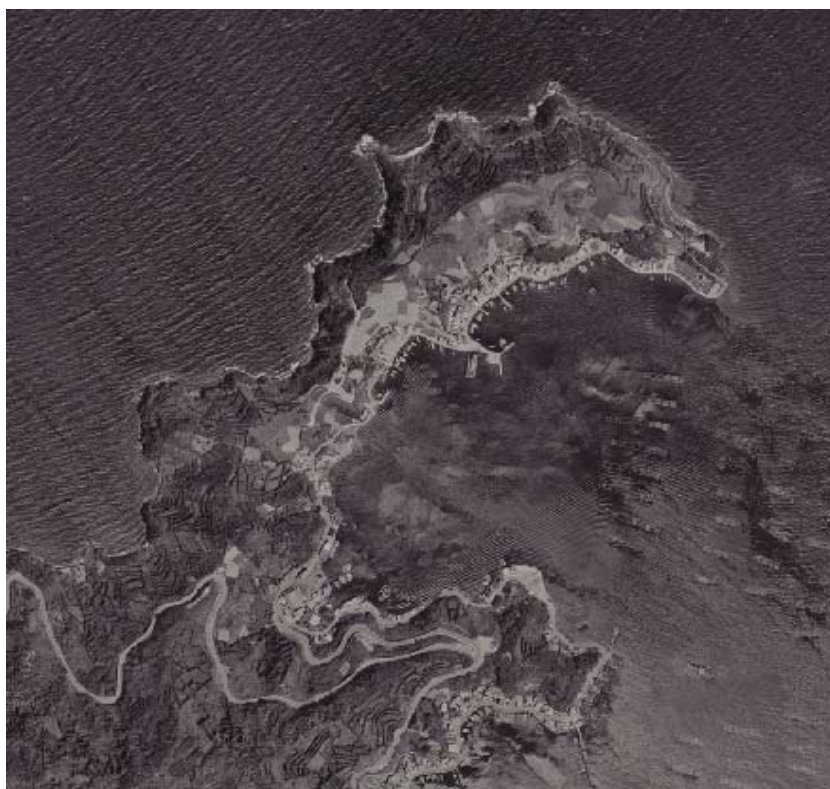


写真 2-Ⅱ-4 水荷浦周辺空中写真 昭和 60（1985）年 国土地理院 撮影

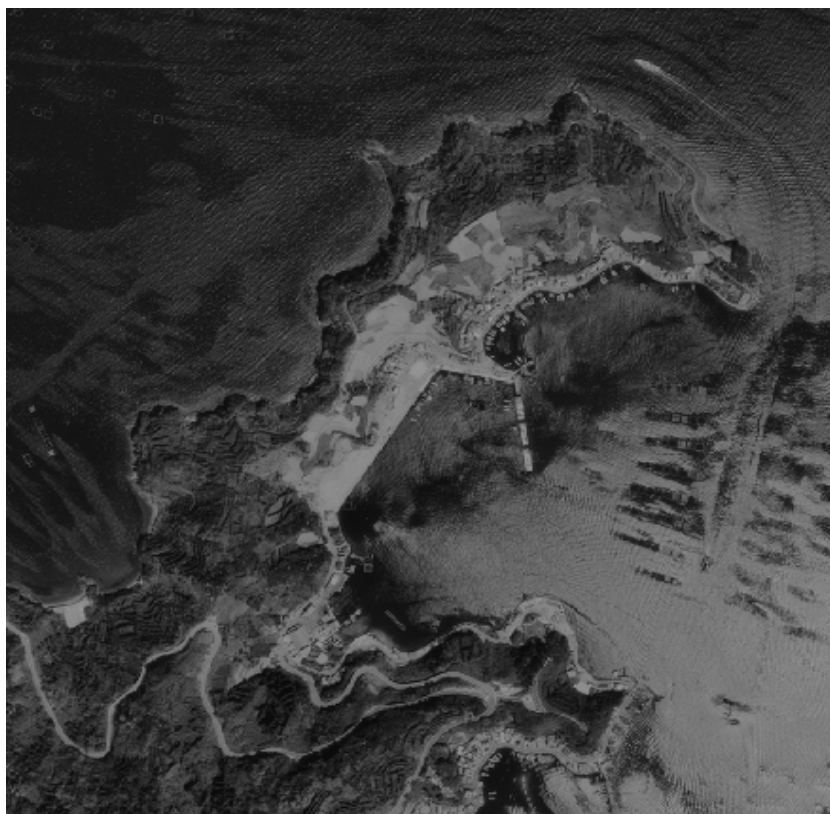


写真 2-II-5 水荷浦周辺空中写真 平成 2 (1990) 年 国土地理院 撮影



写真 2-II-6 水荷浦周辺空中写真 平成 17 (2005) 年 宇和島市 撮影

(2) 水荷浦の段畑を取り巻く生活・生業

1) 生活・生業の現状

①概況

水荷浦の生業は、漁業と農業の兼業となっている。現在の家計の中心は漁業であり、若いうちは漁業を行い、漁業を若い世代に譲った世代が段畑を耕作している。

②漁業

養殖漁業が中心となっており、主なものはハマチ養殖、真珠母貝養殖である。

③農業

ジャガイモとサツマイモの二毛作が行われている。ジャガイモは、11月に植付けられ、4月に収穫される。そのあとにサツマイモが6月に植付けられ、10月に収穫される。

ジャガイモは、自給のほか早堀りジャガイモとして市場に出回っている。水荷浦全体での種芋代が年間で約100万円掛かる。

昔は麦とサツマイモの二毛作であった。農繁期は11～12月（サツマイモ）、4月（麦）となっていた。

■水荷浦段畑のジャガイモ生産費

水荷浦に関する歴史と文化から、本地域では生活用と農業用の水が貴重であり、山まで耕作したという生活と生業の厳しさがあって、今日では日本国内で希少価値を持った美しい景観を残している。生活条件及び農業的条件の厳しい地域では、地元住民が地縁や血縁の様々な社会組織（いわゆる「ソーシャル・キャピタル」）を基盤にして、相互扶助と協同活動により、心豊かな生活（ライフスタイル）を実現してきている。

水荷浦における農業的条件の厳しさ、その厳しさが段畑という美しい景観の背景にあるわけであるが、農業の厳しさをジャガイモ生産費と夏季を中心にした半年間の除草作業とから、具体的に見ていくことにする。

まず、水荷浦（集落）の段畑は、中山間地域等直接支払制度の資料によると、面積235a、耕作者28人であり、すべて傾斜16度以上の畑である。そのうち、34度以上の急傾斜畑が114aと半分を占めている。

段畑の土地利用は、11～4月のジャガイモ作と5～10月のサツマイモ作であるが、最近では、ジャガイモ作のみを行い、春から秋は休閑とする段畑が大半であり、サツマイモ作との年間二毛作体系をとる段畑は10a程度と少ない。

ジャガイモ作28.12aについての作業体系（作期、作業内容、労働時間、投入費用）は、表2-II-10の通りである。なお、28.12aのジャガイモ収量は4,800kg、平成15年度のジャガイモ10kg袋の平均価格は2,500円である。また、段畑のジャガイモ作に必要な農用機械・施設の取得価額と減価償却費を表2-II-11に示している。

表 2-II-10 段畑ジャガイモ作の作業体系

作業内容（作期）	労働時間（時間）	投入費用（円）
耕うん、肥料・元肥、 うね切、種まき、うね ふせ（11月上旬）	2.5人×8時間×4日 ＝80時間	種子 64,000 肥料 48,000 石灰 5,625
マルチ（12月）	2人×8時間×7日 ＝112時間	マルチ代 19,050
芽かき、草とり（1～4 月）	1人×8時間×40回 ＝320時間	
収穫・出荷（4月上旬）	2.5人×8時間×10日 ＝200時間	ビニール袋代 1,500 シール代 7,200 ガソリン代 9,100
石垣修理	1人×8時間×3日 ＝24時間	
守ろう会の地代支払い		28.12a（40a/3万円で算出） 21,090
合 計	736	175,565

表 2-II-11 段畑ジャガイモ作の減価償却費

機械・施設名と価額	減価償却費
管理機 1 台	15 万円 13,500 円
軽トラック 1 台	90 万円 81,000 円
動力噴霧機 1 台	1.5 万円 1,350 円
農具舎	30 万円 13,500 円
モノラック	100 万円 45,000 円
草刈機 1 台	4 万円 3,600 円
合 計	157,950 円

※減価償却費は、残存価額を 10%とした定額法で計算している。

表 2-II-12 に、平成 15（2003）年産の 10 a 当りジャガイモ生産費を示している。水荷浦の段畑、北海道の原料用ジャガイモに関する農水省生産費調査結果、兵庫県「地域農業経営指導ハンドブック（平成 13 年度版）」から生食用ジャガイモ経営指標をそれぞれ比較のために示している。

まず、10 a 当り労働時間について、水荷浦は農水省生産費（原料用）の 28.6 倍、兵庫県の 2.2 倍と極めて高く、傾斜地での重労働を反映している。それゆえ、物財費と労働費、地代を合計した生産費合計は、農水省生産費と比較して 5 倍と高い。他方で生産物であるジャガイモの kg 当り単価は、水荷浦が最も高く、兵庫県の 2.2 倍、農水省生産費の 13.9 倍である。それゆえ、水荷浦の 10 a 当り粗収益は、兵庫県の 1.3 倍、農水省生産費の 5.1 倍である。

表 2-Ⅱ-12 10a 当りジャガイモ生産費（単位：円、平成 15 年度）

項 目	水荷浦	農水省生産費 (原料用)	兵庫県 13 (2001) 年度版
種苗費	22,760	11,428	21,600
肥料費	17,070	8,454	13,300
農業薬剤費	—	7,023	5,887
光熱動力費	3,236	2,344	6,840
その他の諸材料費	11,869	146	62,308
減価償却費	56,170	12,650	53,656
その他物財費	—	3,256	9,600
物財費 小計	111,105	45,301	173,191
労働時間	261.7	9.16	120
労働費	228,987	14,140	—
地代	7,500	9,559	—
合計	347,592	69,000	—
収量 (kg)	1,707	4,660	2,900
単価 (円/kg)	250	18	115
粗収益	426,743	84,004	333,500

(注) 資本金利子は計算していない。

表 2-Ⅱ-13 は、10a 当りのジャガイモ所得と資本純収益、労働 1 時間当り所得を示している。まず、水荷浦の 10a 当り所得は兵庫県の 2 倍、農水省生産費の 8.2 倍と高い。しかし、水荷浦の労働 1 時間当り所得は、兵庫県の 90%、農水省生産費の 29% となり、急傾斜の段畑での労働多投型のジャガイモ作は、いかに高単価が実現できるとしても、労働効率としては劣る結果となっている。

表 2-Ⅱ-13 10a 当りジャガイモ所得、資本純収益（単位：円／10a）

項 目	水荷浦	農水省生産費 (原料用)	兵庫県 13 (2001) 年度版
所得	315,638	38,703	160,309
1 時間当り所得 (円／時間)	1,206	4,225	1,336
資本純収益	79,151	15,004	—

■ 春から秋にかけての除草作業とその役割

水荷浦の段畑 235a のうち、自給自足用のサツマイモ作の 10a を除く、残り 225a では 5 月から 10 月にかけて、月 3 回のペースで手作業の草とり作業が繰り返し行われる。この作業は、美しい景観の段畑を維持するために必要不可欠な作業であり、温度と湿度が高くなる 6 月から 9 月にかけての作業は過酷な重労働である。

10a の段畑で 5 月から 10 月にかけて実施される草とり作業の標準的労働時間は、2 人

×10時間×3回/月×6ヵ月＝360時間である。1日8時間労働とすると、45日間となる。水荷浦の出役労働に対する日当は、男性 7,000 円、女性 5,000 円である。それゆえ、10 a 当り草とり作業の労働評価を1日8時間労働の日当 7,000 円で行うと、45 日×7,000 円＝315,000 円となる。

5～10月の毎年の草とり作業は、作物栽培のためというよりも、段畑の景観保全のために実施しており、10 a 当り 360 時間（労働評価額 315,000 円）に及ぶ。

④保全活動の状況

現在、遊子地区の関係諸団体により構成される「段畑を守ろう会」によって、水荷浦の段畑を後世に残していこうとする活動が行われている。平成 15（2003）年 3 月にはふるさと愛媛創造賞を受賞している。

段畑を守ろう会

<設立>

遊子地区のシンボルである水荷浦の段畑を後世に残していこうという理念から、平成 12（2000）年 11 月に設立された。

<設立後の活動>

○行政の資金協力による荒地の回復

- ・荒地を、行政の協力により整地し、守ろう会会員が耕作。
- ・平成 12（2000）年度：26 a（事業費 500 万円：市町村緊急地域雇用対策事業（国 100% 補助））
- ・平成 14（2002）年度：20 a（事業費 423 万円：市町村新緊急地域雇用対策事業（国 100% 補助））

○オーナー制の導入

- ・収穫までは守ろう会会員がすべてを引き受け、収穫だけをオーナーが請け負う。

○花植え

- ・整地した部分で、特に傾斜が急なところに、守ろう会会員が花を植える。

<だんだん祭り>開催>

「だんだん」とは方言で「ありがとう」という意味。この言葉と「段々畑」とをかけた、平成 12（2000）年以降、4 月初旬の日曜日に「だんだん祭り」を開催している。

<シルバー人材センターの事業に>

平成 14（2002）年、市によりシルバー人材センターの事業として、段畑の整地を実施。

<活動上の課題>

- ・関係諸団体の役員によって会員が構成されており、役員改選によって会の目的意識の理解が困難
- ・運営費の確保が必要

⑤来訪者

平成 17（2005）年 4 月にだんだん祭りで行ったアンケートによると、来訪者は「宇和島市内」との回答が最も多く、全体の 75%を占める。愛媛県外からの来訪者は全体の 7%で、兵庫県、大阪府、東京都、徳島県との回答がみられた。

地域住民は来訪者による悪影響を感じており、ワークショップ（段畑よりあい講）では以下の意見が出されている。

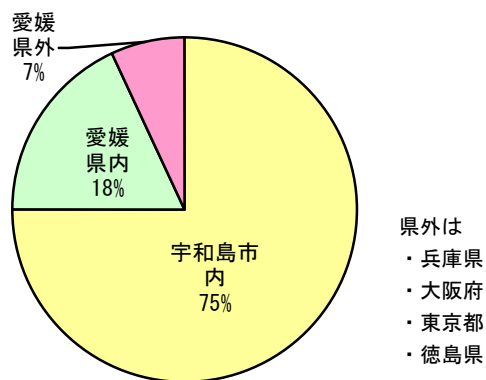


図 2-II-30 だんだん祭り来訪者の割合

- ・ 写真撮影を使用とする人（アマチュア・プロ）が畑に入り、畑を荒し石積みを壊す（看板を立てているが、入り込んでしまう人もいる）
- ・ 地元の人を捕まえて無理矢理被写体にする人もいる
- ・ 挨拶もなくシャッターを切られるのはいい気持ちではない
- ・ 観光バスで乗りつけることもあり少々邪魔であるように感じる
- ・ 忙しい時（収穫時）ほど観光客が多い

2) 生活・生業における空間利用・空間機能

①沿岸部

■集落（居浦）

商店、宇和島と水荷浦を結ぶ高速船乗り場があり、集落の中心として住居が集積している。



写真 2-Ⅱ-7 集落（居浦）

集落は、海岸線から法線状にのびる細い路地にそって、民家と倉庫や店舗が高密度に集積する。民家は、2階建てを主とし、軒線がときに隣家と重なるほどに高密度である箇所もある。古写真によれば、山麓側に民家、海岸側に店舗や倉庫が面する傾向があるように見え、民家は棟が路地と平行になる方向にそろっているように見える。

寺社や小祠は民家より少し高い位置に石造の階段を伴って立地し、民家の屋根向こう側の高台の上に見えると同時に、境内は海と家並を見渡す眺望点でもある。



写真 2-Ⅱ-8 水荷浦空中写真 平成 17（2005）年 宇和島市 撮影

海岸線にそって線状に形成された民家群は、西端側から住宅＋倉庫＋駐車場の世帯が並び、東端よりには、倉庫、道具・資材置き場、作業場、等が並ぶ地域となる。世帯は一般に、海岸側に倉庫・駐車場、その奥に母屋、との構成をもっている。

■集会所周辺（牛ヶ坂浦）

護岸工事に伴って陸地が広がり、公園、集会場が設置されている。

住居も見られるが、居浦に居住し、ここを農作業の倉庫として利用している人もいる。



写真 2-Ⅱ-9 集会所周辺 1



写真 2-Ⅱ-10 集会所周辺 2

■遊子漁協周辺（深浦・中浦）

中浦には倉庫、深浦には遊子漁協が位置している。



写真 2-Ⅱ-11 遊子漁協周辺 1



写真 2-Ⅱ-12 遊子漁協周辺 2

②斜面

■居浦斜面

主として南側に向いている斜面谷筋に段畑が部分的に残っているが、斜面景観の基調は樹木の緑となっている。

全域ではないが、急傾斜地崩壊危険区域に指定されている。擁壁が組まれている斜面もある。

一部石垣が崩れているところが見られる。



写真 2-Ⅱ-13 居浦斜面

■牛ヶ坂浦斜面

斜面一体が石垣による階段状の耕地となっている（ただし、尾根地形となっているところなどでは耕作が放棄されているところもある）。

麓から見上げる樹木の緑が尾根地形など縁部にしかないことと、耕地は畑作のために草引き（雑草取り）をこまめに行っていることから石垣を基調とした砦のような景観が得られる。



写真 2-Ⅱ-14 牛ヶ坂浦斜面

■中浦斜面

北端の南向き斜面の中腹までと、隣接した東向き斜面の低標高部が耕作地（段畑）となっている。

現在、水荷浦の段畑はここが南端となっている。



写真 2-Ⅱ-15 中浦斜面

■北・西側斜面

北・西側斜面（半島の裏側）は、集落側で麦と芋の作付けを行っていたときも、芋だけしかできず、土地が広くても収穫が落ちた。

現在は、一部では耕作が行われているものの、ほとんどが耕作放棄地となっている。



写真 2-II-16 北・西斜面



写真 2-II-17
山にかえりつつある耕作地



写真 2-II-18 モノレール



写真 2-II-19
北東部斜面の段畑

③海面

岸壁には漁船が係留されている。

沖合には養殖の筏が整然と並んでいる。



写真 2-II-20 海面

④その他

■墓地

牛ヶ坂浦の尾根沿いには墓地があり、正月元旦のお墓参りの風景が住民から水荷浦らしい時間としてあげられている。

■薬師堂

居浦と牛ヶ坂浦の境界となる尾根筋の中腹に薬師堂が位置している。

⑤道路

深浦から海岸線に沿って、車両が通行する道が続いている。岬からは集落の反対側斜面を中腹を周り、牛ヶ坂浦の尾根筋に至り、中浦の北端まで続いている。

牛ヶ坂浦の段畑には道が取り付けられており、「老人の和会館」の裏側からはじまり、薬師堂の脇を通り墓地の北端に出る道と、斜面の中腹を通り、牛ヶ坂浦の南で下ってきた尾根筋の道と合流するものがある。

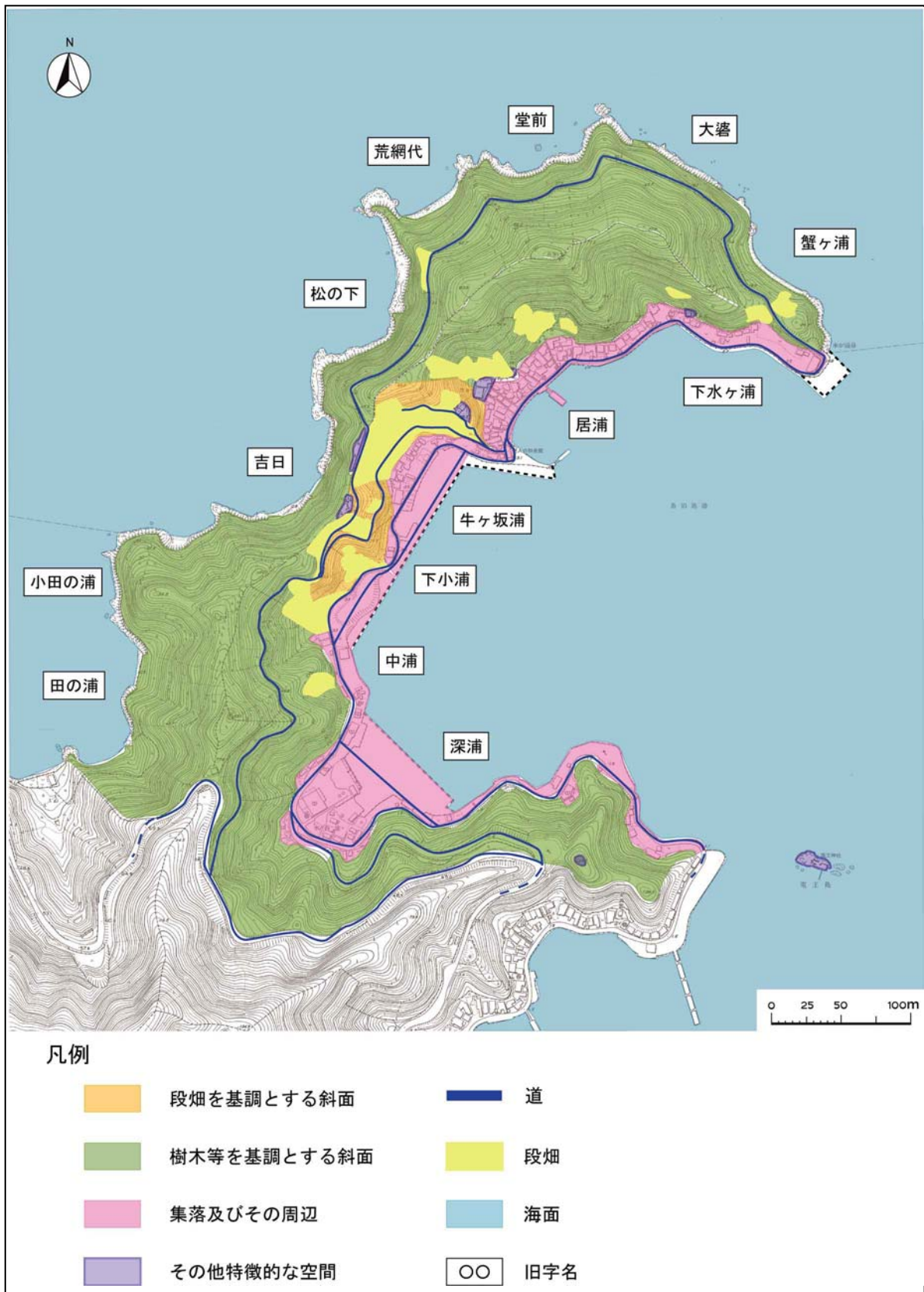


図 2-Ⅱ-31 空間構成図

3) 水荷浦の暮らしと段畑の民俗

①段畑の生産暦

水荷浦の段畑における主要作物は、ジャガイモの栽培が広がる以前は、長らくサツマイモと裸麦、そして小麦・キビあった。農林省作物事務所調べによる昭和 23 (1948) 年の「主要農作物統計」によると、旧遊子村の農業生産に関して、サツマイモ 586,125 貫、裸麦 1,043 石、小麦 214 石(『第 1 回愛媛県統計書』)と報告している。このときの作付面積は、それぞれ 156 町 3 反、74 町 4 反、17 町 6 反であった。さらに経営規模別では、遊子村 333 戸中で 3 反未満が 61 戸、5 反未満が 112 戸、1 町未満が 148 戸、1 町以上はわずか 12 戸と零細規模であったことがうかがえる。また、昭和 27 (1952) 年の村勢資料によると、サツマイモ 120 万貫、麦 1,270 石、ジャガイモ 9,200 貫、みかん 25,000 貫と報告している。また、当時の畑 192 町歩に対する作物別の作付面積は、サツマイモ 164 町、麦 106 町 3 反、ジャガイモ 2 町 3 反、みかん 2 町 7 反、大根 4 町 3 反、雑穀 6 町、陸稲 2 反などと報告されている。

さて、水荷浦における段畑主要栽培作物の生産状況に関する耕作最盛時の詳細な資料がないので、ここでは水荷浦を含む遊子地区全体の状況を概観しておくことにしたい。この地区の段畑における伝統的な主要栽培作物は、広くサツマイモと麦であったとされる。表 2-II-15 は、愛媛県全体の作付面積および農業生産高統計より遊子地区の数値を抄出し、段畑作付けの主要作物であったサツマイモと麦(裸麦・小麦)について取りまとめたものである。この一覧表からも、水荷浦及び遊子地区の段畑におけるサツマイモ及び麦への比重の偏りがうかがわれる。

表 2-II-14 旧遊子村におけるサツマイモ・麦生産状況一覧

年	サツマイモ 面積 (反)	サツマイモ 生産量 (貫)	裸麦面積 (反)	裸麦生産高 (石)	小麦面積 (反)	小麦生産高 (石)
昭和 23 (1948)	1,563	586,125	744	1,043	176	214
25 (1950)	1,733	786,774	928	1,204	152	145
26 (1951)	1,644	662,532	904	1,251	170	214
27 (1952)	—	—	994	1,416	165	210
28 (1953)	—	—	955	1,658	166	208
29 (1954)	1,681	638,780	1,006	1,831	115	162
30 (1955)	1,866	974,000	992	1,610	112	140
31 (1956)	1,852	1,013,000	928	1,495	122	154
32 (1957)	1,922	4,511t	917	1,083	99	83

* : 第 1~9 回の「愛媛県統計書」により宇和海村合併までの旧遊子村を抄出した。

次に、これら水荷浦を含む遊子地区の段畑における主要作物であったサツマイモと裸麦の生産暦を示すと、大よそ次のようであった。すなわち、この 2 つの作物による段畑の 1 年を通した土地利用が伝統的に展開されていたことがうかがえる。

表 2-Ⅱ-15 昭和中期的水荷浦における段畑主要作物の生産暦

サツマイモ		裸 麦	畑作儀礼
新暦 1 月		↓	
2 月		麦踏み	麦ほめ
3 月			
4 月	芋ふせ（あんずの花の咲くころ）	↓	虫供養
5 月	↓	麦刈り	
6 月	芋植え（ながせのころ）		
7 月	なかうち・施肥・あご植え		
8 月			お社日
9 月	↓		
10 月	芋掘り	あごしきかけ	亥の子
11 月	切り干し作り	麦蒔き	
12 月		↓	

②水荷浦の食生活と段畑の位置づけ

水荷浦における段畑を中心とした栽培作物は、出荷に供されるものと自家消費されるものとに2分される。すなわち、段畑は、商品作物の栽培という側面と一方では、人々の食生活を支える存在でもあった。そこで、以下、水田を持たず、サツマイモと裸麦を中心とした段畑での作物生産を基本とした水荷浦および遊子地区において、それが人々の食文化にどのように反映したのかを検討しておきたい。

水田のない水荷浦において、米食が普及した時期は新しく、昭和 40 年代からである。それまでは、米食は正月や盆に限定され、日常は、大釜で蒸かしたサツマイモを食したり、薄切りにしたサツマイモを簀簾で干して乾燥させたものを炊き上げた、あるいは裸麦を混ぜて炊き上げたヒラメシ、そして麦めし・麦ごはんが中心であった。サツマイモを収穫してより冬にかけては、昼間は5升炊きほどの大釜で一度に一貫目ほども蒸したサツマイモが主食となり、夜は麦ごはんを食した。蒸したサツマイモは、食べ残るとヒガシヤマにして食した。麦ごはんは、丸麦1升到水1升5合を入れて炊き、噴いてくると2合ほどの水を指して火を小さくし、時間をかけて炊き上げた。

収穫したサツマイモは、ホゴロに入れて天秤棒に担って運び、各家の芋つぼで保存されたのち、順次に食した。芋つぼは、広さ3坪ほどの大きさと、深さは5尺ばかりであった。ちなみに、床下に芋つぼを設けた部屋は、芋からの湿気が上がるために畳をはずしており、敷くのは正月だけであった。こうしてサツマイモを収穫した11月から翌年の3、4月までは、生芋を蒸かして食し、それ以降の夏の間は、切り干しにしたものを食した。

また、丸麦を噴かしてサツマイモの切り干しを加えて炊き上げ、大きなしゃもじで混ぜ合わせた。食べ残りは、傷みやすいので、ツリジョウケに入れて保存した。なお、麦は、昭和 27、8 年ころよりシャギ麦が出回るようになり、30 年にはこれが主流となって

炊きやすくなった。麦は、収穫後にニダイ（負い子）で運び、千歯でこぎ落としてアラ（粃）の状態で保存し、津野浦と矢野浦の農協で搗きあげた。水荷浦では津野浦へ行った。また、1俵ほどは麦味噌にした。

さて、水荷浦では、米は外部から購入しなければならなかったが、そのなかで行商による米の入手も大きな存在であった。水荷浦では、隠居をした年代の何人かの者が、宇和島市街よりも奥の三間などの農村部ヘイリコやメノリなどの海産物行商に出かけ、米と交換していた。あるいは、豆腐用の大豆と交換した者もいた。

③餅を象徴的存在とはしない食文化の存在

日常的な食文化において、段畑における栽培作物が食糧として大きな割合を占めたことなどが前節で確認されたが、一方で儀礼的側面における食文化は、少し異なった様相を呈している。その一つが、水荷浦を含む遊子地区の特徴とも見られる、正月の雑煮である。伝統的にうるち米の挽き粉（ヒキゴ）を用いた団子雑煮で、搗き餅を使用しない。水荷浦では、元日・11日（おじゅういちにち）・20日（お伊勢さん）には、挽き粉の雑煮を作って食する習慣である。永井軋江が平成5年10月に遊子漁協婦人部に対して行ったアンケート調査をまとめた報告（「雑煮文化の歴史的背景と継承・変容」）によると、当時、うるち米を粉にした団子餅を使用し、これをだし汁に入れて煮るヒキゴ雑煮が、地区の87%相当の家庭という高い割合で作られていることが理解される。しかし、すでに13%はもち米の搗き餅を使用している。また、だし汁については、古くはボラメ・ハランボ・タイ・ハギ・アジ・黒魚などの活魚を用いたというが、活魚のみの比率は低下して当時65%となっており、煮干・昆布・花かつお・とり肉などが取り入れられて多様化が進んでいた。そのなかで、水荷浦は、番匠・魚泊とともに、活魚だしの比率が8～9割を占めているなど、伝統重視型の様相を見せている。

このように、遊子地区では、正月の雑煮において餅文化の希薄性がうかがえるのであるが、一方では、餅の文化の混在も見られるなど、多様な価値観が存在する。例えば、南予地方に顕著な嫁の里への餅の贈答儀礼なども盛んであった。正月用の餅を搗いたとき、婚家では嫁の里へ3升ほどの大きな鏡餅を酒とともに持参させたなど、餅を重視した儀礼も存在した。

また、儀礼食として米を重視した民俗も多く、結婚初年の一番亥の子（初亥）には、「亥の子をかいて行く」といって嫁の里へ小豆ごはんを3升入りのキリダメに入れて持参した。盆には、盆めし・浜めしと称して、女兒は浜で屋形のようなものを作って小豆ごはんを炊いて食した。

以上のように水荷浦、さらに遊子地区では、段畑における栽培作物が儀礼食としても用いられる状況はうかがえないが、正月雑煮などに特徴的な民俗を所有し、そこには、餅を必ずしも象徴的食べ物とはしない価値観が見られて興味深いものがある。

④段畑の農耕儀礼と民俗

一方、今回の調査を通して、水田のない水荷浦においても、段畑における農耕儀礼が存外に行われていたことが、不十分ながらも確認された。年間を通した段畑での農耕＝

畑作儀礼の存在は、裏を返せば、段畑耕作がこの地域の生業として極めて重要な位置づけであったことの証左でもある。今回、水荷浦において確認された畑作儀礼は、〔麦ほめ〕〔虫供養〕〔社日〕〔亥の子〕の儀礼である。

麦ほめ 節分には、トベラの葉（シバと呼ぶ）を家の門口でふすべて煙を立て、シバとイワシを挟んだものを麦畑に立てて、「今年の麦は豊年じゃ」と唱えた。いわゆる、「麦ほめ」の儀礼で、愛媛県では、1月20日ごろに20日正月の行事として行われるところが多いが、南予地方の山村では、節分のころに麦祈祷と称して、修験者が関与して行われた。この民俗が、近世の段畑の麦作にも及んだものと考えられる。

虫供養 4月入り（4月1日）の前日、すなわち旧3月の晦日には、「ムシグヨウ=虫供養」を行った。ヨモギを入れた米粉を蒸して径3cmほどの団子に丸め、子供たちが家の主だった畑に立てて回った。耕作にあたって駆除した害虫の霊を慰め供養するもので、豊作守護の祈願もこめられており、稲作に伴う「虫送り」とは異なるところがある。南予地方の山村では、稲作に関連した「実盛送り=虫送り」や「サンバイモウシ」の行事は盛んに行われたが、虫供養の行事例は少ない。

お社日 秋の「オシャンニチ=お社日」は、段畑のサツマイモの収穫初めであり、掘り取った芋を神棚に供えた。これは、南予地方に広く特徴的に見られるサトイモの収穫祭としての社日の民俗が、サツマイモに転化したものといえよう。

亥の子 旧暦10月の亥の日は亥の子で、男児は小学校6年生を大将として亥の子石を搗いて回った。小学生の男児は、秋祭りの晩から每晚集まって亥の子歌の練習をした。

これらは、総じて水荷浦に特有の民俗ではないが、南予地方の水田稲作地帯に比較して、畑作儀礼が豊富であるといえよう。また、畑作儀礼、集落近くの畑だけではなく、段畑においても行われていた。すなわち、段畑耕作が地域の生業基盤として重く位置づけられてきたことが確認され、それが畑作儀礼にも反映されていることが認識される。

⑤段畑の空間認識

さて、宇和島地方では、野菜などを栽培する普通畑を一般にアサジリと称しているが、水荷浦における使用は一定ではない。野菜畑や芋の苗を伏せるところを指してアサジリといい、サツマイモを植えた段畑をイモジリと呼称したりする一方で、アサジリに相当する集落近辺の畑は、平坦地であるところから、単にナルの畑として捉えられることもあった。さらに、段畑という呼称自体も比較的新しいものと考えられ、人々が畑地をアサジリと段畑に2分して捉えているわけではない。

三浦半島では、伝統的には集落を中心に海をオキとして捉えたことに対し、背後の傾斜地をヤマ・ソラとして一括して理解することが一般的であった。したがって、段畑へ出かけるときには、「ヤマへ行く」「ソラへ行く」の表現となり、「段畑」という概念での空間認識がどこまで人々の暮らしのなかに普遍的に存在したかについては、必ずしも明確ではないなど、微妙な認識の空間であったといえよう。

（３）景観の構成要素及びそれらの有機的関連

１）大景観の構造

- ・半島状の丘陵（尾根～斜面）～丘陵麓部の集落～海（海岸～宇和島湾）の連続した景観。
- ・さらに大きなスケールで捉えるならば、対岸の山並み遠景、丘陵頂上部から望まれる西側の海への眺望も含まれる。
- ・それぞれの地形に即した土地利用のまとまりがある。
- ・それぞれの地形に立地する景観の構成要素の相互には、重要な関連性があり、尾根～海は多様な点において一体の環境である。

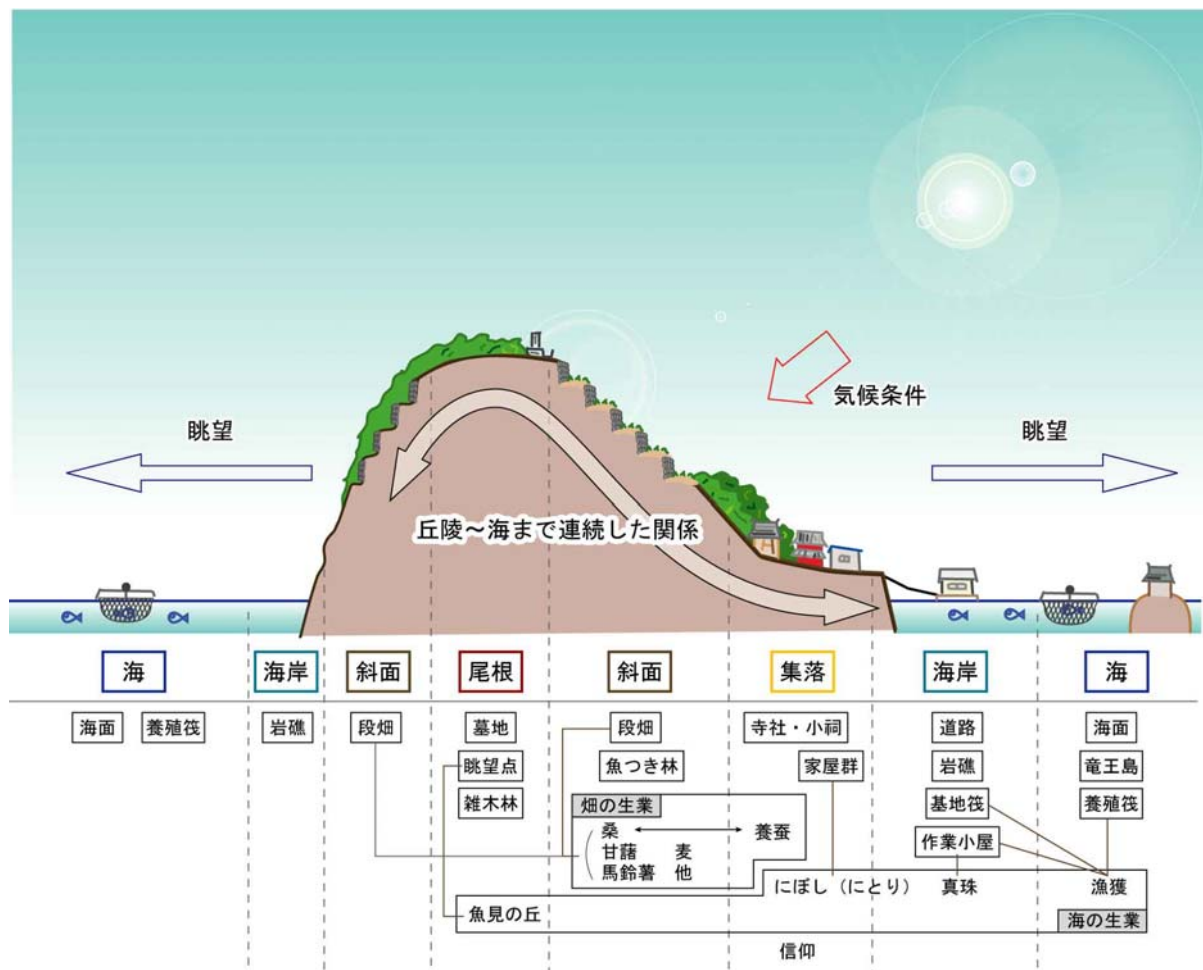


図 2-II-32 水荷浦景観の構造イメージ

2) 景観の構成要素

表 2-Ⅱ-16 景観の構成要素

単 位		構 成 要 素	
丘陵	尾根	墓地	
		眺望点	
		雑木林	
	斜面	段畑	畑
			石垣
			石段・みち
			作物
			モノレール
			索道跡
	魚つき林		
集落	寺社・小祠	薬師堂・西海寺・八幡神社・白王神社・小祠	
	家屋群	ベンガラの民家	
		倉庫	
		石段・路地・参道	
		井戸・水源	
		水路	
		樹木	
海岸	道路		
	岩礁		
	基地筏		
	作業小屋		
海	海面		
	竜王島		
	養殖筏		

表 2-Ⅱ-17 景観の保全に不可欠な管理・利用

	構成要素	管理・利用
A.環境管理の知恵	段畑の維持管理	石積み
		草とり
		補修
		作物
	海環境の維持	魚つき林
		生活排水の浄化
B.生活文化	各生業の技	
	食文化	
	祭事・儀式	

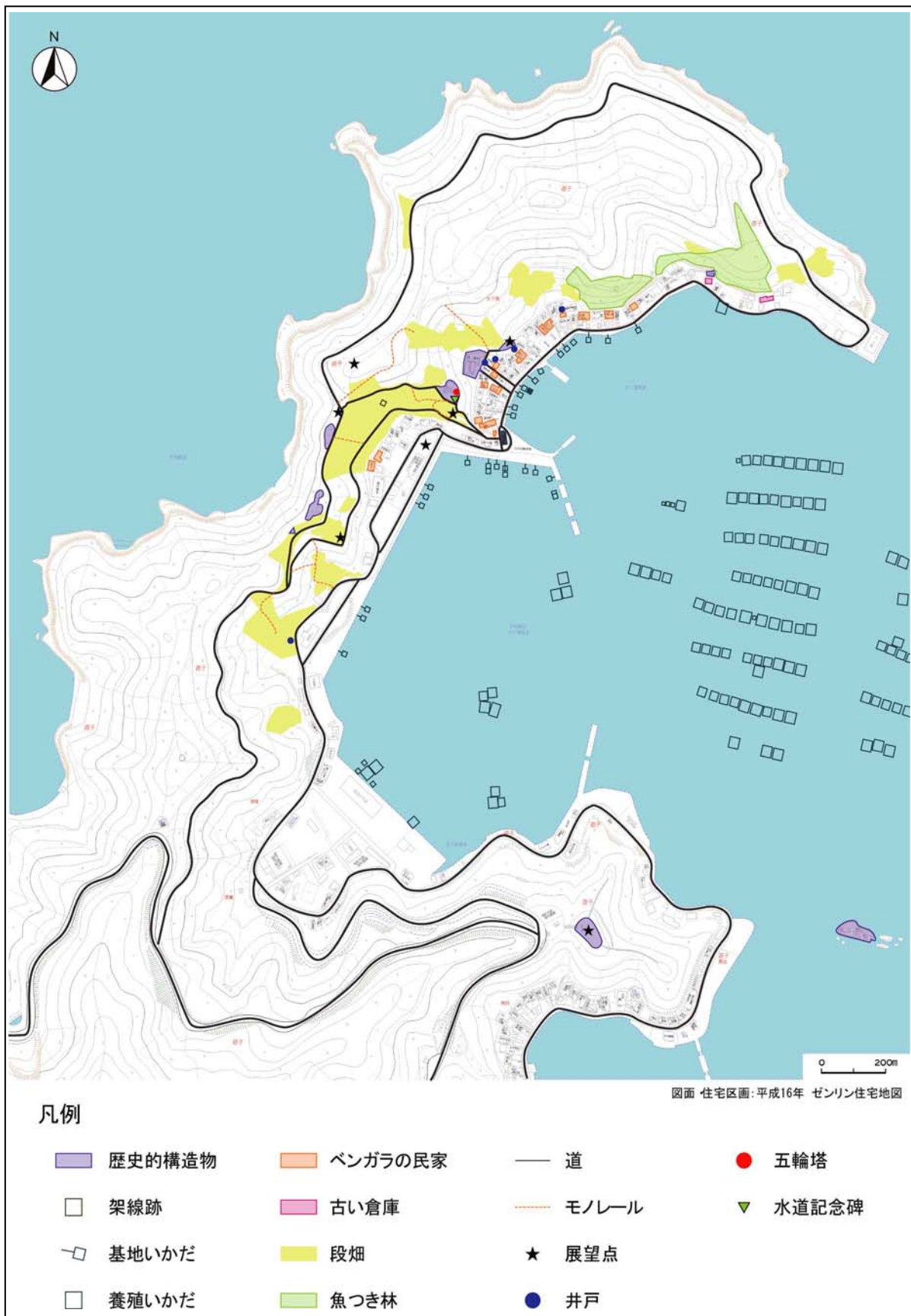


図 2-II-33 景観資源マップ

①営農に用いられる構造物

■段畑

□段畑の構造

地形に沿って構築され、1段の高さはほぼ同じ高さで、おおむね1 m強のものが多い。一方耕地面は傾斜の緩急によって幅が左右されるが、1 m程度の所が多い。

段畑の耕作する部分を「アゴ」、石垣の部分を「ギシ（岸）」という。地形に沿っているため、土壌は一般にギシ下は浅くアゴハナ（アゴの先端）の方が深い。

段畑の左右端には、耕作者の通路であるとともに大雨の時に水が流れる溝が設けられている。それ以外にも、上下の移動のためにはしごを設けているところもある。



写真 2-Ⅱ-21 段畑



写真 2-Ⅱ-22 耕地と耕地との間の溝



写真 2-Ⅱ-23 段畑に架けられたはしご

□石垣

段畑の石垣及び石垣を「つく」こと（石垣を築くことを「つく」をいう）は、耕作者の方々にも思い入れの深いことであり、ワークショップ（段畑よりあい講）でも多くの意見が出た。

以前は地元や周辺から切り出した石を用いていたが、最近では採石場で切り出された石を貯めそれを用いて補修を行っている。

所々石以外の材質のもので補修されているところもある。



写真 2-Ⅱ-24 石垣 1



写真 2-Ⅱ-25 石垣 2

最近補修された石垣には、採石場で切り出された石が使われている

ワークショップ（段畑よりあい講）で出た石垣についての意見

○石そのもの

- ・水成岩の砂岩
- ・遊子の石は弱いのに長持ちしている

○石の積み方

- ・石垣が壊れ修理するときには、崩れ落ちた石は日に焼けたり風雨によって風化してもろくなっているため、半分ぐらいは新しい石が必要となる。そこで、今も石を貯めておいている
- ・補修するときには、石が石垣のどの部分に適するかを考えながら補修する。石を持った瞬間に石垣のどの部分に適するか、経験と勘によってわかるという
- ・石の割れ方によって座りよいつき方をする（石垣を築くことを「つく」という）
- ・「裏づき」：積んだ石の裏にグリ石をいれてよくつき固める
- ・石の目を読む

○石を積む人

- ・皆それぞれ自分の職人技の特色を持っている
- ・石積みの様子で人の性格までわかるらしい
- ・昔は専門職人もいた
- ・雨の後はすぐに点検に行く

＜石組みの状況＞

写真中の木枠が1 m×1 mの大きさである。



写真 2-Ⅱ-26 石組み状況 1



写真 2-Ⅱ-27 石組み状況 2



写真 2-Ⅱ-28 石組み状況 3



写真 2-Ⅱ-29 石組み状況 4



写真 2-Ⅱ-30 石組み状況 5

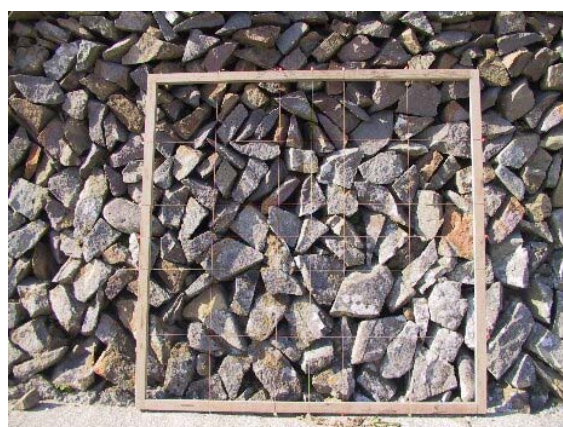


写真 2-Ⅱ-31 石組み状況 6

□段畑の営農条件

＜水荷浦の段畑の耕作条件＞

- ・牛ヶ坂浦を中心とした水荷浦の段畑は、南に向かって開けていることから、日当たりがよい。
- ・土壌は、耕作者によると水はけがよいと言われている。

＜石積みの作る地中熱環境＞

- ・段畑の石は、昼間太陽の熱を蓄え、夜になってもその熱で土を暖めることから、遊子地区はあまり降雪がないが、雪が積もっても段畑の石の余熱が雪を早く解かし、深刻な影響を受けることはない。
- ・そのため、地熱に影響されるサツマイモや、雪に弱いとされるジャガイモもよく育ち、平地の畑より早く収穫できると推測される。

＜草引き（雑草取り）＞

- ・草引き（雑草取り）はおおよそ週2回の頻度で行われる。雑草は3日経ったら生え、小さいうちに草引きしないとどんどん増え、1週間の雨で一面青くなってしまうという。
- ・鉄筋を加工した大きな耳搔き状のものを石積みに突っ込み、根から草を取ることが行われる。

■モノレール

段畑に設置されているモノレールは果樹園などに一般的に導入されているものであり、収穫時など重量物を上げ下ろしするなど、以前「荷こぶ」に代表されるような耕作者の負担を軽減するものになっている。

設置にあたっては、市農政部局等の補助事業が活用されている。

「荷こぶ」とは、段畑での耕作のために、天秤棒を重い荷物を背負って上り下りするために肩にできたこぶであり、耕作者によると20～30年前までの先代は「荷こぶ」が肩にできたといわれる。

また、段畑の上り下りには足元を確かめながら踏んばるために、両脚が外側に曲がるガニマタや猫背になるのが当たり前であった。



写真 2-Ⅱ-32 モノレール

②漁業に用いられる海面の構造物

■養殖筏

水荷浦からのぞむ宇和島湾は、対岸の山並みの遠景も含めて、「養殖いかだ」が規則性をもって点在し、小島等が点在する湾の景観を見せている。



写真 2-II-33 養殖筏

■基地筏・作業小屋

海岸部は、時代によって幾度かの基盤整備を経てきているが、水産業に関わる諸作業の空間であったことは変わらない。海岸沿いの道路下には、海にアプローチするための「雁木（がんぎ）」、石積みの護岸があった。

基地いかだは、漁船をつけるための棧橋の役割をはたす。鉄製のフレーム、木材等の底板、浮によって構成される。鉄製のフレームは、鉄工所の製品で、この標準型がデザインの基本となっている。

作業小屋は、真珠養殖が行われていた時に盛んに作られた。約 36 m²の大きさと、海上に浮く木造建造物。



写真 2-II-34 作業小屋



写真 2-II-35 基地筏

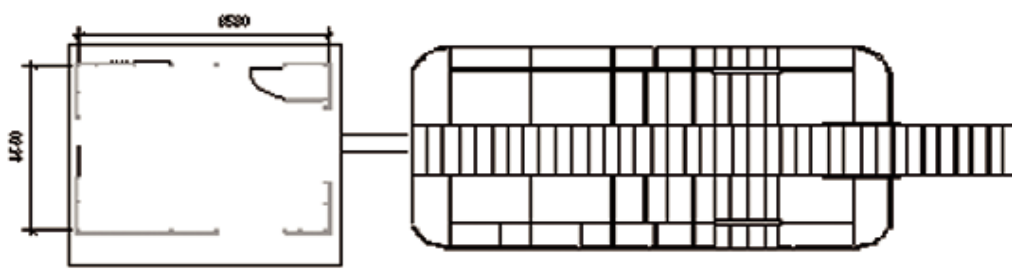


図 2-II-34 基地筏平面図

③往年の生活・生業を今に伝える構造物

■井戸

中浦には、「ひょうたん井戸」という水荷浦のかつての大事な水がめとなる井戸がある。そのほかにも、井戸は数ヶ所ある。水荷浦はその名のとおり、かつては水を余所から荷ってこなければ飲料水にも困る部落だったといわれている。

水荷浦から嫁に行った人は、実家に帰るときには水を天秤棒に2荷つるしておみやげに持って帰ったといわれる。



写真 2-II-36 井戸

■古い索道の跡

現在のモノレールが架設される前は、ケーブルに荷物をつり下げて荷物を運搬していた。その名残が牛ヶ坂浦の段畑に残っている。



写真 2-II-37 古い索道

■ベンガラ塗り民家

戦前建築の民家は、(塗装が薄くなっているものもあるが)ほとんどがベンガラ塗り仕上げになっている。この点を利用して、逆にベンガラ塗り仕上げの建築を確認してその分布をまとめると、民家 15 棟、納屋 2 棟が現存することがわかる。

なお、かなりの割合で、空き家または倉庫となっている。主要構造材(柱・梁)は、しっかりしている印象であるが、床・外壁・庇等は傷みのみられるものもあり、管理の向上や修理の可能性のためにも、利活用のみちを探りたいものである。

ベンガラは、虫害を防ぐ、あるいは、防水機能を重視して用いられたように聞かれる。ベンガラ塗装の後、最後に、木蠟で磨いて仕上げるようになっていたとのことで、この磨きあげは、子供も手伝っての作業だったとも聞かれた。木蠟は、現在でも内子町等で受け継がれているが、南予地方に豊富な資材であるという見方をする可能性もある(要検討)。

大工については、不明なものが多いが、「三浦大工」の名が聞かれた。

平面計画については、海岸から法線方向にのびる路地沿いの場合、路地にそって、長方形平面となる。玄関は、路地に面する場合と、海岸通り側からの場合があり、土間をもつが、その形態は、様々である。主要な座敷は 8 畳で、その他の居室も 8 畳を中心に構成されているようにみえる。1、2 階ともに開口部を多く設けており、雨戸が入る。2 階の場合には、雨戸の外側に、手すりが設けられる場合がみられる。

特徴的なのは、断面で、1 階の天井高さよりも 2 階の天井高さのほうが大きい。2 階が高いため、外観上、高さの印象の強い建築物となる。この高さは、養蚕のための、室内の温度調整のためときかれ、さらには、2 階天井に開口部を設けている場合がみられた。2 階の階高が高いためか、屋根の軒の出が 1 m 以上と大きい。これを支える「セガエ」と当地で呼称される軒裏の構造が、悉く見られる。



写真 2-II-38 民家 1



写真 2-II-39 民家 2



写真 2-II-40 民家 3



写真 2-II-41 民家 4



写真 2-II-42 民家 5



写真 2-II-43 民家 6

立面については、真壁造りで構造材にはベンガラ塗装の赤色、雨戸等の建具も、ベンガラ塗装の赤色である。壁は白しゅくい又は土壁である。屋根はもとは棧瓦葺きと見られるが（1階庇も棧瓦葺きのようである）、コンクリート瓦等に吹き替えられているものもある。入母屋と切妻の両方の屋根がみられる。



写真 2-Ⅱ-44 民家 7



写真 2-Ⅱ-45 民家 8



写真 2-Ⅱ-46 民家 9

■納屋

古い倉庫が2棟残っている。いずれも、集落の北端のほうで、外観からは、老朽がはげしくみえるが、小屋裏はしっかりしている。外観からは、ベンガラは認められないが、内部では、塗装されている箇所がみられる。



写真 2-Ⅱ-47 納屋 1



写真 2-Ⅱ-48 納屋 2

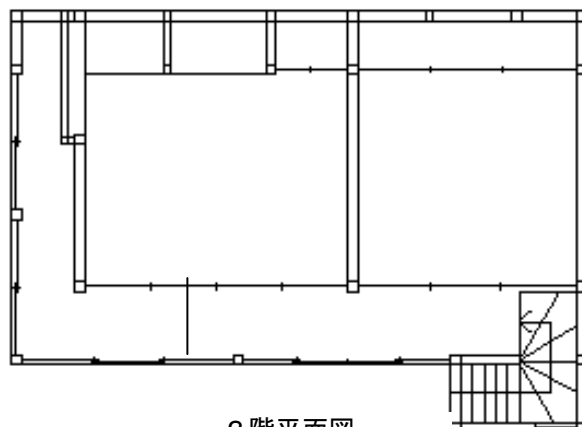


写真 2-Ⅱ-49 納屋 3

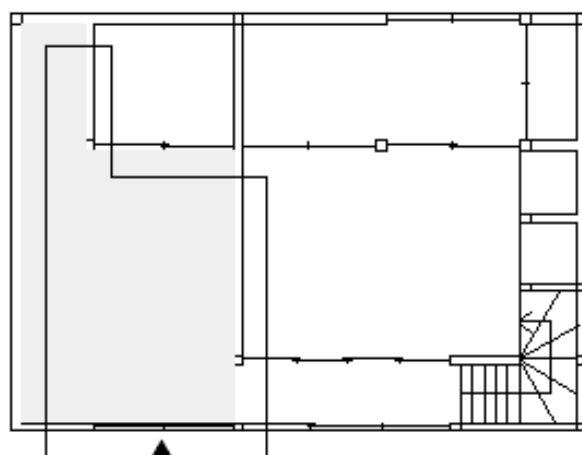


写真 2-Ⅱ-50 納屋 4

○家



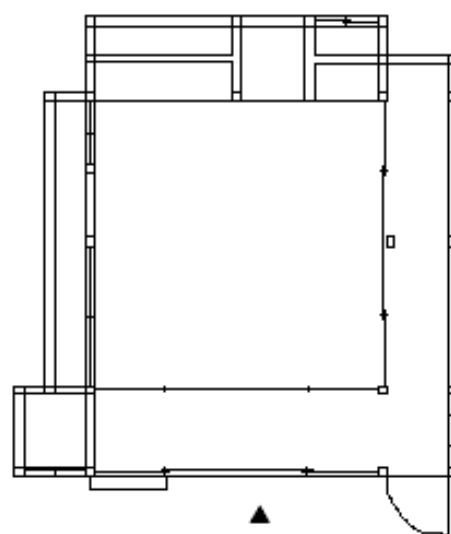
2 階平面図



1 階平面図

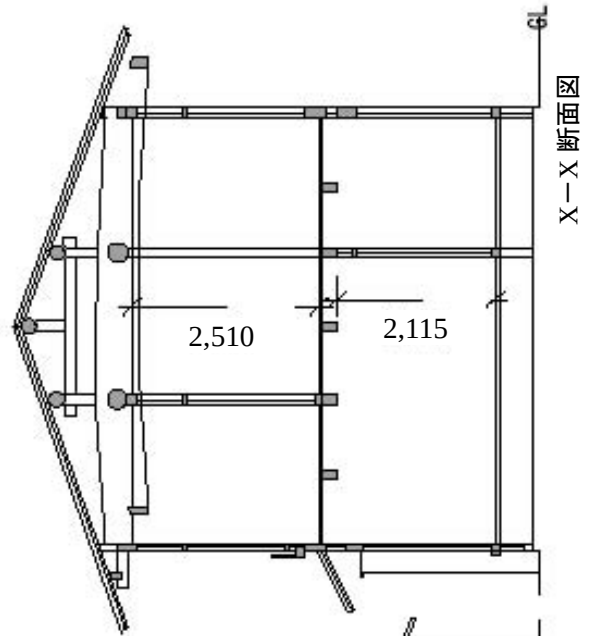
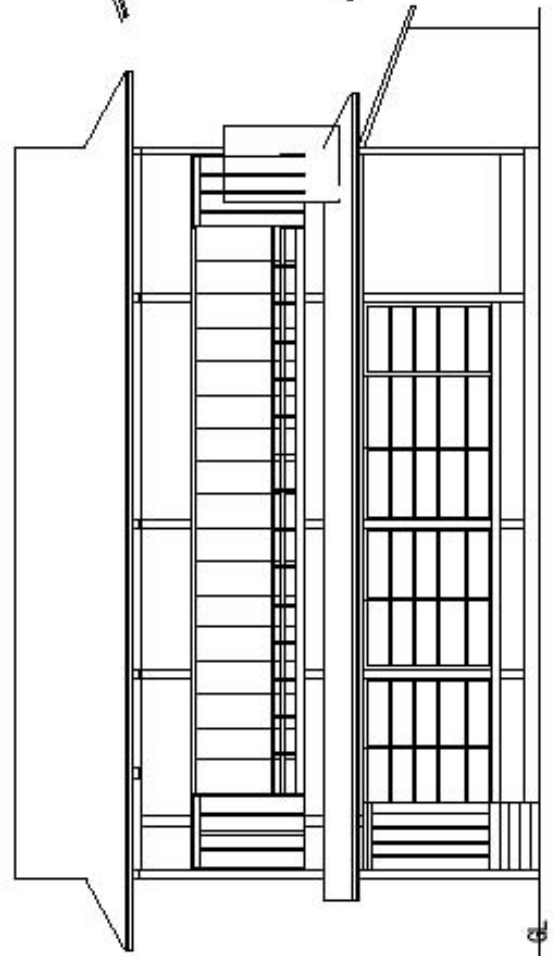
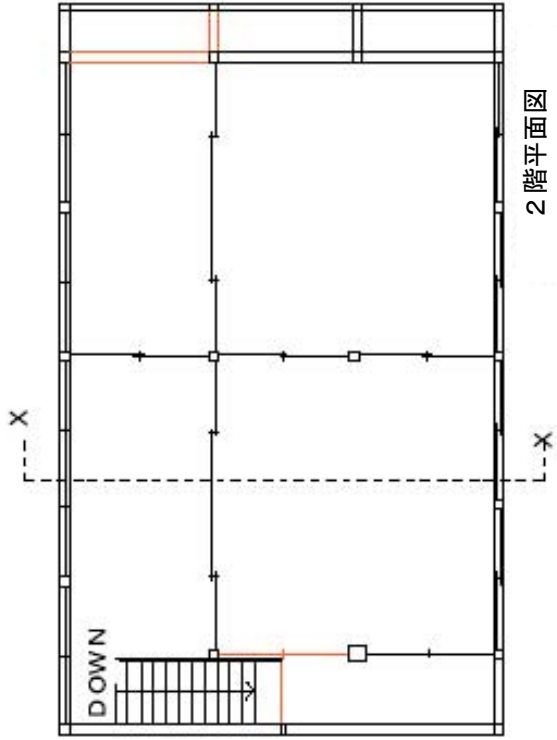
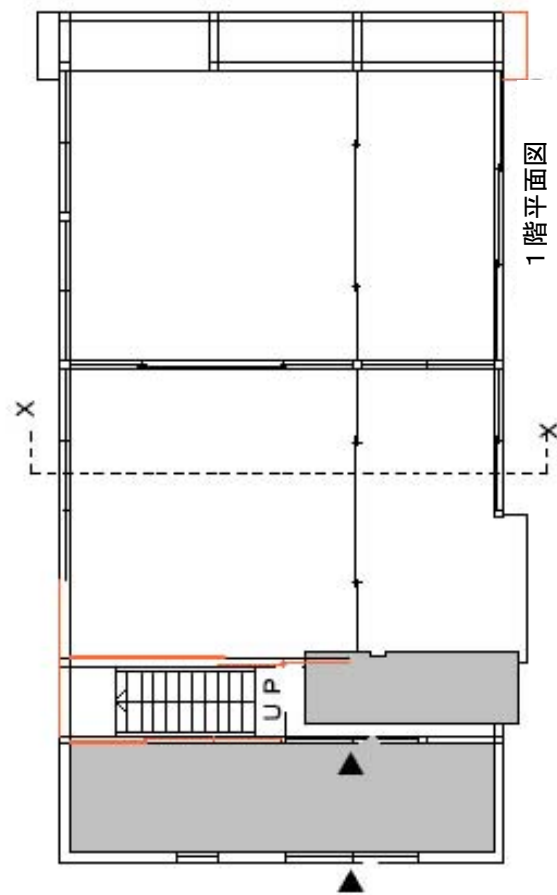


F 家 はなれ

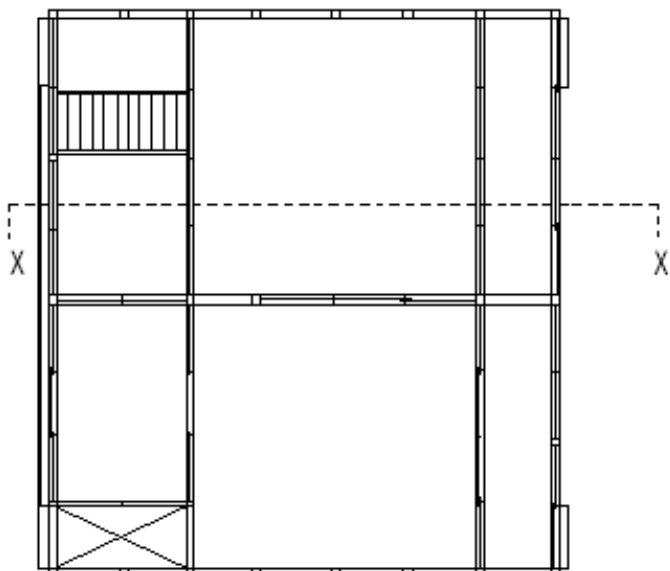


1 階平面図

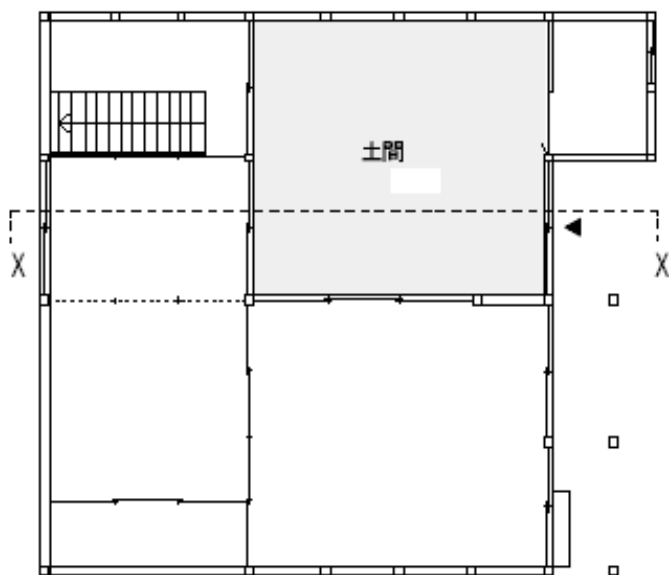
0 1.0 2.5 5.0m



I 家



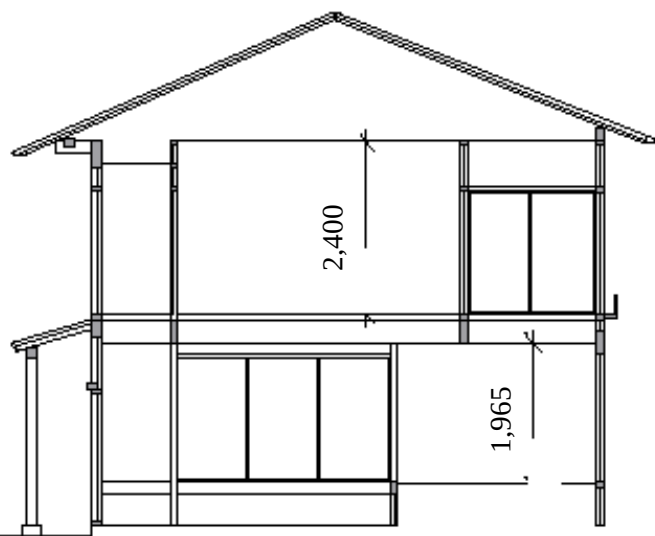
2 階平面図



1 階平面図



南立面図



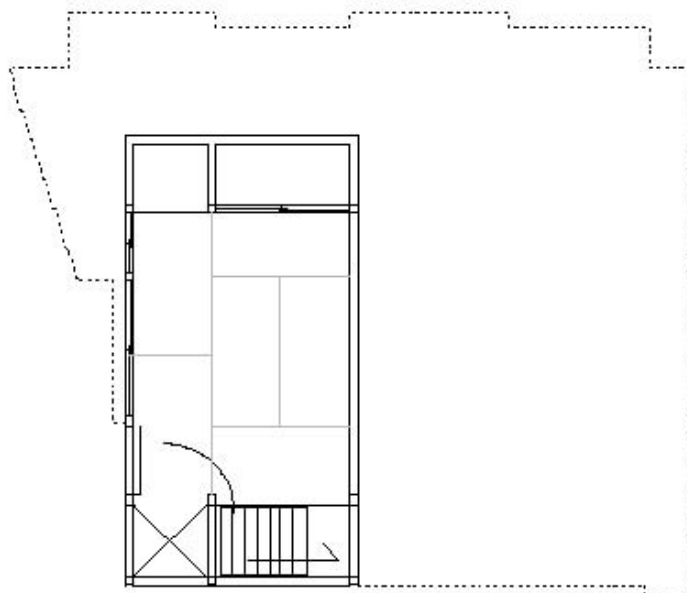
X-X 断面図

0 1.0 2.5 5.0m

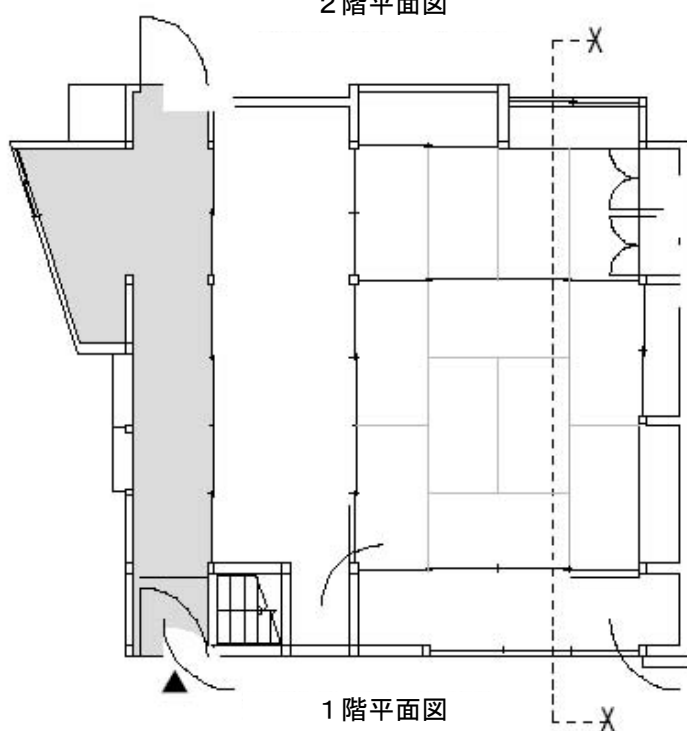
GL



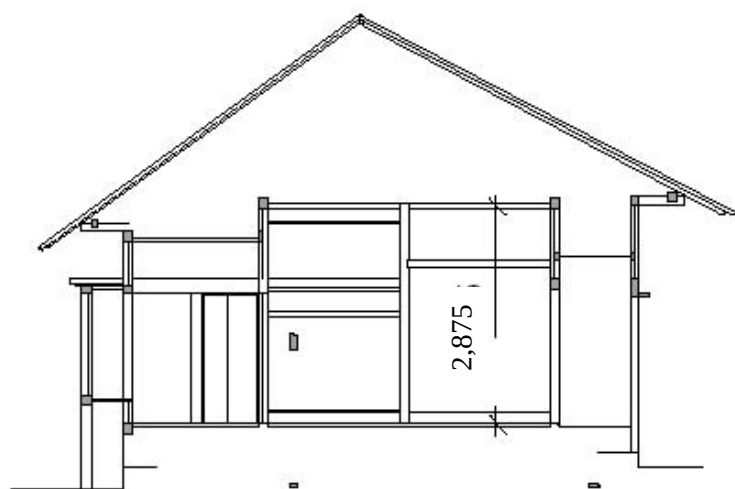
K 家



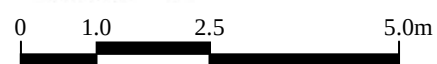
2階平面図



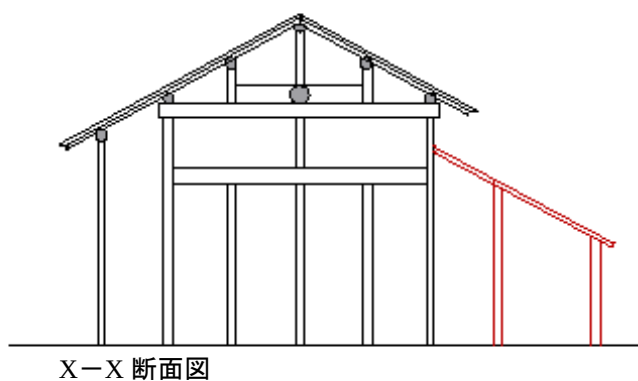
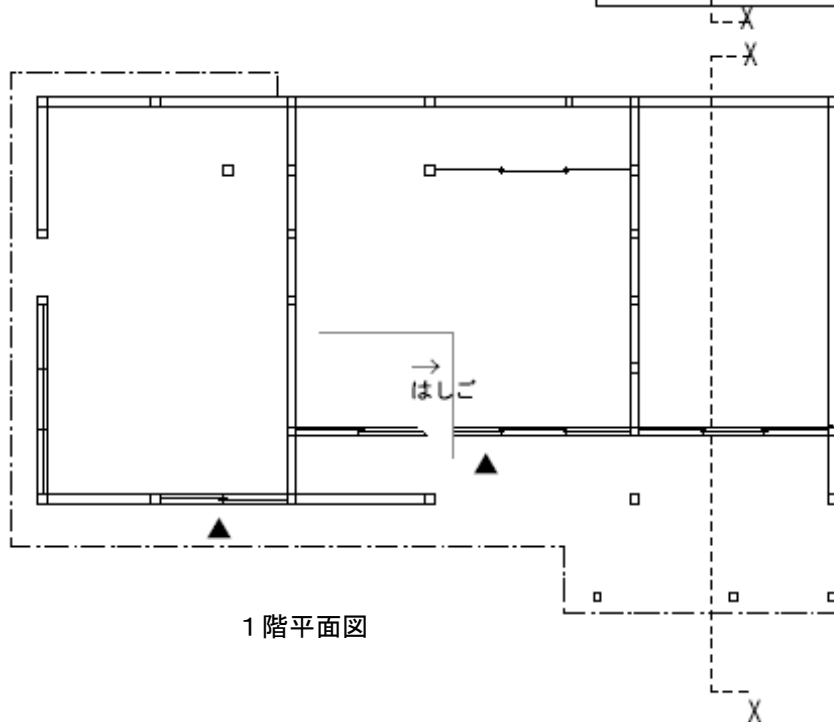
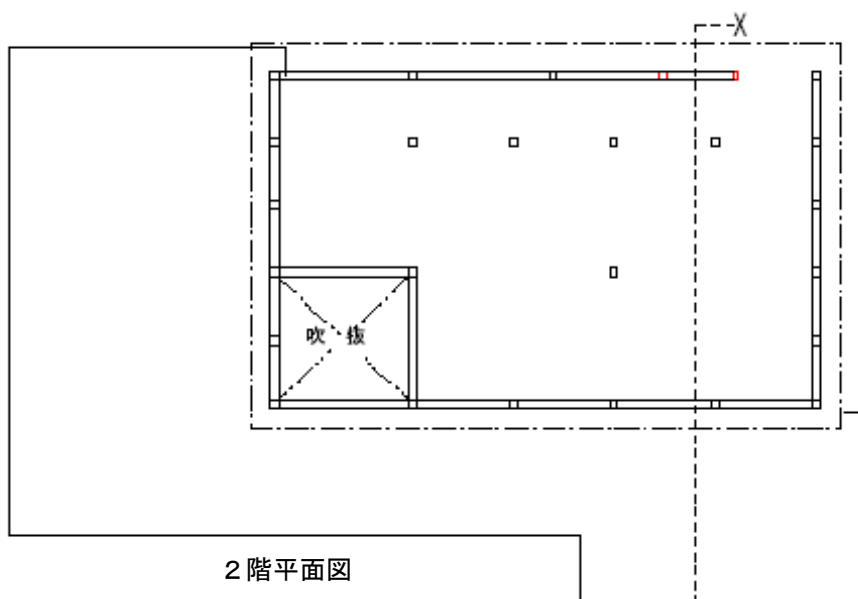
1階平面図



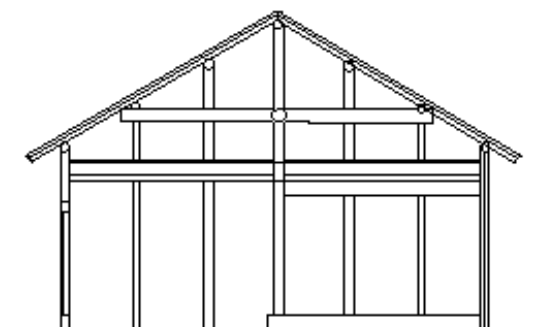
X-X断面図



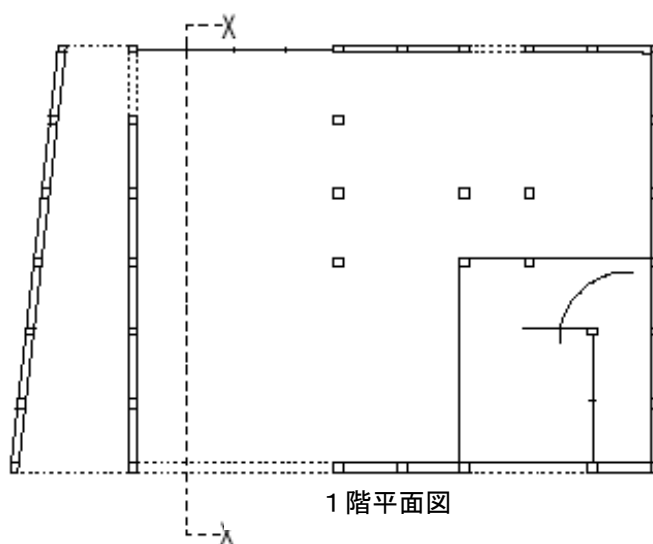
納屋①



納屋②



X-X 断面図



1階平面図



0 1.0 2.5 5.0m

④歴史的要素

■西海寺

西海寺は、地域の菩提寺である。昔は10町ほど離れた深浦にあったが、風当たりの関係で住民とともに現在の位置に移転したといわれる。



写真 2-II-51 西海寺

■薬師堂

居浦と牛ヶ坂浦の境界となる尾根地形の中腹に薬師堂が位置している。

薬師堂は西海寺境内にあたり、その本尊薬師如来には、「瞬薬師如来縁起」という伝承の記録がある。内容を「遊子の歴史」から引用して示す。



写真 2-II-52 薬師堂

□「^{まげたき}瞬薬師如来縁起」

薬師如来は行基菩薩の作で、往古満野刑部という人の^{まもり}守本尊であった。満野氏は世の戦乱を避けて水荷浦中浦に居住して、この本尊を供敬・祈願した。満野氏に嗣子がなく家系は断絶した。その後中浦が守護し、西海寺に安置した。

<「吉日」の由来>

ある時九州の賊船が来て、この薬師如来を盗み取り、船を漕ぎ出して数10里は逃げ去ったと思ったのに、夜が明けてみると、不思議なことに水荷浦の沖に漂っていた。そこで賊は如来の威徳を感じ、また冥罰を恐れ、海岸の岩の上に捨て置いて逃げ去った。ところで、浦の者たちは毎夜岩の上で照り輝くものを見、奇異に思っ行ってみると、薬師如来の尊像があった。そこで元の西海寺に安置した。この如来を発見した日が吉日であり、そこでその場所を吉日の崎と今に伝え称している。

<銭壺の蓋石>

その後元禄の頃、水荷浦に^{うばそく}優婆塞仁左衛門という者がいた。如来に帰依する事、世の常人と違い、あたかも孝子が父母に仕えるようであった。仁左衛門を護り給うためであろうか。ある時、如来が仁左衛門に告げて、「朝日輝キ夕日照ル所^{あまた}二数多ノ黄金アリ、掘り出ス可シ」といわれた。仁左衛門はどこであろうかと思っていたところ、二並島の海中に金色に映える所があった。そこでであろうと島に行き、岡に登ってあちこちを探し求めると、青い平石があり、あばいてみればまた同じ石の蓋があり、その下に壺があった。その中に果して多くの黄金があった。この場所を^{ぜんつぼ}銭壺と呼ぶ。この蓋石は今も西海寺にある。

まばたき
＜瞬 薬師如来＞

この黄金は如来の賜であってみだりに使ってはならないと考えた。如来の堂を再建しな余ったので、御尊体と宮殿(厨子)を修復しようと京都へ登り、仏師に修復を頼んだ。ところが、仏師はこの如来の霊仏なるを惜しみ、贗仏二軀をつくり、三軀を並べて、「如来の再興はできた。貴殿念持の仏を持ちかえれ」といった。仁左衛門はどれが自分の念持仏とも確認できないため、どうか名乗らせ給えと祈念すると、不思議なことに一軀の如来が瞬を三度され、口からは光明を放されたので、ああ有難や、わが信念空しからず、よくぞ感応されたと感動し、双眼から涙が溢れ、思わず五軀投地をした。この霊験により、この如来を瞬薬師としていい伝えるのである。またある時、仁左衛門に告げて、ここから半丁程下った所の地下に名木がある、掘り出せといった。そこで村人が五尺ばかり掘ると、果して薫香妙なる赤梅檀木^{せんだん}があった。その掘った跡からは清浄な冷水が涌出したので井戸とし、飲料水に用いてきたが、さいきんは濁水となった。これはまったく信仰のうすらいだためであろうか。この霊木は西海寺九代専誉上人に献上した。上人は彫刻の才能があり、正観音の像を造立された。その残木を守り袋に納めて所持すると、悪疫流行の患を免がれたという。また、仁左衛門は如来の御告げを受けて医術に長じ、治療を施すとどんな難病も治ったという。この仁左衛門の血筋は今も水荷浦に連綿とある。如来は疱瘡および安産の仏で、今に霊験あつて、水荷浦では疱瘡・難産で死ぬる者がなく、疱瘡のあとのある人も稀れである。

以上が縁起の内容である。真野長者と黄金伝説、薬師如来の霊験とその信仰を結合させた説話ということができよう。『村寿公記録書抜』の文化11(1814)年12月2日の項に、西海寺から開扉願が出て藩がこれを許可している。これは瞬薬師の開帳の行事のあったことを示すものと考えられ、江戸後期に近隣の村浦から信仰されていたことがうかがわれる。

(出典：「遊子の歴史 天と地と海のはざまに生きる」)

■五輪塔

密教で説く五大を表す五つの形から成る塔。地輪(四角)・水輪(円)・火輪(三角)・風輪(半月形)・空輪(宝珠形)の順に積み上げる。各面に五大の種子を刻む。平安中期以後、供養塔として用い、鎌倉以後、墓標として広く用いられた。

薬師堂の入り口のところにある五輪塔は、中浦の土中から出てきたものであると言われる。中浦には平家の落武者が住んでいたと言われ、この落人の家は、「髭屋敷」と呼ばれている。



写真 2-II-53 五輪塔

■水道記念碑

水荷浦は昭和8～10（1933～35）年に北宇和郡で初めての上水道を引いており、その記念碑である。

元来、水荷浦は水に乏しく、当時住民は数100mも離れた谷間に樋を通し水をため、おけ一杯にたまと、各戸が順番に桶をになって家庭に運んだと言われる。当時の遊子村長はこの実態を踏まえ上水道敷設の計画を立て、総工費9,984円、そのうち2,800円が県費補助、その他は住民が酒・たばこ・娯楽費もきりつめて寄付し、労力も提供した。給水管の延長は2,265m、昭和8年6月25日起工、昭和10年10月15日に給水がはじまった。



写真 2-II-54 水道記念碑

■魚見の丘・魚霊塔

遊子漁協の背面の丘に魚介藻霊供養塔（魚霊塔）が建てられている。

2本の石は「人」という文字と合掌を表し、空間は魚や真珠をイメージさせるようアレンジされたデザインとなっている。昭和62（1987）年11月に竣工した。

丘は「魚見の丘」と命名され、供養塔の周辺は公園として整備され、総延長222mの遊歩道が作られ、ツバキなど2,000本あまりの樹木が植えられている。



写真 2-II-55 魚霊塔

■墓地

牛ヶ坂の尾根沿いには墓地があり、正月元旦のお墓参りの風景が住民から水荷浦らしい時間としてあげられている。



写真 2-II-56 墓地

■その他の要素

その他、ワークショップ（段畑よりあい講）では以下のような要素が掲げられている。

- ・白王神社（鰻絵（こてえ））
- ・二並島（銭壺の蓋石／鯨のお墓）
- ・竜王さま（竜王信仰）
- ・天満宮（神明神社）のいろり
- ・蟹ヶ浦
- ・お伊勢様（ご神体がある、銅鏡）
- ・白王の山のぼり場、小網の山のぼり場

2) 主要な視点場及び眺望

①視点場および眺望

■段畑の下から仰ぎ見る眺望

集会所付近からは、山頂に至るまで築かれた段畑の石垣により、文字通り「耕して天に至る」眺望が得られる。

集会所から段畑へ上がっていく道からは、段畑によるピラミッドのような斜面を実感することが出来る。



写真 2-Ⅱ-57

集会所横の空き地から段畑を仰ぐ眺望



写真 2-Ⅱ-58

段畑の中腹に付けられた道から段畑を仰ぐ眺望

■段畑上部から俯瞰する眺望

段畑上部尾根に位置する道からは、段畑を前景として水が浦湾（宇和海）、鬼ヶ城山系を俯瞰する眺望が得られ、墓地の北東端では、西方向の蔦淵、北方向の佐田岬への視界が開けている。

段畑最上段、高標高部からは海が足下まで広がり、垂直方向に開けた海と山と畑との眺めを得ることができる。



写真 2-Ⅱ-59 鬼ヶ城山系への眺望



写真 2-Ⅱ-60 段畑蔦淵方面への眺望



写真 2-Ⅱ-61 段畑最上段、高標高部からの眺望

■段畑斜面を前景とした海への眺望

段畑中腹部からは、谷地形となっている段畑斜面を前景として海を望む、水平あるいは浅い俯角による眺望を得ることが出来る。

一定範囲の視野内に、段畑、海面、空をバランスよく配置できることから、写真の代表的な撮影地点となっていると考えられ、実際にポスター写真にも使われるアングルとなっている。



写真 2-Ⅱ-62 鬼ヶ城山系への眺望

■魚見の丘（魚霊塔）付近からの眺望

魚見の丘（魚霊塔）付近からは、水ヶ浦湾を前景として水荷浦の段畑を一望できる眺望を得ることが出来る。魚見の丘（魚霊塔）には椿と桜が配されている。



写真 2-Ⅱ-63

魚見の丘（魚霊塔）から水荷浦の段畑の眺望

■海面からの眺望

宇和島港から水が浦港に向かう高速船からは、海面から水が浦を望む眺望が得られる。



写真 2-Ⅱ-64 高速船からの眺望

②水荷浦らしい季節及び時間

水荷浦らしい季節及び時間として、ワークショップ（段畑よりあい講）では次のような意見が出ている。

- ・海の青さ（10～12月の午後が最も美しい）
- ・海の透明度が美しいのは2月
- ・2月の雪景色
- ・12月マルチングのうね
- ・正月元旦のお墓参りの風景

4. 地域における景観認知

「宇和島の段々畑保存・活用計画書」では、地域住民を中心としてワークショップにより、地域住民の対象地域の景観に対する認知が整理されている。そこで、本章では、「宇和島の段々畑保存・活用計画書」からの引用により整理する。

■よりあい講や地元委員の意見による地域における景観認知

○段畑は人間の努力の歴史の積み重ねである

- ・現在でも頻繁に草引きを行うなど、労働に支えられている。
- ・先人の努力のたまものである。（天秤棒で背負ったことによって出来た荷こぶ。20～30年前まではあった。）

○段畑は生活の場である

- ・日当たりの条件としては集落の背面の方が良いが道がついていないので、現在良く残っている集会場の裏手を残していきたい。
- ・若い頃は海へ、代替わりで山（段畑）へ
- ・段畑は老人の良い小遣い稼ぎである
- ・段畑だけに頼った暮らしをしなかったから段畑が残っている

■よりあい講や地元委員の意見を踏まえた課題の整理

○観光客（車、カメラ）

→ 人が訪れ、地域が認められることは誇らしい反面、生活・営農の邪魔になる。

- ・トイレがないが、トイレを設置したとしてトイレ維持の負担を地元が行うことはどうか。（魚見の丘のトイレは遊子漁協友の会のボランティアである。）
- ・来訪者の車が作業の邪魔になることも。
- ・カメラ客が畑にはいることもある。特に雨の後は困る。

○地域の財産へ「ただ乗り」しているという感情

→ 「文化財（文化的景観）」とすることの「メリット」は？

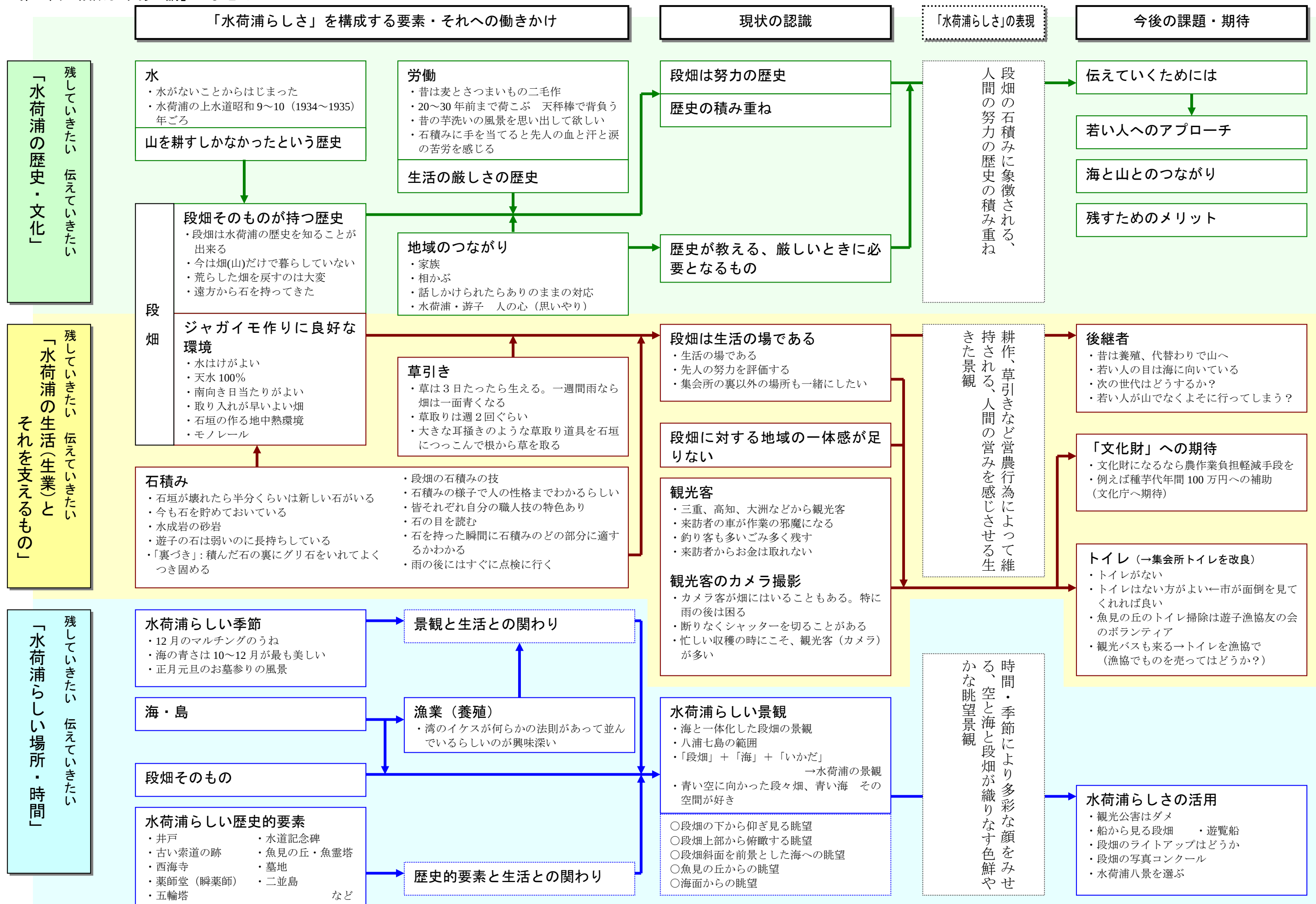
- ・文化財になるなら、農作業負担軽減手段を。（例えば、年間 100 万円の種芋代の負担など）

○後継者

→ 将来的に残していくためには、現役世代へのアプローチが必要

- ・今の世代、その次の世代ぐらいまでは、作業を行ってくれるだろう。（その間は特に地元住民によるガイドなどは不要）
- ・「観光客からお金は取れない」→ 積極的な交流への躊躇
- ・将来的に残すためのメリットを若い人たちに作りたい

■第1回「段畑よりあい講」のまとめ



■農林漁業・農山漁村の多面的機能と住民意識のミスマッチ

文化庁文化財部記念物課監修『日本の文化的景観』同成社、平成 17（2005）年によると、文化的景観とは、「農山漁村地域の自然、歴史、文化を背景として、伝統的産業及び生活と密接に関わり、その地域を代表する独特の土地利用の形態又は固有の風土を表す景観で価値が高いもの」である。愛媛県宇和島市の水荷浦の段畑については、魚つき林の保全も含めて農林漁業を通じた自然と人間の営みにより形成された美しい（文化的）景観といえる。

農林漁業・農山漁村の多面的機能には、土砂崩壊防止、水源涵養、水質浄化、等々といった国土・環境保全機能と、美しい景観の保全、伝統文化の保護、豊かな自然生態系の維持といったアメニティ機能とがある。国民の今後の生活志向が、「物の豊かさ」から「心の豊かさ」へと大きく転換してきた今日、心の豊かさを具体的に享受できるものとして、2 つの多面的機能のうちアメニティ機能が特に注目されてきている。

水荷浦の段畑を実例として、国民が美しい（文化的）景観から心の豊かさを感じる内容については、地元住民（とくに農家）と都市住民との間には、ミスマッチがみられる。

表 2-II-18 遊子住民と宇和島市民における段畑保存意向の差異（単位：％）

項目	段畑を保存すべきかどうか		保存活動にかかわっていききたいか	
	遊子住民	宇和島市民	遊子住民	宇和島市民
はい	78	94	39	57
いいえ	20	4	59	34
その他	2	2	2	9

表 2-II-18 は、遊子住民と遊子住民を除く宇和島市民とについて、段畑保存意向の差異を示したものである。遊子住民と宇和島市民との意向の差異は、「段畑を保存すべき」の回答は宇和島市民 94%＞遊子住民 78%と「保存活動にかかわっていききたいか」の両方の回答において、遊子住民に比較した宇和島市民の積極的意向が目立っていることである。すなわち、「段畑を保存すべき」の回答は宇和島市民 94%＞遊子住民 78%であり、「保存活動にかかわっていききたい」の回答は宇和島市民 57%＞遊子住民 39%である。なお、「段畑を保存すべき」とした理由は、ほぼ全員が「先人の残した遺産、美しい景観を残したいから」であり、遊子住民の 20%が「いいえ」と回答した理由は、「無理をして若者に継がせたくない」からである。

表 2-II-18 で注目したいのは、遊子住民の「いいえ」の回答が「段畑を保存すべきかどうか」の問いから「保存活動にかかわっていききたいか」の問いにかけて、急増していることである。遊子住民の「いいえ」は 20%から 59%へと 39%増加しているのに対して、宇和島市民の「いいえ」は 4%から 34%へと 30%の増加である。結果として、保存活動への関わりでは遊子住民の 6 割弱が否定しているのに対して、宇和島市民は 3 分の 1 の否定と少ない。

以上、水荷浦の段畑の美しい（文化的）景観、そのアメニティ機能や多面的機能に関する理解は、地元住民よりも宇和島市の市街地住民（都市住民）の方が高い。また、美しい（文化的）景観の保存活動に係りたいという意向が強いのも、都市住民の特徴である。今後は、水荷浦の段畑においても都市農村交流を積極的に推進して、段畑保存活動への都市住民の参加システムを構築し、ボランティア（サポーター）による段畑管理活動を強化すること等が課題である。

5. 景観特性（景観の本質的価値）

（１）価値見解

「水荷浦の段畑」の景観の価値については、以下のように捉えることができる。

『多様で独特の（地域性の高い）生業史の反映としての景観』

厳しい条件と時代ごとの変動の中で行われてきた多大な努力工夫、
積み重ねられてきた知恵・技が自然と呼応して形成されている景観

地域における古くからの自然と人との関係の中でも、文化的景観は「人」側の働きかけの多いものであり、水荷浦独特の地形・気候等の自然条件における制約（湧水・急斜面等）を克服するための多大な努力工夫が生み出した、独自性（地域性）の高さを表している。この、水荷浦の独自性（地域性）の高さを保全していくためにも、その「努力工夫＝労力」を保護、支援を図ることが必要であり、それが景観保全に繋がっていく。

以上のことから、地域の独自性や努力工夫を表す生業史と、それを支えた仕組みに関する有形・無形の資産を含めたものが文化的景観であり、これらを一体的に保全継承していく。

（２）代表的な生業とその変遷を表す資産

１）養蚕

段畑が石積みを導入した契機は、養蚕の拡大である。圧倒されるような石積みの景観が、養蚕のための桑の栽培の拡大を中心に広がった。同様に、その当時に多く建築された民家の屋内ではさかんに蚕飼育が行われ、ベンガラ塗り民家建築はそのためのしつらえを伝えている。

２）水産業

宇和島湾の景観は、美しい海とその中に規則性をもって分布する養殖筏によって特徴づけられる。また、水産業に必要な漁船とその棧橋となる基地筏等の海岸の設備、集落内の魚網や諸道具を収納してきた倉庫等の建築物も関連がある。また、丘陵の頂上部等にあたる魚見地点や山あて地形、魚つき林等の存在も水産業に直結する意味を持つものである。

３）水産加工業（にぼし、さば、真珠養殖）

宇和島湾の資源をもとに、様々な水産加工業が営まれてきた。かつて海岸で行われた「煮干」づくり（にとり）等は、宇和島湾の漁獲をもとに行われ、大きな道具類は集落の端部や海岸沿いに位置する倉庫に収納されていた。

真珠養殖には、海岸の基地筏に接続されて浮かぶ作業小屋が用いられた。

4) サツマイモ、麦、ジャガイモづくり

段畑では、その条件に適合すると考えられる、様々な農作物が栽培されてきた。甘藷、麦は、現在も継承されている地域の食文化に関連がある。民家では、貯蔵のために、大きなイモツボが設けられてある。

(3) 生業を支えてきた仕組み

厳しい労働、低い生産性・経済性にもかかわらず、段畑が維持されてきた要因について、以下のよう
に整理ができる。

- ①山と海の生業の相互補完関連による生活の維持
- ②3代にわたる世代間家族（70・80代—40・50代—10・20代）の協力による村落機能の維持
- ③代々の相続が可能となる地域・農業への愛着
- ④「祈る・働く・遊ぶ」という一体化した日本人の基層による信仰（社寺の祭礼、農・漁儀礼）

段畑は耕作し、労働するしか維持ができないという困難性を持っているが、1980年代からハマチ・真珠養殖と早掘りジャガイモの衰退や家族構成・生計の根本的变化等により農業・漁業の経済的環境が変化し、離村や離農漁による段畑の放棄が進んだ。

現在は、3代の世代間家族の減少により、村落機能が弱化するとともに、段畑での営農についても生活維持のためという目的は薄れてきている。ただ、「段畑を守ろう会」による活動のように、地域への愛着は今も受け継がれており、段畑での保存活動を中心として地域への誇り、自信を醸成し、水荷浦での生業を支えてきた独自の仕組みを継承する。

6. 景観形成上の課題

景観形成上の課題を整理すると以下の通りである。

＜地域景観の核となる段畑景観＞

「水荷浦の段畑」は、本地域の生業史を反映する景観であり、本地域の歴史・文化を語る上で極めて重要な景観である。従って、本地域の景観の核として段畑景観の保全を図る必要がある。

＜海域を含めた景観の一体性＞

本地域の景観は、半島状の丘陵から、麓、海を含む一体的かつ連続的な景観であり、段畑や集落、養殖場など、場所毎に展開する土地利用は互いに関連性がある。従って、景観形成にあたっては、段畑を中心とする周囲の景観を一体的なものとして捉え、検討が必要である。

＜地域の歴史・文化を物語る各種景観構成要素＞

本地域には段畑だけではなく、ベンガラの家屋や納屋、井戸、水源、社寺、小祠等の昔ながらの地域の人々の生活に関わる要素が現在も残っている。これらの各種要素は段畑と一体となって地域の歴史を物語るものであり、また本地域の景観の特色を示す重要な景観構成要素となっていることから、これら各種景観構成要素を適切に保全する必要がある。

＜地域景観に対する建築物や工作物の景観的配慮＞

集落にあっては、ベンガラの家屋など昔ながらの建築物が残る一方で、近年は新たな様式の住居が建設されるなど、家並みの統一感が失われつつある。また、道路沿いに位置する電柱やガードレール、また急傾斜地崩壊対策施設（コンクリートのり枠）などにより、周囲の景観との調和が懸念されるところもある。さらに、海岸の基地筏や作業小屋、海域の養殖筏等は、地域の産業を象徴する要素であるが、これらの整備のあり方を間違えると、地域景観の調和を乱す要因ともなる。従って、これら建築物や工作物について、周囲の景観との調和に配慮した適切な景観誘導が必要である。

＜各種物品の貯留についての景観的配慮＞

本地域の空き地などでは、漁業に係わる各種物品や工事用の資材等が無造作に積み上げられて、長期にわたって放置されているところがあり、地域の景観に大きな影響を与えている。各種物品の整理整頓など、物品の貯留について適切な景観配慮が必要である。

＜景観形成のための仕組みの必要性＞

段畑を始めとした本地域の景観は、営農活動を実施していくことで維持されるものであることから、地域の人々が水荷浦の精神文化と本地域の景観の価値を理解し、行政や地域住民等が一体となって景観形成に取り組むことが重要である。そのためにも景観形成のための体制を含めた、景観形成の仕組みづくりが必要である。

7. 景観形成の基本目標

景観形成の基本目標を以下のように設定する。

(1) まちづくりの将来像

本市の第四次長期総合計画では、本市の将来像として「四国西南地域の中核都市としての役割を果たすとともに、本市の自然の恵みと歴史・文化を活かしたまちづくり」を進めることとしている。

また、宇和島市都市マスタープランでは、計画区域を含む地域（遊子・結出・蔭淵地区）の将来像を「海洋性レクリエーション機能の充実と住環境整備との調和を図った臨海居住ゾーン」と設定し、この将来像を実現するための主要課題として、「自然環境の保全」、「集落環境の改善」、「農地・漁港の整備」を挙げている。

計画区域は、宇和島湾の自然の恵みを受けながら、地域の人々の自然への働きかけと積み重ねにより、ハマチや真珠等の養殖やばれいしょ等の段畑における農業が基幹産業として営まれてきた地域であり、段畑の景観に見られるように、自然と人々の関わりが地域の特色をかたちづけている。

従って、計画区域では、海洋性レクリエーション機能の充実も含め、宇和島湾の自然と漁業や農業等の地域産業の活性化を図りながら、良好な生活環境を実現するまちづくりを目指すものとする。

<まちづくりの将来像>

宇和島湾の自然と人々の生活の歴史を活かしながら、
良好な生活環境の実現を図るまちづくり

(2) 景観形成の基本目標

「水荷浦の段畑」は、多様で独特の（地域性の高い）生業史の反映としての景観であり、厳しい自然条件と時代ごとの変動の中で営まれてきた多大な努力や工夫、積み重ねられた知恵・技が自然と呼応して形成された景観である。

また、段畑の成立が、江戸時代の鰯網に関わっているという歴史的背景を持つこの地域にあって、漁業あつての段畑という基本は現在も同様であり、景観形成を考える上では海域を含めた周辺地域を一体として検討する必要がある。

一方、計画区域の景観は地域の生業の反映としての景観であるがゆえ、本景観は段畑の農業や海域での漁業が継続して営まれていることにより、はじめて成り立つ景観であり、景観の後世に継承していくためには、農業や漁業を恒久的に維持する必要がある。また、社会経済活動や人々のライフスタイル等の変化を背景に、集落や海岸等に位置する住宅等は昔ながらの形態とは異なるものや派手な色使いのもの見られたり、また空き地には各種物品が放置されているなど、景観としての調和が乱れているところもある。

従って、計画区域の景観形成にあつては、農業や漁業等の地域産業の活性化を図りながら、景観を構成する建築物や工作物等を適切に誘導し、地域が一体となって景観形成を進めるものとする

<基本目標>

地域の生き活きとした生業を前提としながら、
段畑を活かした地域色豊かな景観づくり

8. 基本方針

景観形成の基本目標を実現するため、景観形成上の課題を踏まえ、以下のような基本方針に基づき景観形成を実施する。

①地域の歴史や文化を物語る段畑及びそれと一体となった景観の保全

段畑の景観を核として、それと一体となって景観を形成する海や雑木林、ベンガラの家屋、社寺など、地域の歴史や文化を物語る景観構成要素を保全する。

<営農活動を基本とした段畑の保全>

- ・段畑による営農活動を維持していくことにより、段畑景観の保全を図る。
- ・除草など継続的な維持管理を行うとともに、段畑の補修にあたっては、できるだけ昔ながらの段畑の構造や素材を尊重し整備を図るものとする。

<段畑景観との調和に配慮した営農施設の整備>

- ・営農活動に必要となるモノレール等の各種施設等については、規模や色彩など段畑景観との調和に十分配慮したものとする。

<段畑と一体となって大景観を構成する要素の保全>

- ・段畑周辺の雑木林については、できるだけ保全を図るものとする。また、今後の農業の動向を見ながら、過去に段畑として利用されていたところなどについては、段畑の復元も検討する。
- ・海域については、水質の維持・改善に努める。

<昔ながらの地域の歴史・文化を物語る要素の保全>

- ・ベンガラの家屋や納屋、社寺など、地域の生活に密接に関わる各種関連要素の保全を図るとともに、老朽化・破損しているものなどについては、昔ながらの構造や仕様等に十分配慮し、補修・再生を行う。

②景観との調和に配慮した建築物や工作物等の適切な誘導

集落としての統一感や地域景観全体としての調和を図るため、一般の住居、道路等の公共施設、養殖筏や作業小屋、物品の集積などについて適切な景観誘導を図る。

<地域全体の調和や統一感に配慮した潤いのある集落景観の創出>

- ・ベンガラの家屋などとともに、一般住居などの建築物については、地域全体の景観的な調和や家並みの統一感に配慮し、規模、形態・意匠等に十分に配慮するとともに、周辺の樹林と一体となった潤いのある集落景観を創出する。

＜周辺景観との調和に配慮した公共施設の整備＞

- ・道路や道路整備に伴う擁壁、ガードレール等の道路附属物、コンクリートのり枠等の急傾斜地崩壊対策施設、護岸や栈橋等の漁港施設などの各種公共施設については、安全性や利便性だけでなく景観にも十分配慮することとし、形態・意匠を工夫するなど周辺景観との調和に努める。

＜地域性の表現と景観調和に配慮した漁業関連施設の誘導＞

- ・基地筏や養殖筏、作業小屋などの漁業に係わる各種施設については、地域性を象徴するものとして尊重しながら、形態・意匠にも配慮し地域全体の景観調和に努める。

＜整理整頓を基本とした物品集積への配慮＞

- ・空き地や漁港に積まれた各種物品等については、できるだけ整理整頓に努めるものとし、雑然とした印象とならないよう配慮する。

＜その他各種工作物等の適切な景観誘導＞

- ・上記の他、今後の開発等により出現が懸念される屋外広告物やアンテナ等の各種工作物等についても、地域景観との調和に配慮した適切な誘導を図る。

③地域が一体となった景観形成のための仕組みづくり

各制度を適切に活用しながら、地域の自主的な取組みを基本とした景観形成のための仕組みづくりを行う。

＜景観管理組織の構築＞

- ・景観形成を地域住民が自主的に取り組んでいくため、既存の管理組織（「自治会」や「段畑を守ろう会」）を基本とした景観管理組織を構築することを検討する。

＜「景観協定」制度の活用＞

- ・今後必要に応じて、地域住民の合意により景観形成に関する事項を協定する「景観協定」の制度を活用し、自主的な景観形成を行うことを検討する。

＜その他各種制度の活用＞

- ・景観形成は様々な主体の参画が重要であることから、今後、必要に応じて行政や地域住民だけでなく農業・漁業関係団体や観光関係機関など、多くの主体が計画区域の景観形成について協議を行う「景観協議会」の制度の活用を検討する。
- ・後述する景観重要建造物や景観重要樹木の管理、景観形成に関する相談など、必要に応じ「景観整備機構」の制度の活用を検討する。

9. 具体的な施策の展開方針

前項の基本方針を踏まえ、計画区域の構成要素について、以下のような施策により展開する。

なお、本地域の景観形成は、地域住民が本地域の景観の価値を理解し、自主的に景観形成を進めることが重要であることから、詳細な取り決めは、今後、景観協定などの制度を活用し、景観形成活動を実施しながら地域住民自らが検討することが望ましいと考え、景観形成基準等の現時点での各種施策については、基本的な原則を定めることに重点を置くこととする。

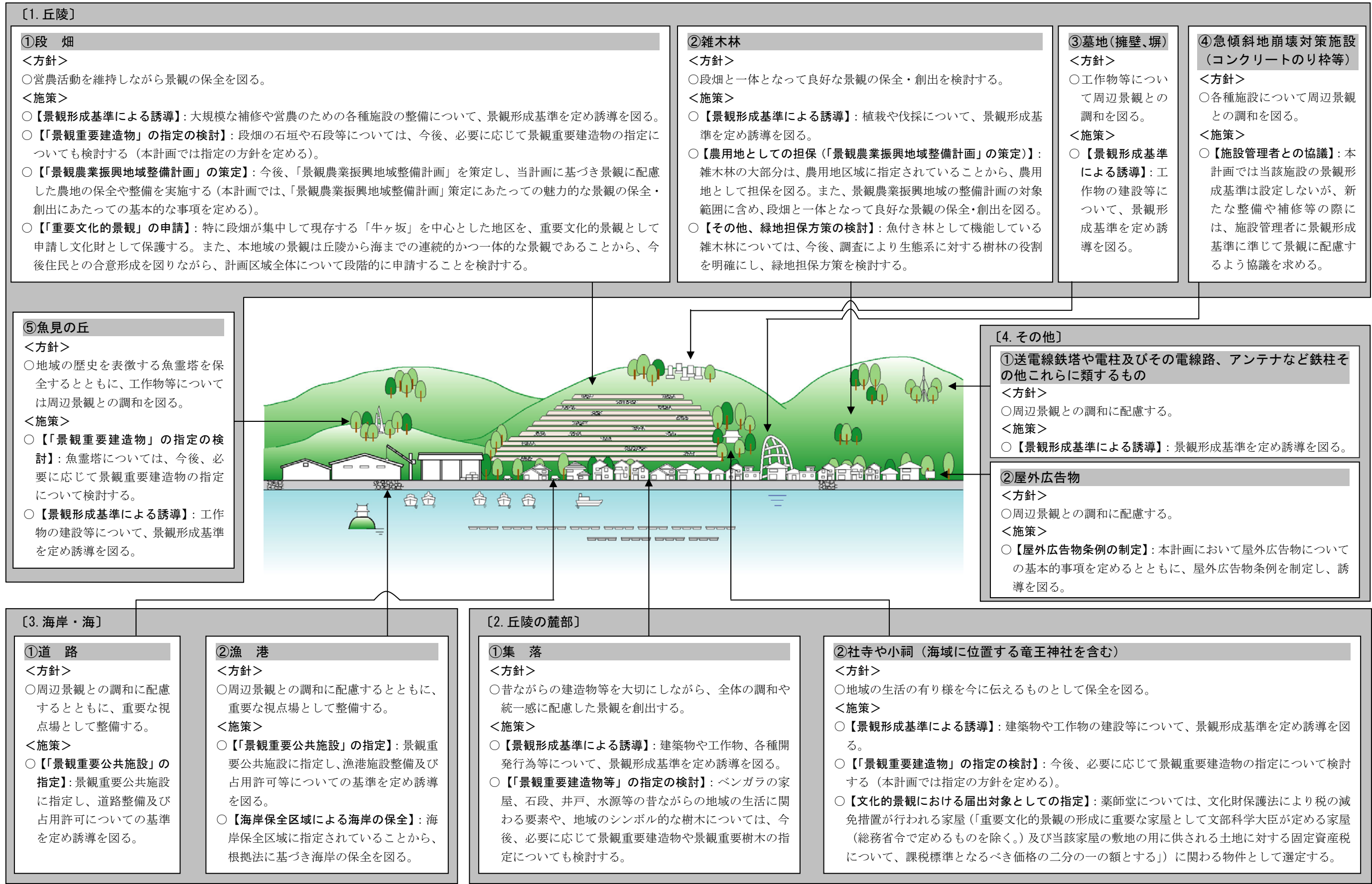


表 2-II-19 主要な構成要素に対する施策の展開方針

単位	構成要素		施策					その他の施策
			景観形成基準による誘導	景観重要建造物等の指定による保全	屋外広告物についての基準による誘導	景観重要公共施設の指定による誘導	景観農振計画による誘導	
1. 丘陵	①段畑	A. 畑、石垣、石段、通路	●	○			○	・ 農用地区域による農地の保全 ・ 重要文化的景観の申請
		B. モノレール	●				○	
	②雑木林		●				○	・ 農用地区域としての担保 ・ 魚付き林として機能している林は、緑地担保方策の検討
	③墓地	A. 擁壁、塀	●					
		④急傾斜地崩壊対策施設（コンクリートのり枠）	▲					
	⑤ 魚見の丘	A. 魚霊塔		○				
		B. その他工作物	●					
2. 丘陵の麓部	①集落	A. 一般の住宅等の建築物や工作物	●					
		B. ベンガラの民家・納屋	●	○				
		C. 石段、路地、参道、井戸、水源	●	○				
		D. シンボリックな樹木等	●	○				
	②社寺・小祠（海域の竜王島を含む）		●	○				・ 薬師堂：文化的景観における届出対象として指定
3. 海岸・海	①道路	A. 道路（附属物を含む）				●		
		B. 占用物件				●		
	②漁港	A. 漁港施設				●		・ 海岸保全区域による海岸の保全
		B. 占用物件（基地筏、養殖筏、作業小屋、物品等）				●		
		C. 海（水質）				●		
4. その他	①送電線鉄塔や電柱及びその電線路、アンテナや鉄柱その他これらに類するもの		●					
	②屋外広告物				○			・ 屋外広告物条例の制定

●：本計画で基準を設定し、誘導を図るもの。

▲：本計画では当該施設の基準は設定しないが、新たな整備や補修等の際には、施設管理者に景観形成基準に準じて景観に配慮するよう協議を求めることを想定しているもの。

○：本計画では基本的な事項のみを設定し、今後、本計画に基づき策定する各種基準や計画等により誘導を図るもの。

Ⅲ. 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

1. 行為の届出

計画区域において「届出が必要な行為」、「届出の適用が除外される行為」は以下の通りである。

(1) 届出の必要な行為

1. 建築物の建築等（建築物の新築、増築、改善若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更行為）
2. 工作物の建設等（工作物の新設、増築、改善若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更行為）
3. 開発行為（都市計画法第4条第12項に規定する開発行為）
4. 土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更
5. 木竹の伐採
6. 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、堆積期間が30日間を超える行為
7. 水面の埋立て又は干拓

(2) 届出の適用除外行為

1. 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で、以下に掲げるもの
 - ① 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更行為で、変更面積が外観の1/2以下のもの
 - ② 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更行為で、変更面積が外観の1/2以下のもの
 - ③ 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等
 - ④ 仮設の工作物の建設等
 - ⑤ 通常管理行為として行う段畑の補修
 - ⑥ 上記⑤の他、農業、林業又は漁業を営むために行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
 - イ. モノレールの新築、増築
 - ロ. 土地の開墾
 - ハ. 段畑の復元や新規の段畑の造築
 - 二. 建築物の建築等
 - ホ. 高さが1.5mを超える貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の建設等
 - ヘ. 用排水施設（幅員が2m以下の用排水路を除く。）又は幅員が2mを超える農道若しくは林道の設置
 - ト. 森林の皆伐
 - チ. 水面の埋立て又は干拓
 - ⑦ 次に掲げる木竹の伐採
 - イ. 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われるような木竹の伐採
 - ロ. 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
 - ハ. 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
 - 二. 仮植した木竹の伐採
 - ホ. 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
 - ⑧ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
 - ⑨ 建築物の存する敷地内で行う建築物の建築等、工作物の建設等、木竹の伐採又は特定照明以外の行為
 - ⑩ 建築物の存する敷地内で行う屋外における物件の堆積で1.5m以下の行為
2. 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
 3. その他景観法第16条第7項第3号から第10号までの行為

2. 行為の制限（景観形成基準）

届出対象行為に対する制限（景観形成基準）は以下の通りである。

なお、建築物、工作物の建築等で形態・意匠の制限に関する行為は、景観法第 17 条に基づく「変更命令を行うことのできる特定届出対象行為」となる。

表 2-Ⅲ-1 行為制限（景観形成基準）

届出対象行為		行為制限（景観形成基準）	備考 (表 2-Ⅱ-19 との対応)
(1) 建築物		<位置> ・周囲の建築物及び工作物の位置や規模を勘案して釣り合いよく配置すること。 <高さ> ・周辺と調和のとれたものとし、原則 13m 以下とすること。 <形態・意匠> ・周辺の景観に調和する形態、意匠、色彩及び素材とするよう配慮すること。 ・色彩は落ち着いた色合いの低彩度色を用いること。ただし、ベンガラ等の昔より使用されてきた材料による場合は、この限りではない。 ・空調室外機、ガスボンベ等の室外に設ける設備は、公共空間から目立たない位置に設けるか、又は建築物への取り込みや覆いなどにより見えがかりに十分配慮し、建築物本体や周辺景観との調和を保つよう配慮すること。	2-①-A 2-①-B 2-②
(2) 工作物	段畑（石垣、石段、通路）	・昔よりつくられてきた同じ構造とすること。素材についても、昔より使われてきた素材と同等のものをできる限り用いること。 ・特に石垣や石段は基本的に石材を用いることとし、できる限り昔より使われてきた石材と同等のものをを用いること。また、これらの素材を用いて、昔より行われてきた同じ積み方で、石垣や石段を構築すること。	1-①-A
	石段、路地、参道、井戸、水源	・昔より使われてきた素材と同等のものをできる限り用いること。	2-①-C
	送電線鉄塔や電柱及びその電線路、アンテナや鉄柱その他これらに類するもの	・山際の近くでは、稜線のシルエットを乱さないよう、尾根からできるだけ低い位置とすること。 ・周辺への威圧感や突出感を与えないように配慮すること。 ・周辺景観との調和に配慮し、落ち着いた色合いの低彩度色を用いること。	4-①
	擁壁等のり面保護構造物その他これらに類するもの	・必要最小限のものとし、素材や色彩等の工夫、適切な緑化措置など、周辺景観との調和に十分に配慮すること。	1-③-A 1-④
	その他の工作物	<位置> ・周囲の建築物及び工作物の位置や規模を勘案して釣り合いよく配置すること。 <高さ> ・周辺と調和のとれたものとし、原則 13m 以下とすること。 <形態・意匠> ・すっきりとした形態及び意匠とし、周辺景観に馴染む、落ち着いた色合いの低彩度色を用いること。	1-①-B 1-⑤-B 2-②
(3) 土地の区画形質の変更（開発行為を含む）		・掘削若しくは盛土の量はできるだけ少なくするとともに、のり面の整正はできるだけ土羽によるものとする。こと。 ・のり面が生じる場合は周辺景観との調和に配慮し、適切な緑化措置（芝、低木又は中高木の植栽）を講じること。 ・やむを得ず擁壁等の構造物を設ける場合にあっては必要最小限のものとし、素材や色彩等の工夫、適切な緑化措置など、周辺景観との調和に十分に配慮すること。	全ての構成要素に対応
(4) 土石の採取、鉱物の採掘		・道路その他の公共の場から容易に望見できないように植栽又は塀などで遮蔽措置を講じること。 ・跡地の整正を行うとともに、緑化措置（芝、低木又は中高木の植栽）を講じること。	全ての構成要素に対応
(5) 木竹の伐採		・木竹の伐採に関しては、周辺景観への影響に配慮し、また、樹木の樹種、樹齡、樹形、機能等の価値に配慮し検討すること。 ・伐採を行った場合は、その周辺景観が良好に維持できるように代替措置を講じること。	1-② 2-①-D
(6) 屋外における物品の集積・貯蔵		・物品を整然と集積または貯蔵すること。 ・道路やその他の公共の場から容易に望見できない位置に集積または貯蔵すること。又は、敷地外周部などに植栽等の修景措置を講じること。	全ての構成要素に対応
(7) 水面の埋立て		・護岸等の整備にあたっては、素材や色彩等の工夫など、周辺景観との調和に十分に配慮すること。	全ての構成要素に対応

Ⅳ. 景観重要建造物または景観重要樹木の指定の方針

本地域の景観は地域の生業史の反映であり、昔ながらの地域の生活や産業を物語る要素で景観形成上重要な建造物として、例えば以下のようなものが考えられる。

<景観形成上重要な建造物（例）>

- 段畑の石垣や石段、通路
- 戦前に建てられたベンガラの家や納屋
- 昔から使われてきた井戸や水源、石段、路地、参道 等
- 社寺や小祠（薬師堂、西海寺、白王神社、天満宮、龍王神社、薬師堂の五輪塔 等）
- 地域の歴史を表徴するもの（魚霊塔、水道記念碑 等） 等

※ここに示した建造物は景観形成上重要と考えられるものを例としてあげたものであり、これらを必ずしも景観重要建造物に指定するものではない。

また、例えば当地域の景観の中で以下のような樹木が、特に地域景観にアクセントを与えているなど、重要な景観構成要素となっている。

<景観形成上重要な樹木（例）>

- 薬師堂のクス
- 西海寺のイヌマキ
- 中浦のアコウ 等

※ここに示した樹木は景観形成上重要と考えられるものを例としてあげたものであり、これらを必ずしも景観重要樹木に指定するものではない。

そこで、これらの景観形成上重要な建造物や樹木を参考に、景観重要建造物や景観重要樹木に指定の方針を以下のように設定する。

●景観重要建造物の指定の方針

- ・本地域の昔ながらの生業と密接に関わりを持ち、かつての人々の生活の有り様を現在に伝える建造物、もしくは表徴する建造物であり、道路その他公共の場所から、公衆によって容易に望見されるもの。

●景観重要樹木の指定の方針

- ・地域の人々に親しまれ、景観にアクセントを与えたり地域のランドマークとなっている樹木であり、道路その他公共の場所から、公衆によって容易に望見されるもの。

V. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

「良好な景観の形成に関する方針」に基づき、景観形成の重要な構成要素である屋外広告物について、以下のように、その表示及び掲出物件の設置についての行為の制限に関する基本的な事項を定める。

なお、詳細な基準及び個別の基準については、宇和島市屋外広告物条例（仮称）及び同法施行規則により定めることとする。

1. 禁止地域及び物件

以下の地域や物件には、屋外広告物の表示又は掲出物件を設置することを原則禁止する。

- 牛ヶ坂の段畑及び周辺（重要文化的景観対象地域）
- 景観重要建造物及び景観重要樹木

参考：「愛媛県屋外広告物条例」において、重要文化的景観の地域、景観重要建造物及び景観重要樹木に、屋外広告物を表示又は掲出物件を設置することは禁止されている。

2. 表示や設置方法

上記以外の地域及び物件において、屋外広告物を表示又は掲出物件を設置する場合には、以下の事項を遵守する。

<位置・高さ>

- ・景観形成上の重要なポイントを阻害しないような配置とすること。特に主要な視点場からの景観を阻害しないような配置とすること。
- ・高さはできるだけ低くし、屋上への表示又は設置は避けること。

<形態・意匠>

- ・周辺景観との調和に配慮した形態・意匠とし、特に色彩については高彩度の色は使用しないこと。

<材料>

- ・耐久性に優れ、退色、剥離等の生じにくいものとする。

VI. 景観重要公共施設の整備に関する事項及び景観重要公共施設の占用等の基準

1. 対象公共施設

以下の道路及び漁港を、計画区域の良好な景観を形成するための、景観重要公共施設と位置づける。

表 2-VI-1 景観重要公共施設として位置付ける道路（景観重要道路）

路線名	区間	距離
魚泊水荷浦線	2779 番地先～2009 番地先	2,129m
遊子 3 号線	2006 番地先～2418 番 1 地先	1,328m
遊子 4 号線	2271 番地先～2589 番地先	1,020m
遊子 5 号線	2581 番地先～2749 番 2 地先	482m

※距離については、「魚泊水荷浦線」は地形図より計測した。その他道路については、道路台帳より記載した。

表 2-VI-2 景観重要公共施設として位置付ける漁港（景観重要漁港）

名称	範囲
魚泊漁港	景観計画区域内の漁港区域

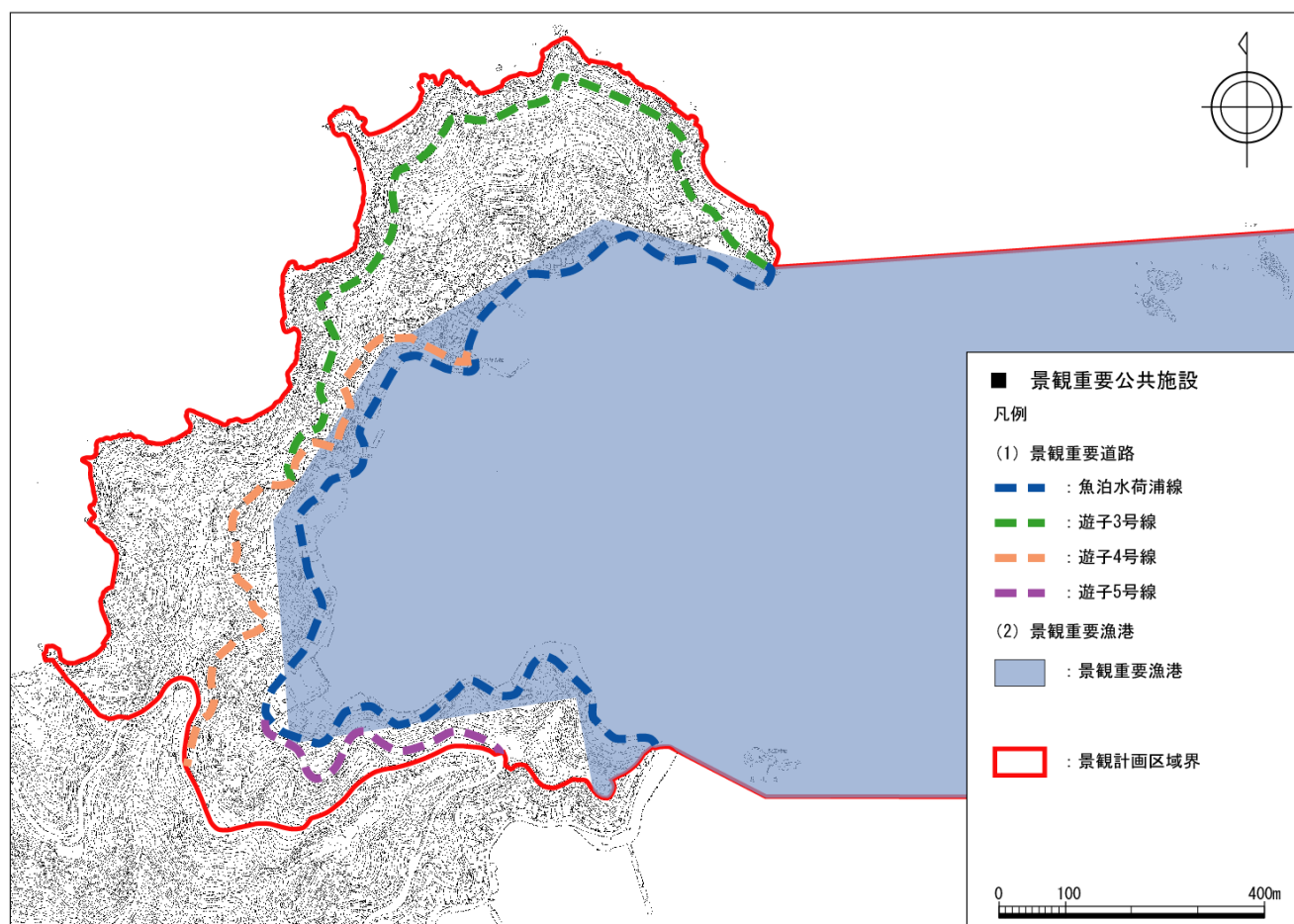


図 2-VI-1 景観重要公共施設

2. 景観重要道路

(1) 整備に関する事項

景観重要道路として位置付けた道路については、下記の点に留意して整備を進めることとする。

- ・道路及び道路整備に伴う擁壁やのり面等の整備にあたっては、素材や色彩等の工夫、緑化などにより、周辺景観との調和に十分に配慮すること。
- ・交通安全施設等の道路附属物の整備にあたっては、整理・統合を含め出来るだけ必要最小限に留めるものとし、形態・意匠は周辺景観との調和に十分配慮すること。
- ・当該道路は海や段畑を眺望する視点場となることから、地域住民や観光客等の快適性にも配慮した適切な整備を行うこと。

(2) 占用についての許可の基準に関する事項

景観主要道路内に電柱や広告塔などの工作物等の道路占用の許可をする場合は、次の事項に配慮する。

<工作物等の位置>

- ・景観形成上の重要なポイントを阻害しないような配置とすること。
- ・特に主要な視点場からの景観を阻害しないような配置とすること。

<工作物等の高さ>

- ・周辺との調和に配慮し、必要以上に高くするのを避けること。

<工作物等の形態・意匠>

- ・周辺景観との調和に配慮した形態・意匠とすること。
- ・華美なデザインとならないように配慮し、できるだけ低彩度色を用いること。

3. 景観重要漁港

(1) 整備に関する事項

景観重要漁港として位置付けた漁港については、下記の点に留意して整備を進めることとする。

- ・外郭施設や係留施設等の各種施設の整備にあたっては、素材や色彩等の工夫など、周辺景観との調和に十分に配慮すること。
- ・安全柵や車止め等の安全施設・付帯施設等の整備にあっても、突出したデザインは避けるなど、周辺景観との調和に十分に配慮すること。
- ・倉庫やクレーン等の規模の大きな建築物・工作物を建設する場合は、主要な視点場からの景観を阻害しないような配置とすること。
- ・当該漁港は海や段畑を眺望する視点場ともなることから、地域住民や観光客等の快適性にも配慮した適切な整備を行うこと。

(2) 工作物の建設等についての許可の基準に関する事項

景観重要漁港の区域の水面又は公共空地において、工作物の建設等に対して許可を行う場合は、次の事項に配慮する。

①工作物の建設若しくは改良（水面又は土地の占用を伴うものを除く。）

<位置>

- ・主要な視点場からの景観を阻害しないような配置とすること。

<高さ>

- ・周辺との調和に配慮し、必要以上に高くするのを避けること。

<形態・意匠>

- ・周辺景観との調和に配慮した形態・意匠とすること。

②土砂の採取

- ・道路その他の公共の場から容易に望見できないように、植栽又は塀などで遮蔽措置を講じること。
- ・採取後は跡地の整正を行うとともに、適切な緑化措置（芝、低木又は中高木の植栽）を講じること。

③土地の掘削若しくは盛土

- ・掘削若しくは盛土の量はできるだけ少なくするとともに、のり面の整正はできるだけ土羽によるものとする。
- ・のり面が生じる場合は周辺景観との調和に配慮し、適切な緑化措置（芝、低木又は中高木の植栽）を講じること。
- ・やむを得ず擁壁等の構造物を設ける場合にあっては必要最小限のものとし、素材や色彩等の工夫、適切な緑化措置など、周辺景観との調和に十分に配慮すること。

④汚水の放流若しくは汚物の放棄

- ・当該汚水若しくは汚物の放棄が、景観計画区域の水質の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものであること。

⑤水面若しくは土地の一部の占用（公有水面の埋立てによる場合を除く。）

- ・占用する工作物については、周辺景観との調和に配慮した形態・意匠とすること。
- ・公共空地を占用する物品については、整然と集積または貯蔵すること。

Ⅶ. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

計画区域の景観は、これまでの営農活動により維持されてきた景観であり、景観の保全にあたっては、景観との調和のとれた良好な営農活動を実施していくことが必要である。そこで、本景観計画とともに、今後は、景観との調和のとれた良好な営農条件を確保する「景観農業振興地域整備計画」を策定することとする。

以下に、計画を策定するにあたっての基本的な事項を整理する。

1. 保全・創出すべき地域の景観の特色

- ・計画区域に展開する景観は、丘陵に広がる段畑や雑木林、丘陵麓に位置する集落、養殖筏等が点在する海域にまたがる連続した景観であり、これらの景観を構成する要素は互いに関連性を持った一体的な景観である。
- ・また本区域の景観は、地域の独特の地形や気候等の自然条件の制約（渇水、急斜面等）を克服するため、多大な努力工夫、積み重ねられてきた知恵と技が自然と呼応して形成されてきた「生業史の反映」としての景観である。

2. 保全・創出すべき地域の範囲

- ・計画区域の陸域の大半は、農業振興地域（農用地区域）に指定されている。
- ・計画区域内に位置するこれらの農業振興地域は、計画区域の景観の根幹となる段畑を含むとともに、段畑と一体となって景観を構成する雑木林等も含み、計画区域の景観を語る上で極めて重要な区域である。
- ・一方、現在のところ耕作が放棄されているところもあり、計画区域の景観を良好に保全していくためにも、適切に維持管理すべき区域である。
- ・従って、「保全・創出すべき地域の範囲」は、計画区域全域を対象とする。

3. 魅力ある景観を保全・創出するための方針

＜営農活動の維持・推進を基本とした段畑景観の保全＞

- ・ジャガイモ等の産地として営農活動の維持及び農用地の維持確保に努める。
- ・また、今後の営農の状況により、現在、耕作放棄地となっているところについても、営農の再開を検討する。

＜昔ながらの構造・素材に配慮した段畑の維持管理＞

- ・段畑の補修にあたっては、昔ながらの段畑の構造に十分に配慮する。また使用する素材等についても、景観の維持保全を念頭に十分な配慮を行う。
- ・除草など日常的な維持管理に努める。

＜段畑景観との調和に配慮した各種施設の整備＞

- ・営農に必要となるモノレール等の各種必要施設の整備にあたっては、その規模や形態・意匠など、段畑の景観との調和に十分に配慮する。

＜継続的な維持管理のための仕組みや手法の継承＞

- ・伝統的な石積みの手法、草刈り等の日常的な維持管理手法、また維持管理を継続的に実施する仕組みを継承する。

第3編 今後の課題

本計画は景観法に基づく「景観計画」であり、計画区域内の景観形成に対して、現時点で地域住民と合意形成が図られた計画内容を取りまとめたものである。

しかし、良好な景観は一朝一夕で形成されるものではなく、日々の生活の営みの中で末永く実施していくものであり、今後も本計画を基本とし、様々な主体の参画を図りながら継続的に検討する必要がある。

ここでは、これからの景観形成の展開を鑑み、今後取り組むべき課題を以下に示す。

＜地域住民を主体とした景観形成の継続的な協議＞

本計画において景観形成基準等を定めたが、これらは景観形成活動の第一歩としての基本的な原則として設定したものである。今後は、本計画で定めた基準の運用を図りながら、必要に応じ、さらに具体的な基準を検討するなど、地域住民を主体として継続的に協議を行い、本計画を発展させていくことが重要である。そのためにも景観管理組織の構築を進めるとともに、景観協定等の各種制度を適切に活用し検討することが望まれる。

＜「景観農振興計画」の策定、「景観重要建造物」や「景観重要樹木」の指定の検討＞

本計画では、「景観農業振興地域整備計画」や「景観重要建造物や景観重要樹木の指定の方針」を検討したが、具体的な計画策定や指定はこれからである。本計画区域の良好な景観形成のためにも、継続的に検討を進めていく必要がある。

＜緑地担保方策の検討＞

景観計画区域内には、昔は農地であったが現在は雑木林となっているところが存在するが、これは本地域の景観を構成する重要な要素となっている。これらの樹林は、魚付き林としての機能も指摘されており、今後調査を進め、必要に応じ緑地担保の方策を別途検討する必要がある。

＜景観整備のための各種事業の実施＞

景観公共施設として位置付けた道路や漁港は、重要な景観構成要素でありかつ重要な視点場としても位置付けられる。そのため、これらの施設については周辺景観との調和に配慮した適切な整備を進めるとともに、良好な視点場として適切に環境整備を実施することが必要である。

＜景観形成の支援制度の検討＞

景観形成は、地域住民が自主的に実施することが重要であるが、それを適切に推進していくためには、行政側の適切な支援策が重要となる。単なる補助金だけではなく、景観形成に活用できる事業や景観形成の手法等の情報提供、景観アドバイザーの紹介など、様々な景観形成推進のノウハウと共に支援制度の検討が必要である。

＜必要に応じた計画の見直し＞

本計画は、現時点での景観形成上の問題点・課題を踏まえ策定したものであるが、今後、運用していく中で新たな問題点等が浮かび上がってくる可能性もある。本地域の景観を良好に保全・創出していくためにも、地域の実情や地域住民からの意見を踏まえながら、必要に応じて計画を見直し、より良い計画となるように更新されることが重要である。